

簡文帝

至治の世には請託無し。至亂の世にも請託無し。故に囑託の禁、律に設くと雖も、而も嚴ならず。其の本治に非ざるを以てなり。漢の靈帝、三五の法を立て、高洋、房超が趙道德の請託の使を楛殺するを賞し、守宰に命じて楛を設けて以て屬請の使を捶殺せしむ。蓋し其時請託公行し、獄訟大に亂る。激する有りて然るなり。至亂の世には、守宰、利を己に専らにし、民の・賂を行ひて屬請して、而も賄を己に薦めざるを惡み、則ち公を乗り法を守るを假りて、以て貨賄を一門に總む。上、既に之が嚴禁を爲せば、怨を人に致すと雖も、而も懼れざる可きに、敢て其汚を擡擧する者有る無きなり。劉季陵、公府の事に與らず。而して陳蕃、之を誚る。季陵は正なり、蕃は正に非ざるなり。然れども蕃且つ季陵に辭有り。其時、請託盛行はれて、而して季陵、孤なるなり。至治の世には、官に在れば廉を養ふの典有り。退居すれば尸祝の尊有り。賢士大夫、亦、何ぞ身を以て垢濁に納るるに忍びんや。而して亂世には能はざるなり。是に於てして、利を擅にし刑を淫するの守、充厲して以て能と爲す。請託絶えて、而も賄賂益々濫なり。況んや其の絶つ所を絶てども、而も其の絶たざる所を絶つ能はざる者をや。守宰に任じて而して其廉隅を重んじ、教行はれて而して俗美なれば、請託は禁ずるに足らざるなり。之を禁じて而して民の枉や益々甚だし。靈帝の世是なり。高洋が人を殺すを樂しみて以て威を逞しくするが若きは、又、論ずるに足る無きのみ。

【一】通鑑卷百六十三梁簡文帝大寶元年、齊王(高洋)初めて立つや、勵精して治を爲す。趙道德、事を以て黎陽の太守清河の房超に屬す。超、書を發かず、其使を楛殺す。齊主、之を善しとし、守宰に命じて各楛を設け、以て屬請の使を誅せしむ。此章は此事を論するなり。

【二】陳蕃は恐らくは杜密の誤ならん。通鑑卷五十五漢桓帝

延熹九年に、杜密、官を去りて家に還り、毎に守令に謁し、陳託する所多し。同郡の劉勝(字は季陵)、亦、蜀郡より、郷里に告歸し、門を閉ち軌を掃ひ、干及する所無し。太守王昱、密に謂ひて曰はく、劉季陵は清高の士なり。公卿、之を擧ぐる者多し」と。密、昱が以て己を激するを知り、對へて曰はく、劉勝、位、大夫と爲り、上賓に禮せられ、

而も善を知れども薦めず、惡を聞けども言ふ無し。情を隱し己を惜み、自ら寒蟬に同じ。此れ罪人なり。今、義に志し行を力むる賢は、密、之を達し、道に違ひ節を失ふの士は、密、之を糾し、明府をして、賞罰、中を得、令問休揚せしめん。亦萬分の一ならずや」と。昱、慙服し、之を待つこと彌々厚し。

【一】通鑑卷百六十三梁簡文帝大寶元年、魏の宇文泰、始め

て民の才力有る者を籍して府兵と爲し、身の租庸調は、一切、之を蠲き、農隙を以て戰陳を講閱す。馬畜糧備は、六家之を供す。合せて百府と爲し、府毎に一の郎將、之を主り、分ちて二十四軍に屬す。此章は此事を論するなり。

【二】大統十六年は即ち梁の大寶元年なり。

【三】天寶は唐の玄宗の年號。

【四】安史は安祿山・史思明。

唐の府兵は、軍制を言ふ者、競ひて其の善きを稱す。蓋し、元魏の大統十六年に宇文泰が創めて之を爲すに始まる。其後、民の・才力有る者を籍して兵と爲し、其身の租・庸・調を免す。而して關中の疆き、卒に以て東のかた高氏を呑み、南のかた江陵を併す。隋・唐、之に因り、天寶に至りて始めて改まる。人胥曰はく、『府兵改まりて而して邊將驕る。故に安史、河北を亂し、終に平ぐる能

はず。而して唐訖に以て亡ぶ」と。而して其の然らざるを知らざるなり。府兵は其の兵たるを成さず、而して徒らに以て民を厲ます。曠騎、改まると雖も、而も能く盡く其弊を革むる莫し。唐乃ち兵無くして、而して邊將に倚る。安史の亂は、府兵、之を致すなり。豈に府兵、改まらずんば、安史、亂れず、安史亂れて、府兵能く之を蕩平するならんや。三代は兵を農に寓す。封建の天下、相承けて然るなり。周の初、封建、亦替ふ。然れども其の存する者、猶ほ千八百國なり。外に匈奴・突厥・契丹の侵逼無く、兄弟・甥舅の國、貪憤を以て相攻め、而して各、相防ぐのみ。然して忿伎一たび逞しくすれば、則ち各、其の未を負ふの、愚民を驅り、以て血を郊原に蹀ましむ。悲しいかな。三代の季、民の瘳れて以て死する者、但に今の比のみに非ざるなり。禹・湯・文・武の至仁なる、僅に能く之を約するに禮を以てし、而して其暴亂を禁ず。而して卒に此の農民を闢はせて以て之に死せしむる者を如何ともする無きなり。上古相承くること已に久し。幸にして、聖王善く之が法を爲し、車戰を以てして、而して、徒戰を以てせず。奔るを追ひ斬馘すること、數人に過ぎず。故に民の死するや積もらず。然れども農民方に耕桑を務め、婦子を保つに、乃ち其田廬の計を輟め、原野に奔命し、其醜謹の良を斲り、競悍に相習はしめ、之を虔劉し、之を燔亂す。民の憔悴すること、亦、大に傷む可し。戰國に至りては、一戰して而して首を斬ること數十萬に至る。豈に兵たるを樂しむ者ならんや。皆、

- 【五】曠騎は唐の宿衛の兵なり。
- 【六】愚民は謹慎なる人民。
- 【七】徒戰は徒歩の戰。

南畝の農夫にして、免れんと欲すれども而も得ざる者なり。漢、天下を一にし、兵と民とを分ちて兩途と爲し、而して兵を農に寓するの害乃ち息む。俗儒の端居、估畢して而して軍政を談する者、復た、踵ぎて之を行はんと欲す。其不仁、亦、慘なるかな。身、幸に士と爲り、耒耜の勞を脱し、耕さずして而して農人の食を食ひ、更に、之を白刃の下に驅らんと欲す。人心有る者、宜しく此に於て變ずべし。宇文泰の、此を爲すや、則ち説有るなり。關中の一隅の區に據りて、天下を并せんと欲す。乃ち師を興して以て高洋を伐ち、戰はずして退きしは、豈に洋を畏るるならんや。自ら、寡弱たるを顧みて而して心早く寒きなり。南のかた雒陝より、西のかた平陽より、北のかた幽・薊を極め、東のかた青・兗に漸るまで、皆、洋の有なり。衆寡の形、相去ること遠し。且つ梁氏方に亂る。抑も起ちて之に乗じて以て襄郢を呑まんと欲すれども、而も北すら尙ほ支へず、勢、以て南に及ぶに足らず。此より前なる者屢、寡を以てして衆に勝つと雖も、而も内に顧みて終に以て自ら危む。故に其の用ふる所の者は、仍ほ其の舊習用する所の兵を恃み、而して特に、其數を多くして以て其勢を張大にせんと欲するのみ。且つ關中は、北のかた靈夏を繼し、西のかた河湟に暨び、南のかた武都・仇池・羌氏の地を有つ。耕墾の阡と雖も、皆、戰鬪に習ひ、行伍に充てしむるも、力足り、而して情、甘んぜざるに非ず。泰、權宜を用ひて以て一時の利を規る可し。未だ盡くは

- 【八】估畢。估は視る也。畢は簡なり。書を讀めども其蘊奥に通ずる能はざるをいふ。
- 【九】耕墾。古の墾壤の歌に、「田を耕して食ひ、井を鑿ちて飲む」とあり。

失はざるなり。若し夫れ四海一に、戰爭休み、本を固くし邦を保つ、永計を爲し、威を建てて以て夷狄・盜賊の萌を銷するには、則ち武を用ふると文を用ふると、剛柔、質を異にし、農は粟を出して以て兵を養ひ、兵は命を用ひて以て農を衛り、固に途を分ちて而して各々靖んず。乃ち天下の民を擧げて旦に稼穡して而して夕に戈矛せんと欲するは、其始や、愚民、賦を免じ役を免するの利を貪り、蹶起して而して命を受け、其後一たび籍に著くに造びては、脱せんと欲すれども而も能はず。故に唐の府兵、業に更に曠騎と爲る。乃ち、杜甫の石壕三別の詩を讀むに、流離の老婦、縲紲に宛轉し、垂死の病夫、戈を負ひて道に仆れ、民日に盛まりて、而して兵日に竄し、徒らに其民を死せしむ。而して綫の如きの宗社を救ふ者は、朔方の邊卒、回紇の援兵なり。然れば則ち所謂府兵といふ者は、國に益無くして、而して徒らに以て民に殃すること審かなり。三代の封建の制に反す能はず、幸にして三代の交、争ふの苦を脱す。農は農に安んず可く、兵は兵に安んず可し。天、之を別つに材を以てし、人、之を別つに習を以てす。天下を宰制する者、時に因りて而して利用すれば、國本堅くして而して民生遂ぐる可し、自ら道有り。估畢の小儒、兵を農に寓するを稱説して、絶えず。其愚、以て天下に禍すること、亦、此に至れるかな。農の兵たる可からざるや、農を厲ましめ、而して祇に以て其國を弱くすればな

【一〇】衛所は明代の分駐防營の地なり。明の太祖、既に天下を定め、要害の地を度り、一郡に係る者は所を設け、郡を連ぬる者は衛を設け、大率五千六百人を衛と爲し、千百二十人を千戸所と爲し、百二十人を百戸と爲し、所には總旗二、小旗十を設け、大小聯比して以て軍を成す。其軍は皆

り。兵の・農たる可からざるや、兵を弱くし、而して祇に以て其土を蕪すればなり。故に(一〇)衛所に屯を興すの法は、天下の兵を銷して、而して中國弱し。以て坐ながら洪圖を(一一)に授くること、繇りて來る所久し。且つ所謂屯田といふ者は、鹵莽滅裂にして、肥壤を化して磽土と爲すこと、天下皆是なり。永鑿と爲さざる可けんや。

世籍なり。
【一一】吳興の太守張曠が從容として侯景に殺さるること、通鑑卷百六十二梁武帝太清三年に載す。簡文帝の太子大器が從容として殺さるること、卷百六十四簡文帝大寶二年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

(一)魏・晉以降、廉恥喪はれて而して忠孝混ぶ。夫れ豈に慷慨の士の、氣、一たび奮ふに堪ふる者無からんや。以て自ら持する無くして、而して因つて以て自ら繼ぐ無ければ、則ち奮ふと雖も而も終に餒うるなり。其廉恥を持して、以て其忠孝を衰へざるに養ふ者は、自ら・諸を從容として義を蹈むの君子に歸す。慷慨の能くするところに非ざるなり。梁の亡ぶるに於てして、二君子を得たり。太子大器及び吳興の太守張曠、是のみ。吳興は兵力寡弱にして、而して曠は軍旅に閑はず。然して矯擧して自ら奮ひ、弱を以て強に抗す。豈に以て其忠を自暴するに足らざらんや。既に・死を畏るるの心無ければ、自ら・賊と一旦の命を争ふ可し。而るに曠は爲さざるなり。夫れ之を爲して而も繼がずんば則ち氣挫けて而して志以て搖がんことを慮ればなり。幸を僥勝僥敗の間に徼むれば、神、定守無くして、而して其必死の心を保つ能はず。死を知

るなり。死を知るの外、心を容るる所無し。服を整へ安坐して、執らへらるるを待ち、而して生を捐てんのみ。此れ嗾の守る所なり。侯景の簡文と太子とを容るる能はざるは、明かなり。太子、去る可くして而も去らざるは、其父を離るるに忍びざればなり。景の黨に於て、未だ嘗て意を屈せず、而して曰はく、「若し必ず殺されなば、百拜すと雖も、益無きなり」と。神色怡然として、難に及びて而も其度を改めず。死生は其命なり。忠孝は其性なり。端凝して尊重なるは其道なり。既に必死を知れば、則ち中に崛起すること、獻帝の衣帶の詔・高貴郷公の戈を援るの擧の若き、夫れ豈に不可ならん。而るに太子は爲さざるなり。既に爲すを欲せずんば、則ち晦を養ひて、以て凶逆を免れんことを冀ひ、以て外援を俟つも、亦、一道なり。而るに太子は抑も爲さざるなり。臣子の道、身を居くの節、是の若くにして止む。此を過ぐれば則ち亂る。自ら亂れて以て己を喪ふを欲せざる、猶ほ張暉のごときなり。此れ太子の守なり。二子の守は、君子の守なり。天を樂しむ者なり。土に安んずる者なり。命を俟つ者なり。諸を己に求めて、而して外を願はざる者なり。嗚呼、太子をして早く位を正しくし、而して暉の若き者を得て以て之が輔と爲さしめば、朱异何ぞ能く之を惑はさん。侯景何ぞ能く之を欺かん。高澄何ぞ能く之を給かん。而して武帝は耄して以て荒み、簡文は弱くして而して忌み、同姓の諸侯は、君親に叛きて而して骨肉を戕ひ、太子は儲貳の虚名を懸し、張暉は貧弱の僻郡を守り、爲す可き無きの地に居る。君たる可く相たる可きの道有りと雖も、而も能く爲す無きなり。

天、梁を亡ぼすなり。能く爲す無ければ、則ち己を喪はずして、而して永く君子と爲らんのみ。君子は、之を知ること審かにして、而して之に居ること安んずるなり。生死や、成敗や、之に居りて安んずる者は、時勢に亂されざる所なり。亂れずして而して後に、以て死に安んず可し。以て死に安んず可くして而して後に、以て生を貴ぶ可し。生を貴びて而して後に、以て其敗を善くす可し。其敗を善くして而して後に、以て其成を圖る可し。故に晉の明帝は、以て王敦を折く可く、謝安は、以て桓温を制す可し。氣先づ定まり、神先づ凝まればなり。太子は未だ晉明の位を履まず、張暉は謝安の權を秉らず、而して梁の亡ぶること必せり。此を下りては則ち武陵・湘東・邵陵のみ。柳仲禮・韋粲のみ。矯擧して以て興ると雖も、徒らに其亡を速くのみにして、何の裨あらん。國に君子無ければ、則ち以て立つ無しとは、信なるかな。

元帝

(一) 元帝、岳陽王督を忌みて、而して之を滅ぼさんと欲し、遂に襄陽を失ふ。襄陽失はれて、而して江陵の亡ぶること、俟つ可きなり。武陵王紀が帝を成都に稱するに及びて、復た宇文泰に請ひて、紀を襲はしめ、而して成都、又、周に入る。則ち江陵未だ亡びざる者有らざるなり。宇文が能く之を取

【一】此章は、梁の元帝が、岳陽王督を忌みて、之を滅ぼさんと欲して、遂に襄陽を失ひ、宇文泰に請ひ、武陵王紀を成都に襲はしめ、成都、又、周に入り、江陵遂に陥るに至りしことを論じ、之を要するに元帝が至不仁にして親無きに基因することを説くなり。通鑑卷百六十四、卷百六十五梁元帝紀を参照せよ。

るに非ず。皆、自ら亡ぶるなり。蜀亡び、江陵陥り、襄陽北に折れて、而して宇文の先驅と爲り、江左の能く延ぶること、數十年なるは、幸なり。高齊未だ滅びず、關中の勢、未だ固からず、宇文の篡未だ成らず。故に猶ほ幸にして存するなり。夫れ地の利は、爲す有る者の恃む所に非ざること、固よりのみ。曹操、兗州・四戰の地に據りて、而も羣雄を制す。李勢・譙縱、蜀に據りて、而して江東、動搖を爲さず。然りと雖も、地の利を得るも、而も人、和せざれば、地未だ恃む可からず。人、和せずして以て内に潰え、未だ能く其地の利を保つ者有らず。地の利を失ひて而して後に、其の亡ぶるや必せり。故に英雄の特起して、天下に爲す可からざる無きを視る者に非ざれば、則ち地の利も亦其の必ず争ふ所なり。梁元、殘忍忿戾にして、地の利を捐て以て人に授け、而して卒に以て自ら滅ぶること、其明驗なり。梁の和せずして以て内に潰ゆるは、武陵・岳陽の罪に非ざるなり。元帝一たび起りて、而して即ち其弟慥を殺せり。其兄の子譽を殺せり。其兄綸を襲へり。其從孫棟を殺せり。武陵、子圓照を遣はして入りて援けしむるや、其節度を聽し、而して之を白帝に阻めり。圓正、衆を合はせて以て署を受け、而して之を囚へたり。岳陽、兵を起し、而して力を盡くして以て之を攻めたり。侯景の大讎を捨てて、而して亟かに其骨肉を戕ふ。皆、帝、至不仁の情を挾みて以て之を激し、相下らざらしむるなり。嗚呼、帝即ち、一本の愛を念はずして、而して忍に安んじて親無し。

【一】 李勢・譙縱の事は通鑑晉紀に載す。
【二】 一本とは同じく一源に出づるを言ふ。

抑も夫の二王は、一は襄陽に處り、一は成都に處り、江陵の生死の自りて操らるる所の者たるを思はんや。故に不仁者は未だ能く其地の利を保つ者有らざるなり。一念の乖きて、而して上流失はれ、咽吭奪はれ、孤城に困しみて以て自ら斃る。劉宏・陶侃以來經營すること百年の要地を擧げて、之を鮮卑に委す。亦、憎ましきかな。江東、四たび主を易へて而も亡びず。劉子業・蕭寶卷の凶頑なるすら、猶ほ地の棄つ可からざるを知る。而るに帝は之を棄つること贅疣の如し。至不仁の人、地の利を棄つるに至りて極まれり。己の死亡を恤へず。而るに兄弟に笑か有らんや。

【四】 劉宏は劉弘なり。
【一】 江陵陥るや、梁の元帝が古今の圖書十四萬卷を焚くこと、通鑑卷百六十五梁元帝承聖三年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。
【二】 投瓊は散を擲つなり。博弈の類。

江陵陥り、元帝、古今の圖書十四萬卷を焚く。或るひと之を問ふ。答へて曰はく、「讀書萬卷、猶ほ今日有り。故に之を焚く」と。未だ其の不仁を悔いずして而して咎を讀書に歸するを惡まざる者有らず。曰はく、「書は何ぞ帝に負かんや」と。此れ讀書を知る者の言に非ざるなり。帝の自ら滅亡を取るは、讀書の故に非ず。而して抑も未だ嘗て讀書の故に非ずんばあらざるなり。帝の撰著する所を取りて之を観るに、駢麗を搜索し、影迹を攢集し、以て博記を誇る者は、萬卷を破るに非ざれば能はず。其時に於てや、君父、命を逆賊に懸け、宗社、絲を割裂に垂る。而して晨覽夕披して、此に疲役せられ、義、振ふ能はず、機、乘する能はず。則ち六博、投瓊・耽酒・漁色と、又、何を以

て異ならんや。夫れ人心、一も倚る所有れば、則ち聖賢の訓典、以て志氣を行を尋ね墨を數ふの中に鋼するに足り、織曲を得て而して大義を忘れ、影迹に迷ひて而して微言を失ひ、且つ大惑の資と爲るなり。況んや百家の小道、青を取りて白に妃するの區區たる者をや。嗚呼、豈に徒に元帝の不仁にして、而して讀書止だ以て淫に導くのみならんや。宋末・胡元の世、名づけて儒と爲す者、格物の正訓を興り聞き、而して之に格るを念はざるなり。將た以て何をか爲さん。五經・語孟の文字の多少を數へて之を總記し、章句・合離・呼應の形聲を辨じて之を比擬し、飽食終日、以て無益の較訂に役役とし、而して發して文章と爲り、筋脈排偶を侈り、以て工と爲す。

【三】較訂は校訂なり。

りて疑はず」とあり。

【四】論語淵源篇に「色、仁を」

【五】論語衛靈公篇に「好クて小慧を行ふ」とあり。

【六】黃潛善の傳は宋史卷四百七十三姦臣傳に載す。

【七】圓悟は宋の禪宗の僧。

身心に於て、何ぞ與らんや。倫物に於て、何ぞ與らんや。政教に於て、何ぞ與らんや。自ら以て密と爲して、而して人の疏なるに傲り、自ら以て専らと爲して、而して人の散なるに傲り、自ら以て勤と爲して、而して人の惰なるに傲る。此の若き者は、色取りて疑はざるの不仁、好みて小慧を行ふの不知に非ずや。其の窮するや、以て教へて而して人の子弟を鋼し、其の達するや、以て執りて而して人の國家を誤る。則ち亦、元帝の、兵、城下に臨めるに、而も老子を講じ、黃潛善の、虜騎、江を渡れるに、而も圓悟に參する者と、奚ぞ別たんや。抑も蕭寶卷・陳叔寶の、酣歌恆舞し、白刃、頭

に垂れて、而も覺らざる者と、又、奚ぞ別たんや。故に程子、謝上蔡が物を玩び志を喪ふを斥く。玩ぶ所有る者は、未だ喪はざる者有らざるなり。梁元・隋煬・陳の後主・宋の徽宗、皆、書を讀む者なり。宋末・胡元の小儒も、亦、書を讀む者なり。其の迷ふこと均しきなり。或るひと曰はく、「先

聖・先儒の書を讀むは、雕蟲の比に非ず。固に君子たるを失はざるなり」と。夫れ先聖・先儒の書は、豈に浮屠氏の、書寫讀誦して而して功德有りと言ふ者ならんや。其書を讀み、其迹を察し、其字句を析ち、遂に自ら命けて君子と爲す。

【八】程子の門人謝良佐は壽春上蔡の人。

【九】良知の説を爲す者とは王陽明をいふ。

【一〇】精義神に入るは周易繫辭傳の語。

【一一】太子宏は太子弘なり。唐の高宗の太子なり。春秋左氏を率更令郭瑜に受け、楚の世子商臣が其君を弑するに至り、明して卷を廢して曰はく、

【一二】穆姜云云。左傳襄公九年に出づ。

良知の説を爲す者の起ちて之を斥くるを怪しむ無きなり。乃ち良知の説を爲し、其所謂良知に迷ひて、以て刻畫して而して髣髴する者、其害尤も烈なり。夫れ讀書將た以て何をか爲さんや。其大義を辨じ、以て己を修め人を治むるの體を立つるなり。其微言を察し、以て精義の神に入るの用を善くするなり。乃ち善く讀む者、心に得る有りて、而して之を正すに書を以てする者、鮮し。此より下りて、太子宏の、春秋を讀みて、而して卒讀するに忍びざるが如き者、鮮し。此より下りて、穆姜の、易に於ける、能く自ら反みて媿を知

るが如き者、鮮し。其大を規らず、其精を研めず、其時を審かにせず、且つ、漢儒の公羊を以て大倫を廢し、王莽の二名を譏るを以て匈奴を待ち、王安石の國服を以て青苗を賦するが如き者有り、經且つ蠹と爲る。而して史は尤も論ずる勿きのみ。漢高の韓彭を誅して而して亂萌消するを讀めば、則ち親賢なる者を殺して、其伎毒を益す。光武の太子を易へて而して國本定まるを讀めば、則ち元良を喪ふ者、其偏私を啓く。張良の穀を辟けて以て身を全くするを讀めば、則ち(三)彼の家に鑪火するの術進む。丙吉の人を殺せるに而も問はざるを讀めば、則ち怠荒して事を廢するの陋成る。高明の量の以て其大體を持する無く、酌酌の權の以て獨知に審かなる無ければ、則ち讀書萬卷、止だ以て迷を導くのみ。顧つて・學はず術無き者の尙ほ其樸を全くするに如かざるなり。故に子曰はく、(四)『吾、十有五にして學に志す』と。志定まりて而して學乃ち益あり。未だ志無くして而して學を以て志と爲す者を聞かざるなり。學を以てして而して其志を游移すれば、異端・邪説・流俗の傳聞・淫曼の小慧、大は以て其心思を蝕し、而して小は以て其日月を荒す。元帝の爲す所は、死に至りて而も悟らざる者なり。惡んぞ咎を萬卷の涉獵に歸せざるを得んや。儒者の徒にして、而も其卑陋に效ふは、警むる勿かる可けんや。

【三】彼の家に鑪火するの術とは道教の煉丹の術をいふ。
【四】吾十有五にして學に志す論語爲政篇に出づ。

敬 帝

(二) 義以て勇を生じ、勇以て義を成す。勇無き者は、與に義を立つ可からず。猶ほ義無き者の、與に勇を語る可からざるがごときなり。王僧辯は、義を知らざる者に非ず。元帝、之をして湘州を攻め蕭棟を殺さしむれども、而も從はず。身、賊を平ぐるの大功を建て、大任を受けて、而して京邑を鎮す。以て爲す有る可きの資なり。高洋、邢子才を遣はして一旅を帥ゐて蕭淵明を入れしめ、梁主と爲さしむ。淵明は武帝の子孫に非ず、而して異類を挟みて以て闖入す。其をして成らしむるや、則ち蕭簪は宇文に附庸し、淵明は高氏に述職し、梁國を中分して、臣妾を二虜に效さん。此れ王僧辯、肝腦、地に塗れて、以て宗社に報い、而して中原の爲めに一綫を留むるの日なり。僧辯既に裴之横を遣はして之を東關に禦がしむ。亦、已に、敬帝已に位を正して君と爲り、而して淵明は賊たるを知る。乃ち之横敗死するや、遽に節を屈して淵明を迎へて以て入る。何ぞ其の餒うるや。夫れ高氏は方に宇文と存亡の命を争ふ。釁に乗じて以て梁を窺ふ能はざること明かなり。其の偏師を以て淵明を奉じて而して入るは、直だ戯るるのみ。邢子才は、雕蟲の士なり。長江に據

【一】齊主高洋、貞陽侯淵明を納れて梁主と爲す。王僧辯、從はず、裴之横を遣はして之を東關に拒がしむ。之横敗死するや、僧辯、節を屈して、淵明を納れて江を濟る。淵明、位に即く。陳霸先、淵明を納るるを欲せず、僧辯を石頭に襲ひて之を殺す。事は通鑑卷百六十六、梁敬帝紹泰元年に載す。此章は王僧辯を論じ、義を知れども勇無きを惜むなり。

りて、而して其の斃るるを待つや、餘有り。顧つて乃ち震掉して守を失ひ、君を廢し賊を奉じて、唯だ虜の志に是れ殉し、卒に此を以て大惡の誅を受け、首を陳霸先に授け、千古の笑と爲る。則ち何ぞ節に仗りて江に臨みて以て高洋と一旦の生死を争ふに如かんや。勇無きの夫は、義、固き能はず、而して身名俱に毀る。亦傷ましからずや。故に未だ義を知らざる者は、之を知らしむ可きなり。義有るを知れども、而も勇、以て之を決するに足らず、然る後に、明君も之が爲めに鼓舞する能はず、信友も之が爲めに獎掖する能はず、大惡に陥りて以て身を亡ぼす。故に曰はく、勇は天徳なり。仁・智と並び峙ちて三なりと。

〔一〕先王に法る者は、道を以てす。其法に法れば、道に拂る者有り。其名に法れば、竝に其法に非ず。道は天に因り、法は人に因り、名は物に因る。道は心に生じ、法は事に生じ、名は言に生ず。言は、南北、地を殊にし、古今、時を殊にし、質文、尙を殊にし、各其言を以て、道を言ひ、法を言ふ。道・法苟に同じければ、言は殊なりと雖も、其歸は一なり。先王に法りて而して其名に法るは、唯だ王莽・宇文泰を然りと爲す。莽の愚なるは、劉歆、之を導き、泰の僞なるは、蘇綽、之を導く。自ら以て周官と爲して而して周官ならば、則ち將に天下

〔一〕通鑑卷百六十六梁敬帝太平元年、春正月丁丑朔、魏初めて六官を建て、宇文泰を以て太師・大冢宰と爲し、柱國李弼を太傅・大司徒と爲し、趙貴を太保・大宗伯と爲し、獨孤信を大司馬と爲し、于謹を大司空と爲し、侯莫陳崇を大司空と爲す。自餘の百官、皆、周禮に倣ふ。此章は此事を論するなり。

後世をして、周官の・道に當る無きを譏らしめんとす。而して先王は法るに足らずと謂ふ者、辭無きに非ざるなり。名は固に道・法の存せざる所の者なり。泰自ら以て周公と爲す。逆なる者、心を喪ひ志を肆にするの恆なり。綽、泰を以て周公と爲す。諂ふ者、心を喪ひ志を失ふの恆なり。李弼、趙貴・獨孤信・于謹・侯莫陳崇は、何人ぞや、而して天地四時と其化理を同じくする。悲しいかな。先王の道の陵夷すること、亦、此に至れるかな。高洋の篡ふや、梁・陳の偷するや、宇文氏乃ち關中に猴に冠し馬を舞はするを得、而して其羶穢を飾りて以て世を欺く。然るに非ずんば、則ち王莽の首は漸臺に斬らる、泰は其れ免れんや。道を以て先王に法り、而して其法を略すれば、未だ以て治むるに足らず。法を以て先王に法り、而して其道無ければ、適に以て亂るるに足る。名を以て先王に法り、而して竝に其法を失へば、必ず以て亡ぶるに足る。泰の亡びざるは、時、之を亡ぼす能はざればなり。隋に至りて、泰の妄を革め、時に因りて以て官を命け、千餘年に垂なんとして、損益する有れども、而も改むる能はず。實に循ふの效、睹る可し。周禮の六官には精意有り。之を知る者は、法に奚か有らん。而るを況んや名をや。

〔一〕此章は、權臣は、國を擅にし位を奪ふの蠶賊なれども、天下の人民の爲めには必

すしも大害を爲さざることを論するなり。

〔二〕權臣は國の蠶なり。而れども天下の害に非ざるなり。小なれば則ち擅にし、而して大なれば則ち

纂ふ。聖人豈に焉を慮らざらんや。而るに五經の文に、權臣を防制するの道無し。胡氏、春秋を傳し、始めて惴惴然として之を制すること、檻虎の如し。宋人の猜忌の習、卒に以て自ら弱くし、而して天下を異族に授く。孔子の意をして然らしめば、則ち司寇と爲り相の事を攝するの日、必ず三桓を誅するを以て亟かなりと爲さん。而るに何ぞ陪臣の國命を執るを惡まんや。何ぞ庶人の議するを憂へんや。故に知る、胡氏の春秋を傳するは、宋人の私にして、聖人の旨に非ざることを。岳侯の死するは、其説、先づ庸主の心に中るなり。晉の東渡せしより以來、王敦始めて逆し、桓溫、之に繼ぎ、代權臣有り、而して司馬・劉・蕭の宗社以て移る。其逆未だ成らざれども、而も兵を稱げ亂を構ふる者は、王恭・殷仲堪・劉毅・沈攸之・蕭穎胄、皆憤起して以て京邑と相競ふ。然して兵屢亂れ、國屢危けれども、而も百姓猶ほ能く相保ち、亂民、掠奪の惡無く、羸弱、流離の苦無し。則ち禍、上に止まり、而して下の生は、遂に驚かざるなり。其世族と其大勳とに非ざれば、朝權を乗らす。朝權を乗るに非ざれば、覬覦を生せず。艸野、桀驁の雄無きに非ざれども、下風に摺伏し、而して固より敢て騁せざるなり。侯景の亂に至りて、羊侃卒し、韋粲死し、柳

【二】 宋の胡安國、春秋傳三十卷を撰す。

【三】 三桓は孟孫・叔孫・季孫なり。

【四】 論語季氏篇に、天下道有れば、則ち禮樂征伐、天子より出づ。天子、道無ければ、則ち禮樂征伐、諸侯より出づ。諸侯より出づれば、蓋し十世、失はざるは希なり。大夫より出づれば、五世、失はざるは希なり。陪臣、國命を執れば、三世、失はざるは希なり。天下、道有れば、則ち政、大夫に在らず、天下、道有れば、則ち庶人、議せず」とあり。

【五】 岳侯は岳飛なり。

仲禮、能無くして敗れ、蕭氏の子孫、州郡を分かち典るもの、相尋ぎて自ら賊ひ、而して梁に虎臣無し。是に於てして、陳霸先、吳下の寒族、嶺表の卑官を以て、粵嶠の民を糾合し、起ちて國難を救ふ。王僧辯、之に資りて功を成す。是に於てして、建業・荊江・北府・三吳の牧守、皆、倒に其權を山谿峒壑の豪に授く。國、世族・尊貴の・中に居りて外を控するの大臣無くして、而して寒微より崛起すること、霸先の如き者、駸駸として天子と爲る。其次は則ち州を分ち郡を典り、符を握り閫を分ちて、重臣と爲る。然る後に、權、下に移る。窮郷下邑の中に、魁磊鼻雄の士有れば、皆、翹然として、自命じて曰はく、『丈夫、何の爲す所として成る可からざらんや』と。故に周迪・留異・熊曇朗・陳寶應、臂を奮ひて以て興り、乃ち十姓・百家に至るまで、稍や心機膂力有る者は、皆、其閭井の人を嘯聚し、農桑を棄て、擾鉏を操り、以て互に相掠奪す。斯時に於てや、彊者は自ら鋒刃に投じ、弱者は坐ながら其刀鋏を受け、而して天下の亂極まれり。威を建て萌を銷し社稷を衛り生民を安んずるの大臣の、劉宏・陶侃・謝元・檀道濟・沈慶之の如きの流有るを待たず、即ち王敦・桓溫・劉裕・蕭道成の權姦の、魁柄を執りて以て之に臨む有らば、亦、安んぞ是に至らんや。下に在るの義を以てして之を言へば、則ち寇賊の擾は小と爲し、而して篡弒の逆は大と爲す。上に在るの仁を以てして之を言へば、則ち一姓の興亡は私なり。而して生民の生死は公なり。故に明王の・臣民に泄むや、尊卑

【六】 周迪・留異・熊曇朗・陳寶應の事は通鑑陳紀に載す。

【七】 劉宏は劉弘なり。謝元は謝玄なり。

の秩を定め、忠禮の教を敦くし、君臣の義を失はず、而して未だ嘗て斤斤然として專擅を畏れて以て將相の權を削らす。子孫賢ならば、何ぞ彼を畏れんや。其の不肖なるや、則ち甯ろ天下を廟堂に喪ふとも、而も無知の赤子をして窺竊して兵を弄し、以て相吞齧せしむるに忍びざるなり。魯の末造、三桓の子孫既に弱く、陽虎・公山不狃、狂興し、而して魯國、盜多く、孔子、之を傷むなり。徒に疆臣を抑ふるを以て春秋の大法と爲さんや。故に以て知る、胡氏の説は、宋人の陋習なることを。

國譯讀通鑑論卷十七終

國譯讀通鑑論卷十八

陳高祖

曹魏より以て宋に迄るまで、皆、名は禪と爲せども而も篡する者なり。蓋し嘗みに之を論せん。本、征誅を以て天下を取り、習に狃れて而して迹を篡に假る者は、唐の高祖なり。其名は逆なれども、其情は未だ詐ならず。君子、其名を惡むのみ。雄桀の才を以て、起ちて而して功を圖り、其の功を圖るや、天下を覲得するを以て心と爲し、功既に立ちて、而して遂に之を攘むは、曹魏・劉宋なり。而して劉宋の功は、曹魏よりも偉なり。誠を推して孤を託するの命を受け、遂に逆心を啓き、功を立てざるに非ざれども、而も功、天下に在らず、威福を以て人を動かし、而して因つて竊む者は、司馬氏なり。固より獲るの心無く、天下亂れて而して紀無く、一旦起ちて而して之を攘む者は、宋の太祖なり。天下に功無く、天下已に亂れ、見て、奪ふ可しと爲して而して之を奪ふ者は、梁の武帝なり。既に功無く、姦謀を蓄へて以て人に弒逆に従ひ、因りて而して之を奪ふ者は、蕭齊なり。本、賊

【一】 此章は、曹魏より趙宋に至るまで、皆、名は禪讓と爲せども、而も實は篡奪する者にして、其内に優劣の等級無きにあらず、陳の高祖は劉宋

に類するに足らざれども、趙宋よりも愈り、曹氏・司馬氏・梁武よりも賢れることを論ずるなり。

なるに、而も名は禪と爲す者は、朱梁なり。若し夫れ陳氏の・梁を篡ふは、功、曹劉よりも劣れども、而も抑も功有り。天下の亂已に極まり、攘む可くして而して之を攘み、亦、固より獲るの心無し。是の如くなれば、則ち以て劉宋に韻頡するに足らざれども、而も趙宋に優れり。侯景を討平するの義有ればなり。曹・馬に愈る者は、素より蓄ふるの姦無ければなり。梁武よりも賢る者は、順を犯すの兵無ければなり。是故に、其の君たるや、微なりと雖も、而も其罪も亦輕し。淵明を卻けて而して敬帝を復辟せしむるは、果して武帝の子孫を念ひて、而して固に之を立つるに非ず。然れども其時に當りて、江左の・自立する能はざることを甚だし。蕭詧は、藩と宇文に稱し、以て叔父を殺し、而して一隅を保ち、以て號して君と爲す。淵明は、藩と高氏に稱し、以て君の遺孫を蔑るにし、而して虚號を懸して以て君と爲す。皆、君に非ざるなり。宇文・高氏の・藩を守るの臣なり。淵明をして立つを得しめば、則ち江東を擧げて以て高洋に屬服せん。尤も慘なり。陳高は、蕭氏に忠なるに非ざれども、而も中國の遺民を保ち、數十年を延きて、以て隋の一統を待つ。則ち功も亦偉なるかな。夫れ陳高始めて嶺表に起るの日より、入りて侯景を討つ初に逮ぶまで、固より、其の未だ妄に天位を干すの志有らざるを知るなり。蕭氏の子孫、自ら相戕賊し、天下、適として主と爲す莫く、而して後に、之を攘まんことを思ふ。其罪既に輕し。赫赫の功無しと雖も、而も功も亦泯ぼす可からず。隋の・中に居り狐媚して以て宇文氏を奪ふ者に視ぶれば遠し。

【二】 朱梁は五代の梁なり。

若し夫れ君子の・隋に怨する有る者は、則ち□□を以て□□に代り、之を得るに其道を以てせざれども、而も終に・名けて篡と爲す可からざればなり。此れ陳・隋の後に、天下、定まる所以なり。惜しいかな、唐の・名を正して、父を弑し民を虐するの獨夫を誅すと爲さずして、而して之を禪に託し、以て自ら篡に居るや。

君子の・善を善とするや、豪毛をも必ず取る。唯だ其豪毛の果して善なるのみなり。若し夫れ赫然として一善の名を著はし、而して實は惡に非ざる無きに、其名に役せられて而して之を取れば、則ち罔を其道に非ざるに受く。愚と爲すのみ。陳氏、梁を篡ふや、王琳、兵を起して濫城に至りて以て陳を伐つ。赫然として賊を討するの義舉なり。君子より之を論ずれば、子之、燕を篡ふや、齊の宣王、師を興して之を伐つ。而して孟子子曰はく、「燕を以て燕を伐つ」と。琳の若き者は、豈に但に陳を以て陳を伐つのみならんや。琳、兵を起して以て元帝を江陵に救ふは、正なり。蕭詧、宇文氏を導き、以て元帝を戕ひ、而して其宗社を毀つ。詧は琳の仇讎なり。而して詧は獨り其惡を成す能はず。元帝は宇文氏の刃に死すれば、則ち宇文氏は尤も琳の共に天を戴かざる者なり。侯

- 【三】 上の□□は華夏なるべく下の□□は夷狄なるべし。
- 【一】 此章は、王琳が倏ちにして彼倏ちにして此、恆無きの小人たることを論するなり。
- 【二】 罔は欺罔なり。
- 【三】 王琳が濫城に至ること、通鑑卷百六十七陳高祖永定元年に載す。
- 【四】 孟子の語は、公孫丑下篇に出づ。
- 【五】 岳陽王詧、元帝及び太子元良等を害すること、通鑑卷百六十五梁元帝承聖三年に載す。

平、琳の指麾を受けず。琳遂に表を高洋に奉じ、**□**を去りて**□**に即く。惡已に大なり。猶ほ曰はん、「高氏は吾が讎に非ざるなり」と。妻子の陥りて關中に入るを以て、復た表を奉じて臣と稱して西に嚮ふ。身、盟主と爲り、其徳を二三にし、妻子の私愛に往苒として、吾が君を殺し吾が國を亡ぼすの索虜鮮卑に北面稽顙す。斯人や、陳主の之を讒讒視して以て人類と爲さざる所の者なり。而るに何ぞ能く詞を奉じて以て陳を討せんや。蕭譽は琳の讎なり。敬帝は琳の讎に非ざるなり。元帝死亡し、敬帝、武帝の孫にして元帝の幼子なるを以て、建業に立つ。琳既に兩つながら表を二虜に奉じ、復た敬帝に臣と稱して、以て梁を糜繫す。梁、之を徴して司空と爲せども、而も至らざるは、何爲る者ぞや。琳をして果して匡復の心有らしめば、則ち身既に上流の盟主たり、司空の召に應じ、入りて敬帝を奉じ、陳氏の邪心を折かんこと、夫れ豈に能はざらんや。既に貳心を懷き、高齊に親しみ、而して故國を忘れ、陳の篡するに及びて、乃ち賊を討するの名を竊み、以て陳氏と争ひ、高氏の援に倚り、蕭莊を求めて以て借りて主と爲す。一人の身にして、倏ちにして彼倏ちにして此、廉恥蕩然たり。而るに尙ほ許して賊を討するの師と爲す可けんや。幸にして陳氏勝てり。陳にして敗るるや、高洋、亂に乗じて而して江東を取らん、琳、禁する能はざらん。固に琳の恤へざる所なり。假令、蕭莊、建業に入りて

【六】上の□は華又は夏なるべく、下の□は夷なるべし。
 【七】梁の敬帝、琳を徴すれども至らざること、卷百六十六梁敬帝太平元年に載す。
 【八】琳が高齊の援を求め、蕭莊を迎へて梁主と爲すこと、卷百六十七陳高祖永定二年に載す。

而して梁に君たるを得ば、琳因つて起ちて之を奪はんこと、勢の必ず然る所にして、抑も琳の志の固より然る者なり。恆無きの小人は、旦夕をも測る莫し。而るに之に許すに賊を討するの義を以てせんや。後事に即きて之を觀るに、陳、謝哲を遣はして往きて説かしめ、而して琳、又、湘州に還る。陳の高祖殂するや、復た約に背きて、而して蕭莊を奉じて濫城に屯し、以て帝と稱せしめ、大に侯瑱に敗られ、而して齊に奔るの志決せり。此れ琳の始終變詐の情形なり。故に曰はく、但に陳を以て陳を伐つのみ非ざるなりと。嗚呼、人は恆無きに至りて極まれり。恆無き者は、善に於ても恆無きなり。惡に於ても亦恆無きなり。惡に於て恆無き、而して時有りてか善なり。其れ果して善ならんか、猶ほ・據る可からざるなり。況んや其の徒らに名を以てするをや。君の爲めにするや、忠にして而して死し、父の爲めにするや、孝にして而して死す。君父の爲めにして忠孝なるに非ざるなり。吾は臣、吾は子、自ら廢するに忍びざる者なり。豈に忠臣孝子を以て獵取す可きの浮名と爲すに忍びんや。身を異類に失へば、則ち已に身無し。身無ければ君は誰の君ぞ、父は誰の父ぞ。忠孝に及ぶに違あらんや。且つ琳の若き者は、則ち又、身を**□**類に失へども、而も亦、據る無きなり。倏ちにして禽、倏ちにして人、妖魅のみ。今、此に妖魅有り、衣冠粉澤し、而して遂に樂しみて、之を推して以て人と爲すは、至愚の者に非ざれば然らず。然れば則ち琳に假すに梁

【九】陳の高祖、謝哲を遣はして琳を諭さしむること、通鑑永定二年に載す。
 【一〇】琳が大に侯瑱に敗られて齊に奔ること、通鑑卷百六十八陳文帝天嘉元年に載す。
 【一一】**□**類は異類なるべし。

の臣の名を以てし、而して其の陳を伐つ義を嘉予するは、又、何を以て是に異ならん。人の禽獸に別なるは、恆のみ。君子の人を觀るや、其初終を契りて以て其真邪を定むるは、持論の恆なり。乍然として其の義を襲ふの虚聲を見て、而して之を矜異し、其惡已に敗露するを待ちて、而して又之を貶するは、亦、持論の、恆無き者なり。恆無ければ、則ち其の琳に違ふや遠からず。善を善とすれども而も一定の衡無し。鑒みざる可けんや。

〔一〕 通鑑卷百六十七陳高祖永定三年、周の處士韋叟は、孝寬の兄なり。志、夷簡を尙ぶ。魏周の際、十たび徴せらるれども屈せず。周の太祖甚だ之を重んじ、其志を奪はず。世宗、禮敬すること尤も厚し。號して逍遙公と曰ふ。晉公護、之を延きて第に至り、訪ふに政事を以てす。護、盛に第舍を脩む。叟、仰ぎて堂を視、歎

じて曰はく、「酒に酣ひ音を嗜み、宇を峻くし牆に彫る。此に一有れば、未だ亡びざる或らず」と。護悦ばず。此章は韋叟を論するなり。

〔二〕 林逋・魏野は竝に宋の隱士。

〔三〕 种放は宋の處士。傳は宋史卷四百五十七隱逸傳に載す。

徴せらるれども屈せざるは、名づけて徴士と爲す。名は均しきなり。而して實は辨有り。君臣の義を守り、篡逆の黨に遠ざかり、當世の心無きに非ざれども、而も己を潔くして以て自ら靖んずる者は、管甯・陶潛是なり。矯厲亢爽にして、物の下と爲るを恥ぢ、道、隱る可きに非ざれども、而も自ら其志を旌はすは、嚴光・周黨是なり。閑適にして自ら安んじ、蕭清にして自ら喜び、知は以て世を経するに足らず、而して怡然として委順するは、林逋・魏野の類是なり。餘有るの地に處り、以て優游して身を全くし名を保つ可くして、而して其の便とする所を得るは、則ち韋叟・种

放是なり。其行を考へ、其世を論じ、其志を察し、其方を辨すれば、則ち其高下、得て觀る可きなり。叟は孝寬の兄にして、放は世衡・師道の族なり。故に二子は、尤も相肖たり。其家は赫然として、天下に顯名を著し厚實に居り、而して己は以て高臥して人主の尊獎を邀ふるを得。則ち亦、何ぞ一命の榮を求めんや。二子は、尤も相肖たるなり。此を逍遙公・豹林處士と爲すのみ。

文帝

文帝既に從子を以て、高祖に繼ぎて立つ。宇文氏、高祖の子昌を遣りて陳に歸らしむ。文帝、侯安都と與に之を江に斃す。帝の位を貪り忍に安んずる、其惡、逃るる所無し。重く傷む可き所の者は、昌の愚にして、而して狡夷の爲めに投せられて死地に之き、以て陳を亂るなり。昌の關中に在るや、高祖屢之を請へども、而も宇文氏、遣らず、重質を持して以て陳を脅す。高祖殂するや、乃ち亟かに之を遣りて歸らしむ。其兄弟必ず争へば則ち己之に乗じて以て其利を收むるを知ればなり。蕭紀争ひて而して巴蜀を得、蕭贇争ひて而して江陵を得、其術兩つながら讎いらる。復た以て之を建業に試みる。其情、曉然として見易し。而るに何ぞ昌の覺らざるや。

〔四〕 世衡・師道の傳は宋史卷三百三十五に載す。

〔五〕 豹林處士は种放をいふ。豹林谷は今の陝西省長安縣の南、終南山の麓に在り。放嘗て此に隱る。

〔一〕 陳の高祖殂し、文帝既に立つや、周主、衡陽王陳昌を遣りて陳に歸らしむ。文帝、侯安都と謀りて、之を江に沈む。事は通鑑卷百六十八陳文帝天嘉元年に載す。此章は此事を論するなり。

侯安都の戕賊行はれて、而して昌、道に死す。③一の亡公子を喪ふのみ。宇文氏、一旅の援・一使の逆ふる無し。己に於て損する無きなり。昌、死せずして、而して陳に、之を奉ずる者有らば、則ち必ず援を己に求め、捲土して而して藩を奉じ、昌、違ふ能はず、復た陳を有たざらん。昌何ぞ此に利ありて、而して徒らに宇文氏の俚と爲るや。昌、聽かずして、而して終に關中に老いば、異域に居ると雖も、自ら・梁亡びて虜にせらるるを以て、身を幽谷に投ずること劉景・蕭寶寅の迷ふが如きに非ざるなり。④仲離は、斷髮文身して、以て孝友を全くし、而して周祚を大にす。則ち贊を宇文氏に委するも、其れ又、何ぞ傷まん。⑤晉の文公、秦伯の・國を斯に得るの命を謝す。豈に晉に君たるを忘れんや。秦、己を奉じて以て入らば、己は秦に制せられん。惠公の・韓原に獲られし所以なり。文公は爲すを屑しとせざるなり。父死するを之れ何と謂ひて、而して其國を利するに忍びんや。秦人の・謀折く。故に晉は以て甯くして、而して文公は終に以て霸たり。天命、己に在らば、惡んぞ其の晉文と爲らざるを知らんや。其の然らざるや、亡公子を以て南山・渭水の間に優游し、以て身を全くして而して禍を宗國に貽さざる可し。又、何ぞ怨みんや。或るひと曰はく、『此れ仁者の事にして、昌の及ぶ所に非ざるなり』と。道は二つ、仁と不仁とのみ。仁を出づれば則ち不仁に入り、其國を危くし、其身を亡ぼす。不仁は與に言ふ可からず、而して人の顛倒する所と爲る

- 【一】 亡公子は亡命したる公子。
- 【二】 仲離は周の太王の子、秦伯の弟。
- 【三】 晉の文公云云の事は、國語晉語に出づ。

こと一問のみ。身死すれば則ち陳昌と爲り、國危ければ則ち蕭管と爲る。昌、不仁にして、而して文帝・安都、不仁を以て之に應ず。昌、之に先だつなり。

①國破れ君危く、志士奮ひ興りて、以て匡復せんことを圖るは、此れ一朝に決起して、豫め其始終を計るに暇無き者なり。豫め計れば則ち果さざるなり。然りと雖も、亦、豫め計らざる容からざる者有り。亂一たび起りて、而して屈る所を知らず。事會の變は、未だ測る可からず。豫め計る可き所の者は、己、其初心有り、道、其大常有るなり。或は死せんか、或は死せざらんか。死するは、爲めに死する所有り。生くるは、爲めに生くる所有り。變、始謀の外に生ずると雖も、而も心は自ら其初に依る。此を之れ豫め計ると謂ふ。志、定まらず、義、明かならず、義を以て始め、亂を以て終り、利害、②其中を亂り、從違、其則を失へば、則ち王琳と爲るのみ。孫瑒の始めて琳と俱に起るや、本、蕭管が宇文を引きて元帝を江陵に攻むるを以て、入り援くるに急にして、以て元帝の危きを拯ひ、而して梁の宗社を存せんとし、及ばず、而して江陵陥り、元帝死す。事、克たずと雖も、而も吾が大讎たる者は、宇文氏なり。陳氏、敬帝を攀きて以て立て、而して又之を篡ふは、則ち其意計、及ばず、忽然の變なり。是に於てして琳の志亂る。

- 【一】 此章は孫瑒を論するなり。瑒、郢城を固守し、周の兵、克つ能はずして去り、瑒、中流を以て陳に降ること、通鑑卷百六十八陳文帝天嘉元年に載す。參照せよ。
- 【二】 中とは心中をいふ。

外既に偪り、而して内復た潰ゆ。琳乃ち首施兩端して、徧く表を二夷に奉じ、觀望して以て陳を拒ぎ、遂に高齊の驃騎の命を受け、終に□類と爲る。而して場は是に異なり。宇文氏、場に授くるに刺史を以てす。場、死を誓ひて以て孤城を拒守して、降らず。城陥りて而して死せしめば、場、死所得ん。乃ち陳の兵至り、周の圍解くれども、兵力已に疲れ、民情已に釋け、旁徨四顧するに、故國已に亡びて、而して足を託す可き無し。乃ち將佐を集めて之に告げて曰はく、「吾、王公と與に同じく梁室を獎け、勤むること亦至れり。時事、此の如きは、豈に天に非ずや」と。乃ち州を擧げて以て陳に降る。降るに非ざるなり。降らざれば歸する所無きなり。江陵を救ひ、宇文を拒ぐは、場の初心なり。陳の篡ひ、梁の亡ぶるは、場の始計の及ぶ所に非ざるなり。場は敬帝の臣に非ず、陳高は篡弒の逆有れども、而も敵怨は後嗣に在らず、文帝は躬づから篡ふの主に非ず、刃を吾が君に加ふるの狡夷に其身を辱めず。場は以て死する無かる可し。而して又、誰の爲めに死せんや。此の若き者は、場、豫め先に計る能はず。而して宇文に抗して以て郢城を全くすれば、則ち其の素より立つる所の志、終始、初より異致無し。場何ぞ病まんや。他無し。王琳は、名は義と爲すと雖も、而も功を圖り幸を徼むるの心勝つ。則ち變に遇ひて、而して擇ぶ所を知らず。場は、義、心に在り、而して僅に名を以てするのみならず。事は濟らすと雖も、而も義は終に墜ちざるなり。死を一旦に決し、而して功利を挾みて以て

【三】二夷は周と齊をいふ。
【四】□類は異類又は匪類なるべし。

心と爲せば、物必ず之を敗る。亦、惡んぞ變の生ずる所を知りて而して早く之を計らんや。

詩に云はく、『大風、隧有り。貪人、類を敗る』と。類の已に敗るれば、則ち貪人に非ずと雖も、亂に相習ふ。大風の隧は、其隧に當る者、靡かざる無きなり。貪人の吹拂する所、風を成して、而して類、敗れざる無く、且つ自ら其の大惡たるを知らず、名義を捐てて以て亂賊を成し、而して後に人道絶ゆ。華歆・賈充・劉穆之・謝晦・沈約・褚淵・崔季舒は、胥貪人なり。人の亂賊を爲すを扶け、篡弒の功に居り、而して身、佐命の賞を受く。責むるに足らざるなり。王晞曰はく、『要官と作るを好まざるに非ず、但だ之を思ふこと爛熟するのみ』と。高演、其翼戴の功に報い、侍郎と爲らしむ。苦ろに辭して、受けず。貪人の令終を保せざるを知り、而して靜退して以て身を全くす。華歆輩の匹に非ざるなり。乃ち首として逆謀を倡へ、力めて贊畫を爲し、夜、帷幕に入り、生を忘れ險を踏み、以て高殷を奪ひて而して之を弒す。晞、自ら榮膺と爲さざるなり。徒らに肺を焦がし心を困しめ、族誅の禍を恤へず、唯だ演の篡を成さざらんことを恐る。何爲る者ぞや。功成りて而も賞を受けず、下位に安んじて以て身を終ふ。此心を移して以て誠を君父に盡くし、而して人を忠孝の途に獎掖せしめば、則

【一】北齊の王晞が高演（即ち北齊の肅宗）に勸めて高殷を奪ひて而して之を弒し、位に即かして、佐命の賞を受けざること、通鑑卷百六十八陳文帝天嘉元年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。
【二】大風隧有り、貪人類を敗る。詩大雅桑柔篇の辭。

ち諸葛公の桑株八百・薄田十頃の節に於て、又、奚を譲らん。然るに啼が慥として、疚しきを畏れず、以て亂賊の腹心と爲る者は、何ぞや。篡奪の風、已に隧を成し、其隧に當る者靡き、習ひて以て安しと爲し、而して其動搖の・據を失ふを知らざるなり。民彝泯びぬ。天理絶えぬ。百年の内、江東・河北、君父を弑するを視ること、麋鹿を獵るが如く、國を篡ふ(ヲ視)こと、螭蟬を撥るが如く、此を名けて賊と爲して而して心を驚かし魄を動かす者有る無し。晷固より曰はん、「吾、其の應に爲すべき所を爲し、而して佐命の賞を受けざるは、則ち道、是に在るなり」と。悲しいかな、華歆輩の・人類を敗りて、而して人類、能く更に存する無きや。士、千秋の公義を引き以て自ら・趨く所を擇ばず、時風に習染し、以て固より然りと爲す。後よりして之を觀れば、悪、豈に瘳ゆる有らんや。而して一曲の操は、其れ能く赦されざるの幸を拵はんや。

【一】陳寶應叛き、虞寄諫むれども聽かざること、通鑑卷百六十八陳文帝天嘉三年・四年に載す。參照せよ。此章は、虞寄の、以て君子と爲す可きことを論ずるなり。

亂人を以て畏る可しと爲す者は、懦夫なり。亂人を以て畏る可からずと爲す者は、妄人なり。莊周氏自ら謂へらく、亂人を處するに工なりと。一は以て猛虎と爲し、一は以て嬰兒と爲し、一は以て羿の毅中にして、而して避く可からざるなりと爲し、一は以て大浸、天に稽れども而も溺れざる可きなりと爲す。懦夫、之を聞きて、益、其守を喪ひ、妄人、之を聞きて、益、凶に罹る。則ち唯だ己を失

ひて、而して輕重の・物に在るを謂へばなり。虞寄、閩海に僑處す。陳寶應、周迪・留異を連ねて、以て亂を作す。寄、居士の服を著け、東山の寺に屏居し、(三)危言して・屈せず。寶應、火を縱ちて寺を焚きて以て之を脅す。威も亦熯なり。而して寄愈、危くして、寶應を責むるや愈、厲し。寄の如き者は、豈に亂人の鋒刃に戒心せずして、而して氣に任せて以て行ふか。乃ち終に嶽立千仞にして、而して寶應の凶悻を以て、疑を爲さず。妄にして以て生を輕んじ・暴人に狎れて而して姑く試みるに非ざるなり。諸を己に求むる者、正しきのみ。浸、(寄ヲ)然らずして、心之を非とすれども、抑もこれに詭隨し、私に之を議して、而して面のあたり之を諱み、去るを求むるに亟かにして、而して多方以て之を避け、言を放にし度を毀り、伴狂閔黙して以て之に順はしめば、皆、莊周の所謂緣督の經なり。而して早く亂人の測る所と爲り、祇に以て自ら辱め、而して禍難に補無からん。(四)妄の興るは、懦の變じたるなり。夫れ君子は己を正しくするのみ。爲す可き者は、奚を憚りて而して爲さざらん。言ふ可き者は、奚を憚りて而して言はざらん。亂人、逆なりと雖も、凋喪の天良、未だ盡くは夢寐に絶えず。天、恃む可きなり。卽し恃む可からずとも、而も死生は命有り。何ぞ吾が術を用ふる所あらんや。是を以て、虞寄の・君子と爲す可きを知るなり。(五)歐陽紇、廣州に反す。流寓の人士、惶駭して措を失ふ。而して蕭引恬然として曰は

【二】危言は高峻の言なり。
【三】妄の興るは懦の變じたるなり。確言と謂ふ可し。
【四】歐陽紇、廣州に反し、蕭引獨り恬然たること、通鑑卷百七十陳宣帝太建二年に載す。

く、「管幼安・袁曜卿も亦安坐せしのみ。己を直くして以て義を行はば、何ぞ憂懼せんや」と。寄は寶應に近くして而して危く、引は紇に遠くして而して安し。寄は己を直くするの道行はれ、引は己を直くするの志定まる。其歸は一なり。是に反すれば則ち韋思祖は、畏意を以て、赫連勃勃の惡む所と爲りて而して死し、趙崇は、輕薄を以て、朱溫の怒る所と爲りて而して死す。崇、驍駝を呼びて山驢王。剛柔、據りて可なる無きは、惟だ其の己を處する者未だ正しからざればなり。

儒は君子たる者なり。君子は欺く可からざる者なり。儒にして而も欺を人に受くれば、則ち惟だ世教に補無きのみならず、而して其の自ら立つや、亦、欺と徒と爲り、因つて以て人を欺きて而して自ら欺くや甚だしきなり。養老の典は、儒者、之を言ふを重んず。何を以て養ふかに審かならざればなり。則ち宇文邕、胡孫にして而して優俳なり。遂に其の簫韶の綴兆に登る可きを謂ふなり。漢儒、文を飾りて而して其本に迷ふ。是に於て、桓榮・李躬、割牲躬饋の榮施を受く。今且つ未だ明帝の果して以て老を養ふ可くして、而して榮・躬の果して老更と爲る可きや否やを知らず。然りと雖も、東漢の初に當りては、天下、捐瘠離散の苦無かる可く、而して

- 【一】 周の高祖宇文邕、太傅燕國公子謹を以て三老と爲し、帝親ら饋酪して言を乞ふこと、通鑑卷百六十九陳文帝天嘉四年に載す。此章は此事を論するなり。
- 【二】 簫韶は舜の樂なり。綴兆は舞の位なり。舞場の内の行列の位置をいふ。
- 【三】 桓榮・李躬が三老五更と爲ること、通鑑後漢明帝紀に載す。
- 【四】 榮施は光榮の德施なり。

榮と躬と、父と君とを弑するに從ふの臣に非ざれば、猶ほ此を尸りて而して大に慙づる無かる可きなり。宇文氏は日に其民を糜爛し、以て高齊・陳氏と争ひ、丁壯は尸を中野に捐て、農人は命を輓運に没し、父老孤孀、告ぐる無き者、幾千萬なるを知らず。而して于謹は、機詐傾危の士を以て、宇文護に左袒し、以て其君を弑し、乃ち視然として東面登降して、太學に坐食し、陳言を撿拾すること、樂人の致語の如く、遂に施施然として曰はく、「此れ文王の孝を敦くし賢を尊ぶの道なり」と。儒者、之を榮とし、來今に稱説す。君子の儒たる者は、其れ然らんや。文王の養老は、孟子、之を言ふこと備はれり。伯夷・太公の前に衣冠を飾り・尊俎を陳ね・拜興を贊くるに非ざるなり。且つ其れ伯夷・太公と爲りて、而して後に國老と爲る。桓榮・李躬は、何ぞ以て稱するに足らんや。而るに況んや于謹なる者は、固に伯夷の與に言ひて而して視ること塗炭の如き所の者なるをや。先王の政は、尙書に紀し、雅頌に歌ひ、孔孟に論定せられ、王者の宜しく法を取るべき所、儒者の宜しく講習すべき所にして、得て或は欺く無く、亦、得て自ら欺く無き者なり。語は

- 【五】 致語は樂人の進むる所の頌揚の語なり。
- 【六】 孟子離婁上篇に、「伯夷、紂を辟けて、北海の濱に居り、文王の作るを聞き、興りて曰はく、盍ぞ歸せざらんや。吾聞く、西伯は善く老を養ふ者なりと。太公、紂を辟けて、東海の濱に居り、文王の作るを聞き、興りて曰はく、盍ぞ歸せざらんや。吾聞く、西伯は

- 善く老を養ふ者なり」とあり。
- 【七】 孟子萬章下篇に、「伯夷は、目に惡色を視ず、耳に惡聲を聽かず、其君に非ざれば事へず、其民に非ざれば使はず、治まれば則ち進み、亂るれば則ち退き、横政の出づる所、横民の止まる所は、居るに忍びず、郷人と處るは朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如しと思ふなり」とあり。

略なりと雖も、而も之を推すや、天地を建て、三王に考へ、鬼神に質し、後聖を俟ち、在らざる無し。漢儒の説は、以て道を崇くせんと欲し、而して但だ其榮利を侈りて、實實然たり。夫れ我は則ち暇あ

臨海王

陳氏の代を觀るに、抑も、當世の才無きは、何を以て此極に至るかを知らざるなり。侯安都・周文育・程靈洗は、戰ひて而して獲られ、獲られて而して囚せられ、囚せられて而して繋ぐに長鎖を以てせられ、鼠竊して而して逃れ、仍ほ大將と爲りて而も慙ぢず。其武人は知る可し。劉師知・到仲舉、詔を奉じて政を輔け、安成王の・上に逼るを忌み、乃ち殷不佞をして孤り口敕を銜みて相府に入らしめ、王を磨きて、退かしめんとし、内は太后・幼主をして知らしめず、外は羣臣と謀らず、而して其の命を拒むを慮らず。五尺の童も、爲さざる所の者なり。身、託孤の大將と爲り。君國の安危を謀りて、而して漫に見戲に同じ。其の執政たる者、又、知る可し。夫れ當世に豈に遂に才無からんや。而るに此極に至る者は何ぞや。人主は臭味を以て賢を養ひ、精神を以て衆を感ずる者なり。道以て之を導き、徳以て之を得。道徳は

- 【八】 實實然は名な好む貌。
- 【一】 此章は陳の時に人才無き所以を論ずるなり。
- 【二】 侯安都・周文育・程靈洗が王琳に囚せられ、逃れ歸ること、通鑑卷百六十七陳高祖永定元年、二年に載す。
- 【三】 劉師知・到仲舉云云の事は、陳臨海王光大元年に載す。參照せよ。

即ち其臭味にして、之を導き之を得る者は其精神なり。陳の高祖は、一の偏裨の才なるのみ。之を任じて大將と爲すも、而も固に・勝へざる者なり。而して天子と爲らしむ。其の僅に以て拳勇にして廉無きの武夫・文墨不害の文吏を致すに足るは、是れ臭味、相親しむ莫く、精神、相攝せざるに非ざるなり。徧く其時に求むるに、而も其人無し。僅に一の虞寄のみにして、而して出でて藩王の記室と爲る。天下の士、相帥ゐて以て儉に趨く。天、之を生ずれども、人主、之を成さず、當世、之を尙ばず。何を怪しみて其れ碌碌たらざらんや。故に江東の王氣の將に盡きんとするや、之が主たる者、氣先づ疲るるなり。知る所、志す所、好む所、惡む所、頰に出でざれば、則ち人、胥、頰中に奔走す。夕陽の照、晨星の光は、盡くるに趨くのみに。

宣帝

太建十三年より以前、高齊・宇文周の事を論ずる、皆、陳の下に附し、太建十三年、隋の文帝、號を開皇と紀せしより、凡そ隋の事を論ずる、皆、隋の下に附す。唯だ陳の事を論ずるは、則ち卷中に列す。陳・隋、皆、中國の君にして、南北、疆を分ち、義、偏勝無ければなり。

- 【四】 虞寄の事は前に論あり。
- 【五】 頰は小さき火光なり。
- 【一】 周、齊の宣陽を圍む。齊の斛律光、宣陽を救ふ。周の韋孝寬、汾北に城を築かんと請ふ。晉公護、許さず。斛律光、汾北に出で、周の定陽を圍み、韋孝寬敗る。事は、通鑑卷百七十陳宣帝太建元年、二年、三年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

小人の争や、利に至りて而して止む。而して更に・焉よりも甚だしき者有り。始め見て利と爲して而して之を争ひ、必ずしも利に非ざるに、之を争ひて、以て相下らず、氣競ひて、而して止む能はず、國家を有つ者、衆を毒し兵を連ね、骨を暴すこと、莽の如くにして而も止まず。匹夫匹婦、訐訟して戈

を操り、兩つながら敗れ交傷きて而も止まず。乃ち、此に因りて而して害弭ます。此を捨てて而して固に利有るを知らざるなり。計に明かなる者は、方に争ふの頃に、一念旁に及び、而して早く、圖を改むるを知る。晉の悼公、楚と鄭を争ひ、兵を用ふること十年、十二國の諸侯を連れ、三たび分れ四たび軍し、以て道路に疲れ、僅に一の鄭を服し、而して中國の力已に憊る。其時に當りて、鄭を捨てては以て楚を制す可き無き者の若し。乃ち鄭を服して、而して晉、遂に競はず、楚も亦惡んぞ能く制せんや。幸に楚の覺らずして、而して亦鄭に相競へるなるのみ。其をして鄭を捨てて而して他の圖あらしめば、三川危く、天下裂けしならん。夫れ晉と楚とは、利を擇びて而して趨くに非ざるなり。氣、相下らず、軀命を捐てて以て贏を求むる、匹夫匹婦の情なり。宇文氏、高齊と、宜陽に相持し、年を経れども解けず。韋孝寬以へらく、宜陽の兵を罷めて以て汾晉を防がんと欲す。力、争ふ所の地に窮まり、而して流念して以て旁にと。宜陽の兵を罷めて以て汾晉を防がんと欲す。力、争ふ所の地に窮まり、而して流念して以て旁に營む。孝寬は、智と謂ふ可し。宇文護、従ふ能はず。斛律光、果して宜陽を棄て、而して十三城を汾北の西境に築き、地を拓くこと五百里。孝寬、宜陽の兵を撤して以て奔命し、而して大に汾北に敗れ、定陽失はれ、楊敷擒にせられ、而して其の争ふ所の者も亦敗る。惛惛たる忿戾の情、亦、惡んぞ以て逞しくするに足らんや。孝寬の機甫めて動き、斛律光の情已に移る。争ふ所の者は、俄頃の間なるの

【一】 晉の悼公が楚と鄭を争ふこと、左傳襄公の條に載す。

み。一往に迷ふ者は、固に覺らざるなり。夫れ孝寬・光は、皆、利に趨くの徒なり。然れども忿戾相乗するの頃に於て、返念して以て自ら成敗を謀り、以て無益の死傷を免れ、而して徒らに生靈を尺寸の土に糜爛せざらんことを思ふは、則ち又、豈に徒に利を計るに工なるのみならんや。利は競ふ可からざるなり。忿は尤も戢めざる可からざるなり。固く必勝を執りて、以て其忿を快くせば、幸にして敗れ、不幸にして亡びん。兩つながら俱に迷はば、則ち徒らに斯人の困を爲し、以て自ら困しみ、將に旁起する者有りて、坐ながらにして之を收めんとす。匹夫の潮に乗じて競ひ渡るや、身を以て魚腹を飽かしめて而も懲りず。事、此よりも大なる者有り、千古の笑と爲る。不知・不仁は、君子の深く惡む所なり。

【二】 斯人とは人民をいふ。

【一】 周の韋孝寬、密に諸言を爲りて、齊の斛律光を間し、祖珽、之に因りて光を讒し、光、坐して殺さるること、通鑑卷百七十一陳宣帝太建四年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずるなり。

【二】 熒惑は火星なり。

【三】 この熒惑は小智を以て人を惑はす意に解す。

五行の説を爲す者曰はく、『熒惑の精、降りて童謠と爲る』と。言は實に非ずと雖も、而も固に指有るなり。熒惑なる者は、熒熒の光・熒熒の智を以て人を惑はす者なり。火の光は熒熒たるのみ。之を揚げば興り、其膏薪を撤すれば息む。然れども晦きに當りては、則ち闇行する者、之に依りて以て明を求む。故に曰はく、『月は固に火に勝たざれども、大に明かにして耀有れば、(火)以て熒熒たるに足らず』と。故に智者は明を日月に求めて、

而して明を火に求めず。其の之を焼く者有るを惡めばなり。童謠は、熒熒として人を惑はす者なり。是を之れ熒惑の精と謂ふ。必ずしも天の星降りて童の謠と爲るに非ざるなり。善く其義に通ずる者は、以て鑿を垂る可し。祖珽、斛律光を殺さんと欲すれども、而も其隙無し。韋孝寬、密に童謠を爲りて以て之を問し。而して光、坐して誅せらる。夫れ天下の童謠たる者は、皆、姦人の造なり。豈に果して禍福の幾、鬼神早く其祕を童稚の口より洩らさんや。鸚鵡の謠は、師己之を造り、季氏の爲めに君を逐ふの惡を解くなり。故に童謠は、必ず、之を造るの人有り。即ち其の果して事理に中ること、河間の姪女、千里の草の屬の若きも、亦、時に、惡を疾むに志有れども、而も蕙弱にして禍を畏れ、婦姑の詛咒の智を師とし、桂蠶の間に喋喋するのみ。靈帝の國の必ず亡び、董卓の身の必ず戮せらるるが若きは、又、豈に童謠を待ちて而して知らんや。晉の文公の城濮の師は、勢、姑くも已むを容さざる者なり。『原田每每』の謠は、惡んぞ楚人の反間に非ざるを知らんや。故に曰はく、『先民、言へる有り。芻蕘に詢ふと。』芻蕘は詢ふ可きなり。其の意はざる所に出で、而して對ふるに公を以てすればなり。民の譎言は、聽く可からざるなり。先

- 【四】 鸚鵡の謠は、左傳昭公二十五年に載す。
- 【五】 後漢の桓帝の初に、京洛に河間の姪女、工に錢を數へ、錢を以て室と爲し金を堂と爲す。云云の童謠あり、靈帝の母永樂太后が好みて金を聚むるを言ふ。獻帝の踐阼の初、京師に千里の草何ぞ青たる、十日ト、生を得ずの童謠あり。千里の草は董卓の字なり。十日トは卓の字なり。董卓が臣を以て君を陵ぐを言ふ。詳細は後漢書五行志を參照せよ。
- 【六】 城濮の戰は、左傳僖公二十八年に載す。
- 【七】 先民言へる有り云云。詩大雅板篇の辭。

づ之が成言を爲り、必ず其れ熒熒として而して人を惑はす者なり。祖珽の姦なる、高緯の愚なる、孝寬の詭なる、一の童謠にして而して光は以て死し、高氏は以て亡ぶ。畏る可きなるかな。上愈、察にして、下愈、譎なり。懇諧、行はれざれども、而も童謠、惑を興し、乃ち益と、解く可からず。王洽、李邦華、以て小豎の口に死竄せらる。痛哭を爲す可き者は、豈に徒に高緯の愚のみならんや。崇禎己巳、都城、圍まる。兵部尙書王洽、戎政李邦華、軍政を接簡す。宦官、之を忌み、童謠を爲りて曰はく、『王洽を殺了せば敵人容易に殺されん。李邦華を殺了せば敵人を走破せん』と。轉播、上聞せしむ。洽誅せられ、邦華削奪せられ、軍政益、棄れ、以て亡ぶるに底る。

- 【八】 王洽の傳は明史卷二百五十七に載す。李邦華の傳は明史卷二百六十五に載す。
- 【一】 通鑑卷百七十一陳宣帝太建四年、周、突厥と和親し、歲ごとに繪絮錦綵十萬段を給す。突厥の・長安に在る者、錦を衣、肉を食ひ、常に干を以て敷ふ。齊人も亦其の寇を爲さんことを畏れ、争ひて厚く之に賂ふ。佗鉢可汁益と驕り、其下に謂ひて曰はく、『但だ我が在南の兩兒をして常に孝ならしめば、何ぞ貧を憂へん』と。此章は此事を論ずるなり。

中國、歲幣を夷に輸するは、宇文氏より始まる。突厥、兩端を挾みて、以て宇文・高氏と市す。宇文、其の高氏の用を爲さんことを畏るるや、歲ごとに繪絮錦綵十萬段を給して以て之を賂ぐ。高氏も亦其の宇文氏の用を爲さんことを畏れて、而して厚く賂ふ。夫れ宇文と高との突厥に於ける、何の中外高卑か之れ有らんや。弱の・疆に役せられて屈するは、其常なり。而して突厥固より曰はん、『宇文・高氏は、中國の君なり。中國の・我を奉ずるは常なり』と。此れ夷狄を驕らすの始禍なり。宇文・高氏、中國を腹削して、以て其類に奉ずるは、其土に非ず、其民に

非ず、不可無きなり。而して後世の鴛鴦の君臣且つ曰はく、「宇文・高氏は、中國の君なり。悉く之を民に索めて以て突厥に奉ずるを惜まず、而して國以て安し。吾も亦奚ぞ不可ならんや」と。此れ情君陋臣の禍始を啓くなり。地の力、民の勞、男耕・女織の有る所、力を殫して以て之を營み、日を積みて以て之を成し、委輸して以て之を將り、之を異域に奉じ、而して民力盡き、民怨深し。財無ければ以て兵を養ふ無く、人無ければ以て國を守る無し。坐ながら困しみて而して其の吞吸するを待ち、日に銷し月に鏢し、而して之を如何ともする無く、自ら亡ぶるのみ。而して但に此のみならざるなり。其の未だ中國に入らざるの日に方りて、已に中國の富を習知し、而して朶頤せしむること久し。中國既に自ら亡びて、而して之を揖して以て入れて主と爲す。其主臣上下、皆、固より曰はん、「此、响响たるの原隰は、信に天地の沃壤なり。肥甘の口を悦ばし、輕煖の體に適し、錦綵佳麗の・目を炫し、繁聲冶奏の・耳を娛しまする、求むれば即ち得、取れば即ち盈つ。昔の天子、我を奉じて、及ばざるが如し。今、我の臣妾と爲る、而して何を求むるも克はざらんや」と。故に淫虐婪取し、川吸舟吞し、而して禹甸、荒郊と爲り、周黎、道殣と爲る。皆、宇文氏の毒、延きて千年に及びて而して益、烈しきなり。悠悠たる蒼天、其れ此皮骨空しく存するの赤子を如何せんや。禍始を推して而して之が爲めに痛哭する所爲の者なり。

- 【一】 响响は田の墾辟したる貌。詩小雅信南山篇に「响响たる原隰」とあり。
- 【二】 繁聲冶奏は、おもしろき音楽。
- 【三】 禹甸は中國の地をいふ。
- 【四】 周黎は中國の人民をいふ。
- 【五】 周黎は中國の人民をいふ。

徳を度り、力を量り、時を相、以て有爲の氣を沮むは、君子、取らず。而れども積衰已に久しく、本を立つること未だ堅からざるに當りて、自ら保たんことを求め、以て徐ろに、爲す有るを圖るや、則ち徳を度り、力を量り、時を相の説伸ぶ。高緯は不道にして、亡ぶること旦夕に在り。陳、與に壤を淮右に接す。宣帝、策を決して、吳明徹を遣はし、師を帥めて北伐せしむ。庸詎ぞ宜しく爲すべし所に非ず、爲す可き所の者に非ざらんや。顧ふに陳をして深く計りて而して其の竟ふる所を思はしめば、緯は必ず亡ぶと雖も、吳明徹能く積弱の孤軍を以て、鄴を搗き、并せて之を滅ぼすこと、宋武の・姚泓に於けるが如くならんや否や。兵を用ふること三年にして、而も呂梁を越ゆること一步なる能はず。高氏と、一たびは彼一たびは此、交、兩淮に敵れ、徒らに宇文氏の爲めに、高氏の肘を掣し、而して其吞蔽を利するのみ。宇文の緯を滅ぼすに決するや、韋孝寬固より曰はく、「齊は、長淮の南より、悉く陳氏の取る所と爲る。陳氏と共に犄角を爲さば、必ず當に嚮ふ所推殄すべし」と。則ち其の陳を用ひ、而して陳、用ふる所と爲ること、知る可し。巴蜀失はれ、江陵陷る。陳の大患は、宇文に在りて、高氏に在らず。高氏の爲めに犄角して而して宇文を拒ぐは、爲す可からざれども、而も尙ほ、爲す可きなり。宇文の爲めに犄角して、而して高氏を滅ぼさば、宇文、北顧の憂無く、而して地益

- 【一】 陳の宣帝が策を決して吳明徹を遣はして師を帥めて北のかた齊を伐たしむること、通鑑卷百七十一陳宣帝太建五年、卷百七十二太建七年に載す。参照せよ。此章は此事を論するなり。
- 【二】 周の韋孝寬が齊を取る三策を陳すること、卷百七十二太建七年に載す。

廣く、兵益々衆く、氣益々張らん。昔者、齊、陳の蔽と爲り、而して今は則ち陳、周の衝を受く。狐狸を去りて而して豺虎に鄰す。則ち他日には既に巴荆を下りて以て上流に乗じ、江介に臨みて而して建業を搗き、旁、撓ます所無く、而して勢、便ならざる無し。是れ齊を滅ぼして適に以て自ら滅ぼすこと、智者を待ちて知るにあらざるなり。斯時に當りてや、天下の勢は、宇文に在りて、高氏に在らざるること、明かなり。陳の急にする所の者は、江郢庸蜀に在りて、淮右に在らざるること、明かなり。即し能く奮ひ興りて以て決して荆襄を圖る無くんば、抑も惟だ境を固くし民を輯んじ、兵を治め粟を積み、二虜の争に聽せ、而して我は暇豫を以て久遠の計を圖り、三吳湘廣の力を悉さんこと、尙ほ爲す可きなり。計、此に出でず、人の危きに乗じて、曠莽にして守り難きの地を收め、以て自ら功に居る。殆ど猶ほ鼠のごときなり。潛に出でて而して人の餘を掠むるなり。高氏、己の捍衛と爲る。而るに急に之を撤せば、陳何を恃みて以て宇文に抗せんや。高氏亡びて而して明徹敗る。金人、宋に告げて曰はく、「吾亡びば、蒙古の禍、宋に移らん」と。其愚同じく、其禍同じきなり。周を含きて、慮る無く、得るを貪りて以て逞しくするは、爲す可き有れども而も爲す可からず。其の爲す可からざる所を爲して以て自ら詭り、禍已に及びて、乃ち踟躕して自ら縮まるは、晩し。高氏、滅びずんば、陳氏、亡びざらん。叔寶は、以て固に存するに足らずと雖も、尙ほ他姓の興るを俟ちて以て江左の衣冠の統を延ばす可し。劉子業・蕭

【三】二虜は周と齊をいふ。

寶卷、滅びざるに、而も叔寶滅びんや。

(一) 諒闇には言はず。(二) 孔子曰はく、「古の人、皆、然り」と。古とは殷を謂ふなり。周公、禮を定め、此に於て闕く。意ふに其れ然らずや。故に孔子は但だ古と言ふ。夫れ周公は至孝を推して以て極を立つ。豈に三年の愛、古人に逮ばざらんや。時、易はる有りて、而して道、誦する有るなり。殷道は、弟を立て、國恆に長君有り。則ち冢宰は伊傅に非ずと雖も、而も命を擅にして以て天下を亂す能はず。周道は子を立て、而して沖人踐阼し、冢宰、權を持す。則ち苟くも其人に非ざれば、固に託す可からざるなり。即し其人は託す可きも、而も小子は未だ位に在らざるに同じく、周公の忠を以てすら、二叔の流言、且つ遏む可からず。權を貪りて、恤ふる罔きの姦に非ずんば、未だ周公の難に懲りずして、而して自ら危くして以て天下を危くするに敢てする者有らざるなり。故に殷道、周に至りて而して易はる。道

【一】通鑑卷百七十一陳宣帝太建六年、五月庚申、周、文宣皇后を永固陵に葬る。周主(宇文邕)既行して陵所に至る。辛酉、詔して曰はく、「三年の喪は、天子に達る。但だ軍國の務重く、須く自ら朝を聽くべし。衰麻の節、苦廬の禮は、率れ前典に遵ひ、以て極り罔きを申べん。百僚は宜しく遺令に依り、既に葬りて除くべし」と。公卿、固く・權制に依らんと請ふ。帝、許さず。

【二】論語憲問篇に、「子張曰はく、書に云ふ、高宗は諒陰三年言はずと。何の謂ぞや。子曰はく、何ぞ必ずしも高宗のみならん。古の人皆然り。君薨すれば、百官、己を總べて、以て冢宰に聽く、こと三年」とあり。

【三】伊傅は伊尹・傳說。

【四】二叔は管叔・蔡叔。

大に易はれば、則ち一端、以て獨り存するを得ず。時、之を誦すればなり。後世の天下の若きは、尤も三代の比に非ざるなり。三代の天下を有つ者は、名のみ。其實は則ち亦一國なり。王畿千里は、政教號令の及ぶ所にして、今の一の大省會なるのみ。諸侯は固に自ら治を爲すなり。則ち其事簡なり。諸侯は制を天子に受くれども、而も天子の大臣に誦する所無し。天子の卿は侯に視ふ。視ふと云ふは、仰ぎて而して之に躋及するの謂なり。則ち其任輕し。諸侯入りて相たるは、自ら宗社有り、而して敢て嘗試せず。諸侯に非ずして相たるは、則ち夾輔の公侯、入りて之を正す可く、而して相臣、敢て自ら恣にせず。則ち其權分る。群縣の天下は、四海を一人に統ぶ。己を總ぶるは則ち天下を總ぶるなり。其事繁く、其任重く、其權壹なり。冢宰は已に天下の職官を總べ、司農は已に天下の田賦を總べ、司馬は已に天下の兵戎を總べ、司寇は已に天下の刑罰を總べ、而して又、總べて而して之を一人に歸す。此れ魏晉以降、錄尙書事・輔政の、篡奪相仍る所以なり。州牧・郡守は、命を待ち、而して仰ぎ詰る能はず、四海、誰何する者無し。三年の内に、以て人心を收め、而して宗社を移す。後、之を挽くと雖も、禍已に肘腋に發す。人の子、先王の託を受け、而して之を他人に委するは、庸詎ぞ以て孝と爲す可けんや。此れ後世の時に誦する者、尤も僅に周の如きのみ非

【五】躋及は、のぼりて及ぶ也。
 【六】皇甫。詩小雅十月之交篇に、「皇父卿士」云云とあるもの是なり。厲王の時、卿士たる皇甫の擅恣なるをいふ。尹氏は尹文公、名は圍なり。周の敬王の時、尹氏、王子朝を立て、周亂れしをいふ。左傳昭公二十二年・二十三年に出づ。
 【七】鞶鞶として疾しきに在るとは、親の喪に服するをいふ。

ざるなり。夫れ法は常有り、而して人は常無し。周の季に當りて、皇甫・尹氏の流、君、政を親らすれども、而も猶ほ天下の僂と爲る。詎ぞ言はずして而して唯だ其の爲す所のままにす可けんや。容容として自ら保つ者すら、且つ以て國を誤り、而して疑叛を召く。況んや其の資憲・梁冀の跋扈を爲す者をや。又、況んや其の司馬懿・傅亮・徐羨之・楊堅たるをや。乃ち先王既に之をして大臣の位に在らしむれば、別に委ねて而して之をして己を總べしめざらんと欲するも、得ず。陶侃すら且つ怨む。徒に祖約のみならざるなり。鞶鞶として疾しきに在るの孺子、豈に能く側陋の忠賢を求め、拔起して而して之に大任を授げんや。其の宗社・生民を姦邪に界へざるや鮮し。故に匹夫は天子の養に速ぶ能はず、天子は庶民の哀を盡くす能はず。情は已む無けれども、而も量は涯有り。聖人と雖も、盡くは人の子の心を満たす能はず。亦、之を如何ともする無きなり。故に孟子、滕の文公に詔げて、三年の喪を行はしむるれども、而も未だ命戒有らざるは、五月のみ。此に於て、周禮の既に葬りて而して政を親らするを見るなり。宇文邕の令に曰はく、「衰麻の節、苦廬の禮は、前典に遵ひ、罔極を申べん。軍國の務は重し、須く自ら朝を聽くべし」と。其情理の兩つながら得るに庶からんか。五服の内は禮に依り、百僚既に葬りて而して除くも、亦、其情に稱ふなり。然りと雖も、此れ唯だ天子にして、而して誦せざるを得ざるのみ。

【八】孟子が滕の文公に詔げて三年の喪を行はしむること、孟子滕文公上篇に載す。
 【九】命戒は命令戒告なり。孟子に、「五月、廬に居り、未だ命戒有らず」とあり。滕の文公が五月の間倚廬に居り、命令戒告等を發せざるをいふ。

翟方進妄に自ら尊びて以て喪を短くし、(二)李賢・張居正、權を怙みて而して其心を喪ふは、豈に能く託して以て辭と爲さんや。

聖人の道を賊ひ、以て異端の侮を召き、而して其邪辟を堅くする者は、小人の儒なり。異端は則ち既に我と異にして端を爲す。相消さざるなり。然れども異端も亦、固に其端有り、流俗の利欲に沈溺し、而して其君父を忘れて以て其邪に殉ふ者に非ざるなり。楊朱・墨翟・莊周・列禦寇より以て陸子靜・王伯安に及ぶまでの若き、苟くも自ら其端有れば、則ち卑汗にして利に趨き、昏くして、死を畏れず、而して盡く其惻隱羞惡の行を捐つるは、固に醉夢の餘念にも、及ぶを屑しとせざる所の者なり。君子小人の大辨、人禽の異は、義利のみ。小人の利に趨きて而して恥無きは、君子、之を惡む。異端も亦、君子の後に從ひて而して之を惡み、敢て君子の惡むこと正に非ずと謂はざるなり。唯だ小人にして而も儒に託し、因りて儒を挾みて以て利す。其の小人にして然る後に、異端者乃ち挾みて以て吾が道の非なるを譏り、而して曰はく、「小人の資と爲る者は儒なり」と。夫れ異端の始念は、未だ父

【一】 翟方進の事は通鑑漢成帝紀に載す。
【二】 李賢の傳は明史卷百五十六薛斌傳に附載す。
【三】 通鑑卷百七十三陳宣帝太建九年、齊の國子博士長樂の熊安生、博く五經に通ず。周主が鄴に入るを聞き、遽に門を掃はしむ。家人怪しみて之を問ふ。安生曰はく、「周主は道を重んじ儒を尊ぶ。必ず將に我を見んとす」と。俄にして周主、其家に幸す。拜するを聽さず。親ら其手を執り、引きて與に同じく坐し、賞賜すること甚だ厚く、安生驕馬を給し、以て自ら隨ふ。此章は此事を論ずるなり。
【四】 陸子靜は象山先生なり。王伯安は陽明先生なり。

を無みし君を無みするに至らず。而れども君子、其の歸する所を窮め、斥けて禽獸と爲す。乃ち小人、儒者の迹を冒し、詩書禮樂を挾みて、寵利の資と爲すは、則ち頑鄙殘忍にして、公然として君父を忘れて而して恤へず、以て天下に詫りて曰はく、「道の術を爲すなり」と。其の賤む可くして而して惡む可きこと、又、奚ぞ但に異端の比のみならんや。故に曰はく、「小人の儒と爲る無かれ」と。小人の儒は、異端の爲すを屑しとせざる所なり。桓榮、車服の榮を耀かして、以て門人に勸めて曰はく、「稽古の力なり」と。君子、之を賤む。其の利に侈りて而して禽心有るを以てなり。況んや熊安生の如き者は、業に儒術を以て高氏の國子博士と爲る。高氏に於て、固に君臣の義有るなり。宇文、齊を滅ぼし、鄴城方に破るるや、安生遽に門を掃はしめ、家人に語りて曰はく、「周帝は道を重んじ儒を尊ぶ。必ず將に我を見んとす」と。悲しかな、其の事ふる所の君已に走り、其の班行に從ひて以て奉祀する所の宗社、且つ毀たれ且つ屋せられ、其同列の官僚、且つ死し且つ竄せられ、其の閭を比し居を連ぬるの婦子、且つ殺され且つ俘にせらるるに、漠然として一念の悲悶無く、高氏の餘を乞ひて、足らず、又、顧みて宇文氏の播間に之き、是を以て儒の道と爲すや。異端の徒、稍や、自ら好くするを知

【一】 小人の儒と爲る無かれ。論語雅也篇に出づ。
【二】 班行は列位なり。
【三】 吳興嗣は、明の崇仁の人、字は子傳、書を讀みて家居し、屢々徴せらるれども就かず。天順の時、徴せられて京師に至り、左春坊左諭德を授けらる。秘書を觀んことを求む。旋ち放還せらる。其學、朱子を以て宗と爲す。胡居仁・陳獻章は、皆、其門人なり。學者、康齋先生と稱す。陳獻章は、明の新會の人、字は公甫、正統の時、應舉を以て、翰林院檢討に官し、旋ち終養を以

る者は、之を鄙夷する犬豕の如し。況んや君子をや。小人を儒より絶たざれば、儒者の誼を正しくして、以て小人をして敢て干さざらしめず。君子の責や、他無し、義・利のみ。議者、吳康齋・陳公甫に苛求し、而して姚樞・許衡を同類に引く。亦慎ならずや。

疆敵、前に在り、而して輕軍を以て之を試みるは、徒に敗るるのみに非ざるなり、其國必ず亡ぶ。故に吳明徹一たび彭城に潰え、而して江東、必ず亡ぶるの勢有り。其の幸にして之を延ばすこと十年なる者は、宇文邕歿し、宇文贇無道にして、楊氏、篡を謀りて、而して及ぶに暇あらざればなり。然らずんば、亡ぶること之れ亟かならん。兵家の言を爲す者曰はく、『彼を知り己を知れば、百たび戦ひて百たび勝つ』と。未だ然らざるなり。誠に彼を知りて而して己を知れば、則ち戦はざる者有り。吳明徹は以て宇文憲・韋孝寬に當る可きか。蕭摩訶・任忠・周羅喉は、以て梁士彥・王軌に當る可きか。宣帝は以て宇文邕に當る可きか。宇文氏は、其れ高緯・祖珽・穆提婆の君臣の如く、以て姑く試みて而して幸に獲可きか。己、自ら知らざるなり。之を知らば、又、何を以て戦はんや。以て戦ふ可からずんば、何を以て勝たん

て告歸す。後、文恭と追諡す。白沙に居り、世、白沙先生と稱す。

【一】 陳の吳明徹、周の彭城を攻め、軍潰えて虜にせらるること、通鑑卷百七十三陳宣帝太建十年に載す。參照せよ。此章は陳が力を量らずして周を攻むるの長計に非ざること論するなり。

【二】 宇文贇は周の宣帝。

【三】 宇文憲・韋孝寬は周の將。

【四】 蕭摩訶等は陳の將。

【五】 梁士彥等は周の將。

【六】 高緯は齊主。祖珽・穆提婆は齊の臣。

や。然れば則ち坐ながらにして而して其の相加ふるを待たんか。曰はく、善く國を爲むる者は、師せず。師せずして而して即ち善きに非ざるなり。國を爲むること善ければ、則ち以て師せざる可きなり。江東、是に至りては、中原を取る可きの勢無し。本を固くし民を靖んじ、兵を養ひ將を擇び、之を遅つこと數十年にして、而して輕しく之に挑まず、以て其勢を益さば、則ち尙ほ爲す可きなり。故に孫綽・王羲之の論は、東晉の初に在りては則ち自棄と爲し、陳の末造に在りては則ち善し。東晉は、草創なりと雖も、人、咸、憤激して以て存を圖り、死するの心有り、則ち生くるの氣有るなり。陳に至りては、江東の生氣、齊、之を凋まし、梁、之を萎まし、侯景、之を摧き、蕭督・王琳、中ごろ起りて而して之を滅裂し、陳氏、存を儉みて而して之を銷鑠し、劉宋の廣固を呑み長安を搗くの鋒穎、蕩盡して餘無し。然れども本を固くし安を圖らしめて、而して尙ほ爲す可き者は、高緯の淫昏なるを以てして、宇文邕、之を遅つこと又久しく、再び進み再び退きて、而して始めて決す。陳能く自立し、而して授くるに大將を伴にし全軍を覆すの勢を以てせずんば、宇文君臣は動を慎む者なり。且つ苻堅・拓拔佛狸を以て大戒と爲す。而るに遽に輕しく席捲の雄心を試みんや。陳は僅に一の蔡景歷あれども、而も用ふる能はず。一たび潰えて、而して擧國の人皆靡き、領を引きて以て北師の渡らんことを望むのみ。

【七】 師は軍なり。

【八】 蔡景歷、周を伐つを諫め、坐して免削せらるること、通鑑卷百七十三太建九年に載す。

奚を以て大姦にして而して必ず人の邦家を覆す者を辨ずるか。則ち其主に勸むるに人を殺すを以てする者是なり。人に勸むるに其兄弟子孫を殺すを以てするに至りて而して甚だし。仁、心に絶え、心の終に迷ひて、復らざるを欺きて、而して後に、敢て人に勸むるに其天性の親を殺すを以てす。然らずんば、伎忌を懷きて而して私怨を挾むと雖も、忍びざるなり。抑も敢てせざるなり。鄭譯初めて用ひられ、而して宇文贇を導きて其叔父を殺さしむ。則ち宇文を滅ぼして以て楊堅を戴くに於てや、何を斬みて、爲さざらん。而して堅、之を知る。其不孝の罪を摘し、之を人類に比數せず、而して後に、譯の惡窮まる。宇文贇の不肖なるや、宇文孝伯、其君に對へて曰はく、「父子の際は、人の言ひ難き所なり。臣、陛下が愛を割く能はざるを知り、遂爾舌を結ぶ」と。孝伯の託す可きや、宇文邕の導くに不慈を以てす可からざるや、斯言に於て之を驗す。晁錯、袁盎よりも忠なり。而れども心を居くの厚薄は則ち盎に若かざるなり。父に順ならずして、而して父亟かに之を去る。其の父子に於けるや知る可し。故に託す可きの臣を求むるに、之を根本の地に求めば、思、半に過ぎん。

- 【一】 周主宇文贇が鄭譯と謀りて叔父齊王宇文憲を殺すこと、通鑑卷百七十三陳宣帝太建十年に載す。参照せよ。此章は此事を論じ、大姦にして必ず人の邦家を覆す者を辨ずるの道を説くなり。
- 【二】 欺は侮る也。
- 【三】 楊堅即ち隋の文帝が鄭譯の不孝の罪を指摘すること、通鑑卷百七十五陳宣帝太建十三年に載す。
- 【四】 宇文孝伯の此言は、卷百七十二太建八年に載す。
- 【五】 晁錯と袁盎との事は、通鑑漢景帝紀に載す。

宇文邕の政、簡冊に洋溢し、漢の文・景・明・章に駕して之に上るが若し。乃ち其の没するや、甫めて二年にして、而して楊氏、其國を取ること撥ふが若し。贇は無道なりと雖も、然れども其の怨を修めて以て濫殺するは、唯だ宇文孝伯・王軌のみ。其他は則ち固に未だ嘗て人鼎鑊の上に立たざるなり。淫昏、汰なりと雖も、位に在ること、兩漢歳のみ。邕果して徳の・人心に在る有らば、詎ぞ一旦にして遽に之を忘れんや。乃ち其大臣、韋孝寬・楊惠・李徳林・高頴・李穆の如きは、皆、能く以て自立する有る者なるに、翕然として楊氏を奉じて、而して之が爲めに死を效さんことを願ふ。堅、後の父の親有りと雖も、未だ嘗て久しく國柄を執ること、王莽の小惠徧く施すが如くならざるなり。抑も未だ宇文に大功有ること、劉裕の・晉室を再造し虜を滅ぼし賊を破るが如くならざるなり。且つ未だ嘗て蕭道成が僅に誅殺の餘に存し、人代りて爲めに平かならずして而して逞しくせんことを思ふが如くならざるなり。堅の女、中宮に即位すと雖も、而も寵を天元に失ひ、元后の・國母を以て久しく朝權を兼るが如き能はざるなり。然るに人の・宇文を去るや、速かならざらんことを恐るるが如く、邕の骨未だ冷かならざるに、而も宗社已に移る。則ち其の君たるや、知る可し。徳、以て人に及ぶ無くして、而して徒らに

- 【一】 此章は、周主宇文邕は史に盛徳と稱せらるれども、其實は徒らに先王の令名を假りて以て天下を欺くに過ぎざること論ずるなり。
- 【二】 宇文孝伯・王軌が殺さるること、通鑑卷百七十三陳宣帝太建十一年に載す。
- 【三】 汰は甚だしき也。
- 【四】 兩漢歳は滿二年なり。
- 【五】 天元は周の宣帝即ち宇文贇なり。
- 【六】 國母は天子の母を謂ふ。

先王の令名を假りて、以て天下を欺く。天下は其れ欺く可けんや。史の之を修談するや、其迹を記するなり。史を論ずる者の之を豎稱するや、小人の儒を爲す者、榮寵を希冀し、而して相效ひて以て先王の糟粕を襲ひ、之を震矜して以て其門庭を藻幌するなり。故に拓拔宏・宇文邕、聖に幾くして、而して禹・湯・文・武の道愈、阱に墜ち、而して自ら抜く能はず。試に之を思へ。惡んぞ盛徳斯の如くにして、三歳ならずして、而して權姦の奪ふ所と爲り、臣民崩角して以て後れんことを恐るる者有らんや。

尉遲迥は、以て宇文氏の忠臣と爲す可きか。
宇文闡、帝と稱すること已に二年なり。父死して而して其位に正し。楊氏、逼ると雖も、闡未だ失徳有らざるなり。迥乃ち趙王招の少子を奉じて以て兵を起す。曹操の、敢て劉虞を奉じて以て獻帝に叛かざる所の者にして、而も迥、之を爲して忌まず。迥の志は知る可きなり。迥、忠臣たる可くば、則ち劉裕の劉毅を討じ、蕭道成の沈攸之を拒ぐも、其をして敗れて而して死せしめば、亦、晉宋の節に仗り義に死するの臣ならんか。楊

【七】 修談は其の説く所、實に過ぐるなり。
【八】 藻幌は恐らくは藻稅の誤ならんか。論語公治長篇に、「節を山にし税を藻にす」とあり。税は梁上の短柱なり。梁上の短柱に藻のやうな刻みたる也。其奢侈なるをいふ。
【九】 拓拔宏は拓拔弘なり。
【一〇】 崩角は稽首といふが如し。孟子盡心下篇に「王曰は

く、畏るる無かれ、爾を寧んするなり、百姓に敵するに非ざるなり」と。厥角を崩すが若く稽首す」とあり。
【一】 周の尉遲迥が趙王招の少子を奉じて兵を起して以て楊堅を討つこと、通鑑卷百七十四陳宣帝太建十二年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずるなり。
【二】 宇文闡は周の靜帝。

堅、功無くして、而も人の國を奪はんと欲す。是に於てか、兵の難す可き有る者は、皆、堅の爲を爲さんと欲す。迥も亦一の堅なり。司馬消難も亦一の迥なり。王謙も亦一の消難なり。志相若き、事相競へば、則ち勢の彊弱・謀の工拙・與する所の多寡を以て勝敗を分つ。勝つ者は幸なり。敗るる者は其常なり。此を抑へて而して彼を伸ばせば、君子にして而も姦雄の罔を受く。君子は詐を逆へざれども、而も未だ嘗て先づ覺りて、情を以て之を度り、理を以て之を衡らすんばあらざるのみ。王凌・諸葛誕、其の司馬懿と爲らざるを保せず。況んや迥が輩の紘紘たる者をや。宇文氏の亡ぶるは、虜運の衰へて已に訖るなり。楊堅、徳の以て堪ふる無し。而して迥・謙・消難は、愈以て天下に君たる可からず。民も亦勞せり。汜ど小康す可し。三方滅びて而して楊氏興る。民の小康は、豈に迥の能く競ふ所ならんや。此より以後、北朝の事は、隋の論に歸す。

高頴南侵し、而して陳の宣帝殂す。陳、和を隋に請ふ。高頴、喪を伐たざるを以て師を班す。陳の愚にして而して必ず亡び、隋の智にして而して陳に克つこと、皆、此に於て之を徴す。陳・隋の彊弱相敵せざること、明かなり。宣帝殂し、

陳宣帝

【三】 司馬消難・王謙が兵を擧ぐる事、竝に通鑑卷百七十四太建十二年に載す。
【四】 罔は欺罔なり。
【五】 民も亦勞せり、汜ど小康す可し。詩大雅民勞篇の辭。
【六】 三方は陳と周と齊とをいふ。
【一】 隋の高頴、陳を侵し、陳の宣帝殂し、陳、和を隋に請ひ、高頴、喪に乗じて人の國を伐たずとて師を班すこと、通鑑卷百七十五陳宣帝太建十四年に載す。此章は此事を論じ、陳の愚にして隋の智なることを説くなり。

叔陵狂逞にして嗣子傷き、内、靖んせず、而して未だ外禦に違あらず、權に隋に下りて以て難を紓ぶ。何ぞ愚と言ふや。弱者、人に示すに弱を以てすれば、則ち陵乘を受くるや已む無し。高頴の兵は、固に畏るるに足らざる者なり。隋主初めて篡して、而して位未だ固からず。司馬消難の陳に在るを以て、戒心有り。頴の南侵するは、聊か以て陳を禦ぐのみ。能く・疆を啓くの志有るに非ざるなり。既に兵を分ちて以て南侵し、千金公主・高寶甯、又、沙鉢略を挟みて以て入寇す。隋は固に急に・南軍を輟めて而して北塞を防がんと欲す。陳、此に於て、正に・晏坐して全力を以て封守を固くし、其の疲敝して空しく返るを待つ可し。乃ち葱怯柔巽して、其虚楞惶遽の情實を暴し、隋をして志を得て以て師を班し、而して其の自ら振はざるの隱を測らしめ、洋洋として名を盜みて以て去らしむ。故に愚甚だしきなり。頴の喪を伐たざるは、義なり。

【一】陳の始興王叔陵が太子を傷くること、太建十四年に載す。
 【二】周の司馬消難が九州八鎮を以て陳に降ること、卷百七十四太建十二年に載す。

而して何ぞ但だ智と言ふや。人の國を奪ひて、而して慙づる無く、人の孤を欺きて、而して恤へず、女を以て人に事へ、而して因つて其宗社を攘み、以て恥と爲さず。隋の君臣は、豈に能く規規の義を守り、人の喪を闚みて、而して伐たざらんや。喪に乗じて而して急に之を攻むるは、固に敗道なり。勝術に非ざるなり。陳は弱しと雖も、江東の國を立つること久し。其の以て必ず得可きに非ず、未だ傾け易からざるなり。庸人の情は、危きに當りて而して懼れ、稍や定まりて而して忘る。君薨じ、

嗣子初めて立ち、内難方に作り、而して疆敵、境を壓し、君臣、皆、惴惴焉たり。外は和を請ふと雖も、而も内は固に自ら甯んせざるなり。其の且に亡びんとするを知り、而して已む容からざるに迫らるれば、則ち人、死を致すの心有り、以て存亡を一決に争ふ。頴、偏師を以て深く入り、必死の怨憤に櫻れ、而して吾が軍、其羸弱を欺り、驕を挟みて以て幸を徵め、猝に困獸と其内地に相當らば、未だ敗れざる者有らざるなり。幸にして、和を請ふの使至る。喪を伐たざるの美名を假りて以て陳に市し、實は・師を全くして敗れざるの功を收め、以て威を養ひて而して時を俟つ。故に隋の智甚だしきなり。喪を伐たず、之に和を許す。陳の廷の愚者曰はく、『隋、仁義の心有り、吾を并せざるなり』と。黠者曰はく、『隋、隙有りて、而して乗ずる能はず。能く爲す無きなり』と。是に於てして、君驕り臣怠り、其憂懼を解散し、枵然として以て自ら安に即き、信使往來し、禮文相匹し、其主を結綺・臨春・賦詩・行樂の中に糜ぐ。則ち席捲して之を收むるや、芥を拾ふよりも易し。善く敵に勝つ者は、其憂危に乗せずして、而して其の已に定まるの情・已に衰ふるの氣に乗ず。隋の智は、陳の能く測る所に非ざるなり。自ら十年に弛べて、而して國必ず亡ぶ。姑く之を待つこと十年にして、而して必ず其國を擧ぐ。一は智、一は愚、一は興り、一は亡ぶること、此に於て決す。故に善く國を謀る者は、其の憂ふる所を憂へずして、而して其の憂へざる所を憂ふ。一朝に震掉して守を失はず、彌日に安きに席り自ら弛べずんば、孰か得て之に乗せ

【四】結綺・臨春は陳後主の起したる閣の名。

んや。而して庸人は能はざるなり。庸人の愚は、智人の資なり。嚮に陳人の・和を請ふの使をして出でざらしめば、高頼且に進退、據る無くして、而して茶然として以て返らんとす。隋の氣挫けて、而して陳、以て亡びざる可し。夫れ豈に陋君・具臣の及ぶ所ならんや。

後主

大臣、言はずして、而して疏遠の小臣諫むれば、其國必ず亡ぶ。小臣は、權は以て相正すに足らず、情は以て相接するに足らず、驟にして而して言有らんに、言の婉なれば、則ち之を置くこと無きが若く、言の激なれば、則ち必ず其怒に逢ふ。大臣、營救すと雖も、而も免るる能はず。能く免るれば、且つ免るるを以て幸と爲し、而して言は徒設と爲る。況んや大臣の媚忌して以て相排するをや。大臣は、苟くも凶を窮め悖を極むるの主に非ざれば、輕しく殺す能はざるなり。故に言、激なる可きなり。苟くも殺すも辨せざるの主に非ざれば、從容として牖に乗りて以て入る。故に言、婉なる可きなり。大臣、正を上に乗る、而して小臣も亦之を恃みて以て敢て言ふ。然る後に、之を切言して以て大臣の婉論を曲成す可し。交、相須つなり。而して恃む所の者は、終に大臣なり。大臣、言はざるに、小臣乃ち起

【一】 後主は通鑑には長城公と曰ふ。
【二】 傳綽が陳主の荒惑を指陳し、恐らくは東南の王氣、斯よりして盡きん、と云ひ、帝之を殺すこと、通鑑卷百七十六陳長城公至德三年に載す。章華、極諫して、臣、麋鹿の復た姑蘇に遊ぶを見ん、と曰ひ、帝、即日、之を斬ること、禎明二年に載す。此章は此事を論するなり。

ちて而して言有り、昏昏たる者の怒に觸れて、以て其惡を益せば、未だ亡びざる有らず。夫れ大臣既に君を導くに必亡を以てすれば、則ち小臣たる者、將た何如して可ならんか。去らんのみ。陳の後主、國、危きに垂なんとし、而も欲を縱にして以て度を敗る、傳綽・章華、危言して而して殺さる。陳の亡ぶるは、之を遅つこと十年にして、猶ほ晚し。而るに二子の者は、亦、身を捨て虎を飼ふの仁にして、君子の尙ばざる所なり。春秋に、『陳、其大夫洩冶を殺す』と書す。經を説く者謂ふ、『洩冶、語黙の節を失ふ。高哀の・身を全くするに如かず』と。非なり。微者の名姓は、春秋に登らず。『其大夫を殺す』と曰ひ、而して其名洩冶を著はすは、大夫を貴ぶなり。諫めて而して死するは、允なり。高哀の名姓、史策に登るは、亦、大夫を貴ぶなり。而して之を去るは、臣節を失ふなり。綽と華とは、洩冶の比に非ざるなり。胡爲れぞ其の身を以て 醒人の暴怒を試みるか。其情忿り、其言許く。唯だ刃の・項に加はらざらんことを恐れ、而して陳の亡ぶるに救ふ無し。何ぞ爲さんや。誠に故國の淪没するに忍びず、而して隋の爲めに屈するを恥ぢなば、山の涯、水の涘、庸詎ぞ身を潔くするの所無からんや。而るに必ずしも人を刑するの市に於て、以て此父母の遺體を置かんや。是に於てして、江總の邪益成り、是に於てして、施文慶・沈客卿の 勢益張り、是に於てして、盈廷の口益箱み、是に於てして、隋人の問罪の名

【三】 春秋宣公九年に出づ。
【四】 宋の高哀が魯に奔ること、春秋文公十四年に出づ。
【五】 醒人は醉人なり、陳の後主をいふ。
【六】 江總・施文慶・沈客卿は並に陳の後主の侯臣。

益正し。故に陳は必ず亡ぶる者なり、二子を殺して而して更に速かなり。羸瘵の者、浮火方に張るに、投するに、梔苓を以てし、而して斃るること逾速かなり。二子の以て自ら處して而して人の宗社を處する、一の可なる者無きなり。

名教の・人に於けるや、甚だし。國は破ると雖も、君は降ると雖も、而下猶ほ・降るを以て恥と爲し、死する能はざれども而も死を以て憂と爲さず、其志を行ひて以て慙に免るるは、名教の未だ心に亡びざるなり。

陳の亡ぶるや、袁憲の、後主に侍して、而して去るに忍びざる、許善心の、使を奉じて未だ返らず、而して衰服して以て臨する、周羅喉の、大に臨すること三日にして、而して後に兵を放ち、陳叔慎、置酒して長歎し、而して謝基伏して流涕する、任瓌の、王勇に陳の後を求めて之を

立てんことを勧め、聽かれずして而して官を棄てて以て隱るるは、節に仗り義に死するに於ては、未だ決する能はざるなり。而れども皆、勸む可き者有り。慕容・姚・苻・高氏の滅ぶるとき、未だ此れ有らざるなり。其の或は兵を懸して而して起つは、則ち皆、雄心を挾みて以て利を徼むる者のみ。晉、南渡し、而して衣冠、江左に移り、賢・不肖の齊しからざれども、而も風範廉隅、其恥心を養ふ

【七】 梔苓は藥の名。
【一】 此章は、陳の亡ぶるや、臣下に猶ほ降るを以て恥と爲し、死を以て憂と爲さざる、名教を重んずるの士有ること論するなり。袁憲・許善心・周羅喉・謝基・任瓌の事は、竝に通鑑卷百七十七隋文帝開皇九年に載す。參照せよ。
【二】 臨は哭する也。

者、暴君・篡主の能く銷鑠するところに非ざるなり。諸子の死せざるは、隋、之を殺さざるのみ。皆、自ら死より免るるの道無きなり。死より免るるを求むるの道無くして而も死せず。死せざるは、以て其節の累と爲すに足らず。且つ陳氏の・君たるや微にして、其の國を得るや、義を以てせず。解く可からざる君臣の分有る

【三】 家鉉翁は宋末眉州の人、則堂と號す。宋史卷四百二十一に傳あり。謝枋得は宋末の弋陽の人、字は君直、德祐の

初、元兵、江東に寇す。枋得、信州に知たり、逆へ戦ひ、矢盡き兵敗れ、姓名を變じて山中に入る。元初、人才を求め、

之に逼りて北行せしむ。元都に至り、慟哭して、食はずして死す。世、壘山先生と稱す。文章軌範の撰者なり。

夫の故國、先代の僅に存するの文物、一旦に淪没するに忍びざるなり。然りと雖も、陳、守る能はずして、而して隋、之を得るは、固に五胡の種に愈ること多し。諸子は、家鉉翁・謝枋得に視ぶれば、尤も・死せざる可し。然れども毅然として名教を以て自ら盡くすや、尤も賢ならずや。

國譯讀通鑑論卷十八終

國譯讀通鑑論卷十九

隋文帝

聖人の道には、大義有り、微言有り。故に有宋の諸先生、極を天に推し、而して之を實にするに性
 を以てし、之を覈めて心得し、嚴にして以て躬修まる。故らに其の顯なる
 者を取りて而も之を微にし、卑き者にして而も之を高くするに非ざるなり。
 漢の興りしより、天子の教、人士の習、亦、既に孔子を尊びて而して六
 經を師とするを知る。然れども薄か其形迹の言を取りて、而して其の本づ
 く所を忘るれば、則ち法を取りて以て言行を爲すと雖も、而も正に以て郷
 原を成す。蘇威・趙普の流の若きは是のみ。蘇威曰はく、「孝經一卷を讀
 めば、以て身を立て世を治むるに足る」と。趙普曰はく、「臣、半部の論語
 を以て、太祖を佐けて天下を取る」と。而して威の柔にして以て節を喪ひ、
 普の險にして以て倫を斲る、自ら知らざるなり。自ら媿ぢざるなり。軀を
 全くし妻子を保つの術を以て、身を立て名を揚ぐるの至徳と爲し、篡弑奪攘の謀を以て、内聖外王

【一】通鑑卷百七十五陳宣帝太
 建十三年、蘇威嘗て隋の文帝
 に言ひて曰はく、「臣の先人
 (即ち蘇綽)、毎に臣を戒めて
 云ふ、唯だ孝經一卷を讀めば、
 以て身を立て國を治むるに足
 る。何ぞ多きを用ふるを爲さ
 んと。此章は此事に就きて論
 するなり。」

【二】趙普は趙宋の開國の功
 臣、傳は宋史卷二百五十六に
 載す。

の大道と爲し、其形似を竊みて、而して自ら以て是と爲す。其榮寵を歆くる者、衆皆悦ぶや、聖言を挾みて以て天下を欺き、而して自ら其心を欺き、闒然として媚を亂賊に求めて、而して容れらるるを取り、其君を導きて以て孤寡を欺き骨肉を戕ひて、而も忌む無し。嗚呼、有宋の諸先生の、心を洗ひ密に藏し、人事に即きて以て推して天に本づけ、反りて性に求めて、以て大經を正し大本を立つる微かりせば、則ち聖人の言、忌憚無きの小人、之を竊みて、以て富貴利達に徼幸せん。豈に聖人の大憾に非ずや。普の論語に於けるや、人を奪ふを以て用を節すと爲し、小惠を以て人を愛すと爲す。斯の如きのみ。此を外にして、一の似たる無きなり。威は則ち民を督して五教を誦せしめ、而して謂へらく、先王の風を移し俗を易ふるの道此に畢ると。子曰はく、『郷原は徳の賊なり』と。道に託するは、徳を賊ふ所以なり、人心を正し、先聖を閑ぐの道は、極を性命に根ざして、而して嚴に其誠僞を辨す。宋の諸先生の、微言を極めて以て大義を立つるに非ざりせば、論語・孝經は、鄙夫の先資と爲らんのみ。

(二) 以て之を行ふこと千年にして而も易はらざる可きは、人なり、即ち天なり。
 (三) 天の視るは我が民の視るに自ふ者なり。民に、流俗の淫なると儉なり。

- 【一】 通鑑卷百七十五陳宣帝太建十三年、秋七月乙卯、隋主始めて黃を服し、百僚畢く賀す。
- 【二】 是に於て、百官の常服、庶人に同じく、皆、黃袍を著る。隋主の朝服も亦之の如く、唯だ十三銀帶を以て異なりと爲すのみ。此章は此事に就きて論するなり。
- 【三】 天の視るは我が民の視るに自ふ。尙書泰誓の語。
- 【四】 麻は曆なり、下同じ。
- 【五】 小戴氏の禮を記するとは今の禮記をいふ。

ると有りて而して相沿ふ者は、人なり、天に非ざるなり。其の相沿ふや、卒に革む可からず。然れども未だ能く之を行ふこと千年にして而も易はらざる者有らざるなり。天は知る可からず。之を知るに理を以てす。流俗相沿へば、必ず・亂るるに至る。理に拂れば則ち天に違ふ。必ず之を革めて而して後に安し。即し數之を革むるも、而も以て異を立つるに非ざるなり。若し夫れ必ず然るの理無く、治亂の司に非ず、人の習ひて而して安んずる所は、則ち民の視るは即ち天の視るなり。聖人と雖も、與に易へざるなり。而して必ず一理を爲して以て之を奪ふは、此れ漢儒の・織曲塗飾して而して徒らに云云する所以なり。正朔を改め服色を易ふるは、漢儒以へらく、三代の王者、天の精意を承くること此に在りと。而れども豈に其れ然らんや。正朔を必ず改むるは、相沿はざるの説を示すに非ざるなり。麻は精なりと雖も、而も之を行ふこと數百年なれば則ち必ず差ふ。夏・商の季、上敖り下荒び、釐正する能はず、差舛已甚し。故に商・周の興るや、其差舛に懲りて而して法を改む。亦猶ほ漢以來、今に至るまで、麻凡そ十餘たび改まり、而して始めて時に適するがごとく、改めざる容からざる者なり。夫の服色の若きは、則ち世益降り、物益備はり、民の瞻視に協ひ、天下之に安んずるを期して止む。彼の三王は、何ぞ此に汲汲として前王と染繪の間に相競ひ相壓するを事とせんや。小

其扼腕、齧齧の忿を逞しくして、而して人を怖れしむるのみ。司刑者、之を快とし、其仇讎、之を快とするも、死者に於て何ぞ加へん。徒らに罪人の子孫の或は能く仁孝を知る有る者をして、以て自ら天地の間に容るる無からしむ。一怒の伸ぶる、慘なること斯に至り、風化に裨無く、而して祇に腥聞をして上、天に徹せしむるのみ。裴政の澤斬えて、而して後世の怒淫す。亦憎ましからずや。隋、天下を一にして、索虜・鮮卑の虐を蠲き、以て唐の二百餘年の承平の運を啓く。苟くもするのみに非ざるなり。蓋し人有り、以て先王の徳政に與るに足る。而して其の大に用ふる能はざるを惜むなり。

周の制、六卿、各其典を司り、而して天子に統べらる。復た其上に制する者無し。然して後世は能はざるなり。周禮に曰はく、「惟れ王、國を建つ」と。國を言ふなり。天下を言ふに非ざるなり。諸侯の國は、唯だ之に命するや、宗伯に聽く。之を討するや、司馬に聽く。之を序するや、司儀・行人に聽く。治教政刑の若きは、典を頒つこと王よりすと雖も、而も諸侯、自ら國內に行ひ、決を六官に仰がす。是の如くなれば則ち千里の王畿は、政亦簡なり。其實は、今の一の布政使の理むる所に逾えざるなり。郡縣の

【一】通鑑卷百七十五陳長城公至德元年、隋、度支尚書を改めて民部と爲し、都官尚書を刑部と爲し、左僕射に命じて吏禮兵の三部の事を列せしめ、右僕射をして民刑工の三部の事を列せしめ、光祿・衛尉・鴻臚寺及び都水臺を廢す。此章は此事を論するなり。

【二】惟れ王、國を建つ。周禮天官冢宰篇開卷の語。

天下は、九州を一握に攬り、卑宄府史の考課、升斗銖銖の金粟、窮郷下邑の獄訟、東西萬里の邊防、四瀆萬川の壅洩、其繁、紀するに勝ふ可からず。總て六官の長に聽き、而して分ちて之を郎署に任じ、其の或は修まり、或は廢れ、乃至、因縁して以て私を儲る者、與に要を擧げて以て其成を省みる無ければ、則ち散漫委弛して、而して致詰す可からず。故に六卿の上に、必ず、天子を佐けて以て之を總理する者有り、而して後に、政以て緒ありて而して漸く成に底る。此れ秦以下、相臣の設、已む容からざるなり。乃ち相臣、一人を以てして天子に代はれば、則ち權、下に擅にして、而して事も亦宄にして、而して治に給せず。多く相を置きて而して互に相委すれば、則ち責、専らならずして、而して同異競ひ起りて以て相撓す。是に於てして、隋文の、法を立つること、得たりと爲す。左右僕射は、皆、相なり。分ちて六部を判して以て各三官を治む。夫れ然れば則ち天子、二僕射を統べ、二僕射、六卿を統べ、六卿、庶司を統べ、仍ほ周官の分建の制にして、而して兩省を以て宰相の功を分つ。殆ど所謂條有りて而して紊れざる者なるか。小に繇りて而して大に之き、衆に繇りて而して寡に之き、繁に繇りて而して簡に之く。之を法象に揆るも、亦、太極、兩儀を生じ、兩儀、四象・八卦を生じ、以て天下の至蹟を盡くして、而して疊疊を曲成する者なり。法なる者は、必ずしも治むるに非ず。治むる者は、其人なり。然れども法の善ならざれば、其人を得と雖も、而も

【三】四瀆は江・淮・河・濟の四水なむ。

【四】太極兩儀を生じ云云の數句は、周易繫辭傳に本づく。

適守無く、抑も繇りて以て理むるを得る末し。況んや未だ其人を得ざるをや。以て天紀に法り、以て人能を盡くし、以て要に居りて而して詳を治め、以て同を統べて而して異を辨す。郡縣の天下、國を建て官を命する、隋其れ獨り得たるか。文帝の聖作の主に非ざるを以てして之を廢す可からざるなり。

河を開きて以て轉漕すると、倉を置きて以て遞運すると、二つの者孰れか利なる。事には、固に、時に因り地に因りて而して各宜しく・一説を守りて以て獨り得たりと爲す能はざる者有り。然れども其大槩は則ち亦、一定の得失有り。其迹甚だ便に、其事、簡なるが若く、其效、速かなるが若く、一たび之を舟に登せて、旋ち運して而して至り、更に勞せず。此れ轉漕の見利と爲す者なり。然れども其の之を運するや、必ず之が期を爲し、而して勞すること甚だし。閘に啓閉有り、以て水の盈虚を争ふ、一の勞なり。時に早澇有り、以て天の燥溼を争ふ。二の勞なり。水に淤通有り、以て人の澇治を勤む。三の勞なり。時に凍涸有り、以て天の寒温を待つ。四の勞なり。水次の夫を役し、行旅の舟を奪ひ、以て淺きを濟る。五の勞なり。而して又、重ぬるに險を涉りて飄沈し・重

【一】 通鑑卷百七十五陳長城公至德元年、隋主、長安の倉庫尙ほ虚しきを以て、是歲、詔して、西のかた蒲陝より、東のかた衛汴に至るまで、水次の十三州、丁を募りて米を運ばしむ。又、衛州に於て黎陽倉を置き、陝州に常平倉を置き、華州に廣通倉を置き、轉相漕輸し、關東及び汾晉の粟を漕し、以て長安に給す。此章は此事に就きて論じ、水運と陸運との利害得失を説くなり。

【二】 閘は水門なり。

【三】 澇は長雨。

く賠して運を補ふの害を以てす。特に其れ一に之を水に委ね、庸人偷して以て安と爲し、而して見ても爲すのみ。夫れ漸の循ふ可き無く、而して之を一塗に致し、以て速效を幾ふは、政の莫稗なり。歲月は、皆、吾の歲月なり。之を紆徐すれば、則ち千鈞の重き、分れて百と爲り、而して輕きこと甚だし。倉を置きて遞運する者は、一歳を通じて以て一歳の儲を輸し、數歳を合はせて以て一歳の事を終ふ。源源相因り、轉輸の富有るを見ず。日計、足らざれども、歲計、餘有り。民に在る者、倉に登せ易く、倉に在る者、覺えずして而して已に内に致す。期會促迫の苦無くして、而して失業の民を養ひ・馬牛の畜を廣む可し。近功無しと雖も、而も久しきを経て以て遠きに行ふ可し。其の、水の足らざるを強ひて、漕渠を開きて以て小利を圖るに視ぶれば、得失昭然たり。隋、河に沿ひて倉を置き、其險を避け、其夷を取る。唐、之に仍り、宋、又、之に仍り、政和に至りて始めて廢す。其利の久しかる可きこと見ゆ。簡便を取りて而して漕輓に勞する者は、胡元の亂政なり。況んや大河の狂瀾、方に其氾濫するを憂へ、而して更に爲めに導きて以て迂曲淫漫し、徐・兗・二州の土を病ましむるをや。隋は徳無けれども而も政有り。故に天下を守る能はざれども、而も固に天下を一にして以て法を立て、而して施きて唐・宋に及ぼす可し。蓋し隋は亡ぶれども而も法は亡びざるなり。倉を置きて遞運するが若きの類、是のみ。

【四】 日計は日を逐ひて之を計るなり。莊子庚桑楚篇に、今吾、日に之を計れば足らざれども、歲に之を計れば餘有り」とあるに本づく。

【五】 政和は宋の徽宗の年號。

名は美にして而も政の善に非ざる者有り。義倉是なり。隋の度支尙書長孫平、始めて請ひて之を立て、家ごとに粟麥一石を出さしめ、之を當社に儲へ、凶年に之を散す。其をして之を行ひて而して善ならしめば、以て之を賑すに足るなり。抑も一郷一社に、君子長者有り、徳望、以て郷人を服するに足りて、而して之を十姓百家に行はば、可なり。然らずんば、令することの嚴ならんには、祇に以て民を病ましめ、令することの嚴ならざらんには、三歳ならずして廢れん。且つ即し君子長者有りて、其事を主り、一郷に行ふも、亦、身に及びて止まんのみ。惡んぞ一郷の事、數十年の規にして、而も之を天下に通じ、一代の法と爲す可き有らんや。之を行ふこと善なるも、而も猶ほ、以て荒を賑すに足らざる者は、假使社に百家有り、歲ごとに一石を儲へんに、三年にして水旱に遇はば、曾ち三百石は以て百家を濟ふに足らんや。倘し水旱、三年の外に在らば、粟且に腐壞蟲蝕して、而して食ふ可からざらんとするなり。且つ粟を儲ふること、一石を以て率と爲す。將た之を限るか。抑も貧富の差有るか。差有らば、人、貧に詭らん。誰か其富家を戸らんと。之を限らば、則ち歲計、足らず、而して他年を計りて之を均しくするに違あらんや。農を爲して而して餘有り、以て義倉に資するは、其の勤むる者なり。其の粟を受くるに及びては、多く之を取る

【一】通鑑卷百七十六陳長城公至德三年、隋の度支尙書長孫平奏す、民間をして、毎秋、家ごとに粟麥一石以下を出さしめ、貧富を以て差を爲し、之を當社に儲へ、社司をして檢校せしめ、以て凶年に備へんと。名づけて義倉と曰ふ。隋主、之に従ふ。五月甲申、初めて郡縣に詔して義倉を置かしむ。此章は此事を論するなり。

者は、其の惰る者なり。果して君子長者有りて、仁厚を以て其郷を化し、而して惰る者も亦耕に勤め、以て取るに廉なるに非ずんば、則ち徒らに之を彼に取りて以て此に與ふ。而して誰か其れ之に甘んせん。應せずんば、抑も將に刑罰以て之を督せんとし、井里、甯んせずして、而して訐訟興らん、何の義か之れ有らんや。而して惰窳にして節せざるの罷民、且に之を恃みて以て其驕怠を益さんとす。況んや人視て、已むを得ずと爲し、而して法に束せられて以て令に應ぜば、糠覈溼腐雜投し、而して速かに盡し、僅に以て義を好むの虚名を博せん。抑も何爲る者ぞや。況んや之を行ふこと久しくば、長吏玩びて故常と爲し、復た稽察せず、里胥の乾没するも、與に治を爲す無く、民大に病みて、而して免るるを伺むるも能はざらん。抑も其の必ず致すの勢なり。夫れ王者の天下を愛養するや、天の如くにして、而して以て止む可し。其役を寛にし、其賦を薄くし、不幸にして水旱に罹らば、則ち征を蠲きて以て之を蘇し、糶を開きて以て之を濟ひ、而して之を平日に防ぐ者は、商賈を抑へ、賃備を禁じ、游惰を懲らし、陂池を修め、隄防を治むれば、水旱有りと雖も、而も民の死する者亦僅なり。賦輕く役簡に、農を務め穀を重んじ、而も猶ほ流離道殣する者有るは、此れ其人自ら天に絶ち、天も亦、之を如何ともする無し。而るに何ぞ勤苦の民を損し、不軌の徒をして懸望して以て其傲慢を増さしむるを事とせんや。故に文王、政を發し仁を施すに、先にする所の者は鰥寡孤獨、發する所の者は、公家の廩なり。之を民に取りて而して以て勤めず

【二】糠は穀の皮なり。米糠の中破れざる者を覈と曰ふ。

節せざるの情農を飽かしむるに非ざるなり。孟子曰はく、『惠にして、而も政を爲すを知らず』と。己を捐てて以て民を惠むすら、且つ民を養ふの大經を知らず。況んや強ひて義を以て民を脅し、而して之を攘みて己が惠と爲すをや。夫れ義倉は、一郷の善士、上其道を失ひ横征して民を困しむるの世に當りて、之を十姓百家に行ひ、以て一隅に苟全する者にして可なり。人の上たる者にして而も之を行ふは、其れ梁の惠王の・心を盡くすに視べて、奚ぞ愈らんや。

教を立つるの道、忠孝至れり。無道の主有り。と雖も、未だ之を以て其臣子に教へざる者有らず。而して從違、趣を異にす。夫れ亦、其本に反らんのみ。言を以て教ふる者、人の子を進めて而して之を戒めて曰はく、『爾、孝ならざる勿かれ』と。人の臣を進めて而して之を戒めて曰はく、『爾、忠ならざる勿かれ』と。爾、忠ならざる勿かれ』と。舌敝れ、穎秃して、而も之を聽く者藐藐として、悖逆猶ほ相尋ぐや、怪むに足らざるなり。教は、言を以て言ふ可からざる

- 【三】 孟子の語は、離婁下篇に出づ。
- 【四】 孟子梁惠王上篇に「寡人の・國に於けるや、心を盡くすのみ。河内凶なれば、則ち其民を河東に移し、其粟を河内に移す。河東凶なるも亦然す」云々とあり。
- 【一】 陳の郢州の城主、降を隋に請ひ、隋主、納れざることを、通鑑卷百七十五陳長城公至德元年に載す。突厥の莫何可汗、阿波を生擒し、命を隋に歸し、死生を請ひ、高頽、之を存養して以て寛大を示す可し、と
- 曰ひ、隋主、之に従ふこと、卷百七十六陳長城公禎明元年に載す。吐谷渾の妻子、其主に叛き、隋に降らんと請ひ、隋主、夫に叛き父に背くは、收納す可からず、と曰ひて之を拒むこと、禎明二年に載す。参照せよ。此章は此事に就きて論するなり。
- 【二】 穎秃は筆の穂先の摩滅するをいふ。
- 【三】 藐藐は忽略にする也。詩大雅抑篇に「我に聽くこと藐藐たり」とあり。

る者なり。忠孝を奨めて而して之を進め、不忠不孝を抑へて而して之を絶ち、叛人を納れず、逆子を恤まず、其惠を懷はず、其利を欲せず、大義を伸べて以て天下の臣子に昭示す。是の如き者は、殆ど其好なり。其令に非ざるなり。宜しく以て家に正しく國に施し天下に推す可くして、而して其悖逆を消すべし。然るに隋の文帝、陳の郢州の叛きて而して降を請ふに於ては、則ち拒みて而して納れず。突厥の莫何可汗、阿波を生擒して、命を隋に歸し、其死生を請ふ。高頽曰はく、『骨肉相殘ふは、教の意なり。之を存養して以て寛大を示せ』と。帝則ち之に従ひ、而して禁じて、殺す勿からしむ。吐谷渾の妻子、其主に叛きて降を請ふ。帝則ち曰はく、『夫に背き父に叛く、收納す可からず』と。夫れ帝の・陳を并せて而して二虜を服せんと欲するは、其情なり。抑も且つ君臣・父子・夫婦の大倫を顧み、乘す可きの利を捐て、而して之を拒むこと已だ峻なり。是を以て臣子に風示し、威君父に順ならしめて、而して其乖悖を蠲かんとす。夫れ豈に能はざらんや。然るに悖妻に制せられ、逆子に惑はされ、之をして兄弟相殘ひ、終に梟獍の刃を以て、其躬に加へしむ。一室の内、戈矛逞しくして、而して天性蔑び、四海の・兵を稱ぐることを、踵を旋らさずして蓋起す。此れ又何ぞや。此に繇りて知る、忠孝は、立てて以て教と爲して而して人に教ふ可き者に非ざることを。言を以て教ふる者は、道ふに足らざること、固よりのみ。徒らに行事を以て標準を立つる者も、亦、迹のみ。夫れ忠孝は、人の心に生ずる者なり。

- 【四】 悖妻とは獨孤后をいふ。
- 【五】 逆子とは楊廣即ち後の煬帝をいふ。

唯だ心のみ以て相感ず可し。而して身、君父の重きに居れば、則ち唯だ我に在るの好惡、以て人心の惻隱・羞惡を起して、而して其狂戻の情を遏む可しと爲す。文帝は、機變を以て人の國を篡ふ。好む所の者は争奪にして、惡む所の者は馴謹なり。之を外に制して、葬倫の則を示し、之を内に伏して、喜怒の私に任せ、其の叛臣を拒み、逆子を絶つは、一に名教を挾みて以て人を制する者なり。幽陵の地、鬼神、之を瞰ひ、而して妻子尤も之を熟嘗す。好惡の私は、性に拂りて而して情に任するより始まる。既に且つ情に違ひて而して物に殉ひ、悍妻・逆子、或は之に餌し、或は之を脅し、據る無きの胸に顛倒す。則ち日に・人倫を飭正するの事を行ひ、而して或は之を持し、或は之を誘ふと雖も、終に以て之を怨毒して而して賊害す。他無し。心の相召き、好惡の相激するなり。嗚呼、方に・綱常を以て正を裔夷に施さんと欲し、而して血を濺ぐの禍、骨肉に起る。心の幾も亦嚴なるかな。好惡の情も亦危きかな。故に身の怨を藏し、情の辟を防ぎ、教の本を立つる、近く之を取るのみ。政は治むるに足らず、刑賞は勸懲するに足らず。況んや空言を以て亡子を求むるの鼓と爲さんと欲するをや。

【一】通鑑卷百七十七隋文帝開皇九年、蘇威奏す、「請ふ五百家ごとに鄉正を置き、民間の辭訟を治めしめん」と。李德林以爲は、「本、郷官が事を判するを廢せしは、其の里閭親識にして割斷すること平かならざるが爲めなり。今、郷正をして、専ら五百家を治めしめば、恐らくは害を爲す」と更に甚だしからん。且つ要荒の小縣には、五百家に至らざる者有り。豈に兩縣をして共に一郷を管せしむ可けんや」と。帝、聽かず。丙申、制し、五百家を郷と爲し、郷正一人を置き、百家を里と爲

【一】周禮、郷には則ち比・閭・族・黨、遂には則ち鄰・里・鄣・鄙、各一長有り、其教令を司る。未だ其の何人をして之を爲さしむるかを詳かにせざるなり。農民に就きて之を爲さば、則ち比戸の中、樸野の氓は、任ふる所に非ざるなり。其の點にして而して爲す可き者は、又、民の害を爲すに足る者なり。且つ比鄰の長は、微なりと雖も、而も六官の屬に列すれば、則ち既に君子に列し、而して野人に別なり。其耒耜を捨てて、而して即ち班聯に與るは、已だ媿ならずや。意ふに、士の未だ贊を執りて以て君に見えず、而して小しく之を其郷に試み、凡そ飲射の賓興して、君に進むる所の士、皆、此屬ならん。固に・耕さずして而して祿食有り、士なり、民に非ざるなり。唯だ然り、則ち士たる可く、大夫たる可くして、而も登進の塗遠ければ、則ち其の郷に居りて而して郷の教に任するに當りて、固より自愛し、而して敢て其郷に淫泆せず。民の病を爲さず、而して教化資りて以て興る可きに庶幾からん。然れども周禮には、但だ其職名を記し、而して從ひて擾くる所の者、得て考ふる無し。則ち郡縣の天下、其れ附託して以て郷官を立つ可からざるや、利害炳然たり。豈に再び計るを待ちて而して決せんや。成周の治、中を履み和を蹈み、以て生民の性情を調へ、垂れて大經・大法と爲り、以て

し、里長一人を置く。此章は此事を論ずるなり。

【二】周禮地官司徒に、「郷大夫は、郷毎に卿一人、州長は、州毎に中大夫一人、黨正は、黨毎に下大夫一人、族師は、族毎に上士一人、閭胥は、閭毎に中士一人、比長は五家ごとに下士一人。遂は中大夫一人、縣正は、縣毎に下大夫一人、鄙師は、鄙毎に上士一人、里宰は、里毎に中士一人、郷長は五家に則ち一人」とあり。

【三】六官は天官、地官、春官、夏官、秋官、冬官なり。

【四】班聯は官吏の位列。

天下の綱紀を正す者、固に、意見を以て合はんことを求む可からざるなり。故に曰はく、人なり、政に非ざるなり。但だ缺略散見の文に據りて、郡縣の天下に強ひて、銖銖して以て之に肖るは、王莽の天下を亂りし所以なり。而して蘇威、之に效ひ、五百家にして郷正を置き、百家にして里長を置き、以て其辭訟を治めしむ。是れ千萬の虎狼を天下に散じて、以て貧弱の民を攫するなり。李徳林、之を争ふ。而して威、周禮を挾みて以て清議の口を鉗す。民の膏血、威の佔畢の中に殫く。悲しいかな。封建の天下は、分れて而して簡なり。簡なるは、之を治むるに密を以てす可し。郡縣の天下は、合ひて而して繁なり。繁なるは、必ず之を御するに簡を以てす。春秋の世、萬國併せられ、五霸興る。而して、夫子、簡を行ふ者に許すに南面を以てす。況んや中夏を一王に合はせたるに、而も十姓百家に訟を聽くの長を置きて以て之を燭亂せんと欲せんや。周の衰ふるや、諸侯僭して而して其吏を多くし、以て民を漁して而して自ら尊くす。叢爾たるの鄒、有司の死する者、三十三人。未だ死せざる者、凡そ幾くなるかを知らず。皆、郷里の猾、上慢にして而して下を殘ふ者なり。一國の提封は、今の一縣に抵るのみ。卿・大夫・士の・祿を食む者、百を以て計ふ。今、一縣にして而して其吏を百にし、祿入已に民の産を竭くす。卿一たび行けば、五百人従ふ。今、丞尉一たび出づれば、民を役する者五百。其徭役已に民の力を竭くす。仁君・廉吏

【五】論語雍也篇に、「子曰はく、雍や、南面せしむ可し。仲弓、子桑伯子を問ふ。子曰はく、可なり簡云云とあり。」
 【六】孟子梁惠王下篇に、「鄒、魯と闘ふ。穆公問ひて曰はく、吾が有司の死する者、三十三人し云云とあり。」

すら、且つ以て民を賦役に死せしむるに足る。汗暴の者は、又奚若ぞや。況んや郷里の豪をして畜藏を測りて以て目を側て、恩怨を挾みて以て私を逞しくし、子弟姻婭を離して以て横行せしめば、則ち孤寒撲拙の者の、其刀俎を供すること、又奚若ぞや。易に曰はく、「其變に通じ、民をして倦まざらしむ」と。君子、三代に師とする所の者は、道なり、法に非ざるなり。其一端の文具を竊みて以て民に殃するは、是れ亦、堯・舜の世に容れられざる者なり。

(七) 聲音の動は、治亂の徴なること、樂記、之を言ひ、而して萬寶常、以て隋の必ず亡ぶるを

【七】其變に通じ民をして倦まざらしむ。周易繫辭傳の語。に寶常を廢し、何妥の樂を謂ひて、滔滔として和雅にして、我が心と會す、と曰ふこと、通鑑卷百七十七隋文帝開皇九年に載す。參照せよ。此章は

驗す。顧ふに其説は、一言にして竟ふ可きに非ざるなり。聲動きて而して人心の貞淫を導く者有り。心動きて而して樂の正變を爲す者有り。其感應の幾、循環を相爲して、而して各其先後有り。聲動きて而して心之に隨ふと謂へば、則ち樂を正すこと急なり。心動きて而して樂之に隨ふと謂へば、則ち樂は固に・自ら正す能はずして、而して其人を待つ。倘し無道の世に於て、韶夏の音を按じて而して之を奏せば、遂に・以て其の亡ぶるを救ふに足らんか。得可からざるなり。然りと雖も、未だ

無道の世にして淫聲を崇び哀響を侈にせずして、而して能く韶夏の音を以て樂と爲す者有らず。是に於てして知る、志氣の交、相動かし、而して天人の互に功を爲すを。且つ寶常の言に直に何妥の樂を斥けて亡國の音と爲すを以て、隋文何を以て悦ばず、終に寶常を廢し、而して何妥の樂を謂ひて、「滔滔として和雅なり、我が心と會ふ」と曰へるか、則ち盛世の音は、必ず・衰世の耳に諧はず。其の諧ふと諧はざるとは、天なり。人に非ざるなり。乃ち唯だ帝、詐に任じて以て天下を取り、悍妻に昵み、逆子に狎れ、其好惡を非僻に任す。則ち心、邪に流れ、而して耳、心に從ふのみ。然れば則ち心を治めて而して後に、以て音を審かにす可し。心は其れ本なり。音は其れ末か。乃ち何妥の衰亂悖淫の樂作り、遂に益ち樂の・正しからざるや、禍を流すこと涯無し。樂は又本にして、而して末に非ず。古の先王の・樂を作るや、必ず盛徳大業既に成るの後に在り。志の貞なる者を以て、聲容の雅正に斟酌し、而して之を樂に先んせず。本を知るなり。然れども必ず聲容の雅正に斟酌して、以て一代の樂を成し、之を子孫に傳へ、而して上に淫慝の君無く、之を天下に流し、而して下に乖戾の俗無し。則ち徳立ち功成り、而して必ず樂を正す。亦、本を知るなり。嗚呼、秦、先王の典を廢せしよりして樂亂れ、契丹・女直・蒙古、中國に入り、法物を毀棄せしよりして、樂永く亡ぶ。唯だ聲音の自然なる者、人の心耳

【四】志氣の交、相動かす。孟子公孫丑上篇に、志壹なれば則ち氣を動かす、氣壹なれば則ち志を動かす」とあり。

手口の間に流露し、時に亦、先づ其治亂興亡の理を兆す。是に於て、樂は唯だ天動きて以て人を感じ、而して人、樂を以て心を治め和平の氣を召く能はず。凡そ先王の以て治むる所、聖人の以て教ふる所、俱に・功を天下に爲す可き無し。固に、心有る者、憾を無窮に留むる所なり。天、道を喪はざるんば、又、惡んぞ聖人なる者興り、師無くして而も天の聰明を得て、以て風を移し俗を易ふるの大用を復する無きを知らんや。古の・士を教ふるや、樂を以てし、今の・士を教ふるや、文を以てす。文に詠歎淫佚有り、以て道の蘊を宣べて而して物を動かす者は、樂の類なり。蘇洵氏始めて虔矯桎梏の文を爲り、其子淫蕩にして以て之に和し、而して□□遂に□に淪む。亦、志氣相召くの幾なり。士を取る者、權有り。士の以て教へて學ぶや、經有り。其大經を捨て、其小辨を矜り、激清繁繞し、哀怨を引きて以て儉薄に趨くは、亦、惡んぞ其の底止する所を知らんや。

【五】□□は中國又は華夏なるべく、□は夷なるべし。

【一】岷州并州の刺史辛公義が善政を以て民を化すること、通鑑卷百七十七隋文帝開皇九年に載す。平郷の令劉曠が異政有り、舊州の刺史に擢でらるること、開皇十一年に載す。參照せよ。此章は此事に就きて其の偽なることを論ずるなり。

德を以て民を化するは、至れるかな。化は天の事なり。天自ら其理有り、氣、其の已む容からざるを行ひ、物自ら其則に順ひて而も知らず。聖人の德は、以て則を天に取るに非ざるなり。自ら其の已む容からざるを修めて、而して人見て德と爲す。人も亦能く則を聖人に取るに非ざるなり。各

其才の大小純駁を以て、其の已む容からざるを行ひて、而して已に化す。故に至れり。尙し。人に絶ちて而して天なり。其の徳を以て化するを謂ふ者は、人、推本して之が言を爲すなり。聖人、之を以てすること、薪を以て火を煬き、勺を以て水を劑むが如く、此を執りて彼を取るの謂に非ざるなり。夫れ徳を以てして、民を化せんことを求むるは、則ち政を以てして民を治むるに如かざるなり。政は、治むる所以なり。政を立つるの志は、本、治を期す。是を以てして之を治むるは、券を持して償を取るがごとくにして、而して其固然を得るなり。則ち猶ほ誠なり。徳を持して之を以て民を化するは、則ち民を化するの故を以てして徳を飾る。其徳は偽なり。一言一行の道に循ふを挾みて、而して償を民に取れば、頑なる者は之を侮り、黠なる者も、亦、飾偽して以て之に應じ、上下相率ゐて以て偽る。君子の甚だ賤む所にして、亂敗の一たび發するに及びて、而して收む可からざるなり。夫れ政を爲す者は、廉以て己を潔くし、慈以て民を愛し、其の己に在る者を盡くすのみ。内行の修まるに至りては、則ち尤も民に與る無く、而して自ら其の已む容からざるを行ふ。夫れ豈に此を持して券と爲し、以て民の償を取らんや。漢の三龔・黃・卓魯の・當代に褒せられしより、是に於て偽人なる者あり。徳教を假りて以て民と相市し、民の偽る者、之に應じ、遂に以て自ら標し、而して物、之を榜して曰はく、「此れ徳化の效なり」と。東漢の末には、矯飾の士、策に絶えず。三國に至り、梁・陳に迄ぶまで、豈に循良の吏無からんや。

【一】 龔は龔勝、黄は黄霸、卓は卓茂、魯は魯恭。

而して此風闕然たり。時君の尙ばざる所にして、褒寵、及ばず、僞人茶然として返るなるのみ。隋に至りて、蘇威、六經の膚説を剽襲して、以て文帝に干む。帝、其説を利とし、以て治定まり功成るの盛に詫り、始めて天下に奨むるに偽を以てす。而して辛公義・劉曠の詭激飾詐の爲、絶然として表見し、以て榮利を微む。公義は則ち獄中に露坐して以て訟を聴く。訟ふる者、獄に繋がるれば、則ち廳事に宿し、歸りて閤に寝ねず。曠は則ち義理を稱説し、訟ふる者を曉諭し、而して其是非を決せず。遂に以て無訟の虚名を獵り、美官に遷り、而して史冊に傳へらる。嗚呼、是時に當りてや、君臣相戕ひ、父子相夷げ、兄弟相殘ひ、將相相傾く。其上、此の若くなれば、則ち閭巷の民、相甚み相仇とし、相噬み相齧すこと、其の何若なるかを知らず。而して公義と曠と、美譽を取り、大官を弋して而して止む。後、聞ゆる無し。訟無きは、孔子の未だ違あらざる所にして、徳化は、周公の敢て居らざる所なり。區區たる一俗吏、舌を公庭に掉ひ、形を寢處に暴すを以て、遂に其任に勝へて而して愉快ならんや。何ぞ言を易んじて、而して重く僞人の欺と爲るや。夫れ徳は自ら得るなり。政は自ら正すなり。政を尙ぶ者は、徳に足らず。徳を尙ぶ者は、其政を廢せず、其の已む容からざるを行ひ、而して民の化するや、其の誠の至るを俟ちて而し

【三】 膚説は淺薄なる説なり。
 【四】 絶然は盛なる貌。
 【五】 論語顔淵篇に、「訟を聴くは吾猶ほ人のこときなり。必ずや訟無からしめんか」とあり。

【六】 言を易んず。原文「輕絲言」絲は由なり、明の諱を避けて改めしなり。詩大雅抑篇に、「無易言」言を易んずる無かれ」とあり。由は於なり。易は輕んずるなり。

隋文帝

て動くなり。上下相蒙ふに偽を以てし、姦險戕奪すること、火の・油中に伏し、水を得れば、欲撲つ可からざるが若きなり。隋の亡ぶるや、一旦一夕の致せるに非ざるなり。其の云ふ所の徳化なる者は、一に廉恥蕩然たるの爲なり。

天下分争の餘、兵戈乍ち息めば、則ち人民の生必ず蕃し。此れ天地の生理にして、屈する者極まれば、伸ぶる者必ず驟かに、往來の數爽はざるの幾なり。其の未だ定まらざるに當りては、人、亂に習ひて、而して偷して以て生き、人の足らず・食と地との餘有るを以て、民の・自ら養ふに勤めざるや、且つ習ひて以て常と爲す。其亂定まりて而して生齒蕃きに迫りて、後に生るる者、且に以て存を圖る無からんとす。斯時に於てして、之が君たる者、將た之を如何せんとする。蕃庶にして而も以て之を綏んずる無ければ則ち亂る。然れば則ち人民の乍然として蕃育するや、抑も天下を有つ者の憂なり。然りと雖も、王者、又豈に能く他に之が賜を爲さんや。抑も豈に聰明を作し法令を制して以て之が所を爲す容けんや。唯だ衛を軽くし賦を薄くし、良有司を擇びて、以て之と休息し、漸く久しくして而して自ら其生を得、以て相忘れて而して輯甯するのみ。五代南北の戦争、民の存する者僅なり。周、齊を滅ぼし

【一】通鑑卷百七十八隋文帝開皇十二年、時に天下の戸口歳ごとに増し、京輔及び三河、地少くして人衆く、衣食、給らず。帝乃ち使を發して四に出でしめ、天下の田を均しくす。其狹郷は、丁毎に纔に二十畝に至る。老少は又これよりも少し。此章は此事を論するなり。

【二】五代は晉・宋・齊・梁・陳をいふ。

て而して河北定まり、隋、陳を滅ぼして而して天下一なり。是に於てして戸口歳ごとに増し、京輔・三河、地少く人衆くして、且に以て自ら給する無からんとす。隋乃ち使を遣はして田を均しくせしめ、以て謂へらく、各其田を有して以て生を贍らすを得るなりと。唯だ然り、而して民困しむこと愈々亟かなり。人は則ち未だ自ら其生を謀らざる者有らざるなり。上の之を謀るは、其の自ら謀るに如かず。上、爲めに之を謀れば、且に其の自ら謀るの心を弛べ、而して後に生計愈々蹙まらんとす。故に人の以て自ら給する無きを憂ふる勿きなり。藉ひ其れ終に給す可からずとも、抑も必ず將に圖を改めて而して生くる所以を求めんとす。其の先疇に依戀して而して捨てざるは、則ち固に・自ら斃るるの理無し。上、唯だ以て其の生を治むるの力を奪ふ無く、之を公に寛にすれば、天地の大なる、山澤の富める、餘力以て之を營む有り、而して以て人を養ふ可からざる無し。今、隋の所謂戸口歳ごとに増すとは、豈に徒に民の自ら増すならんや。蓋し上の其數を精察して、以て賦役を斂むる者の之を増すなり。人方に驟に蕃く、地未だ盡く辟けざれば、職力を工を爲し賈を爲すに效し、以て布粟に易へ、園林・畜牧、以て生殖を廣むる者は、未だ違あらず、而して亟かに之を版籍に登せば、則ち衣食、充たず。民の數盈ちて地の力歎なるに非ず、而して實に其戸口を籍する者の餘す無くして、而して其戸口を役する者の、其の已に盈ちたるを酌みて其賦を減せざるなり。乃ち人の田を奪ひて以て人に與へんと欲し、相傾け相怨みしめ、以て大亂を成すかな。

【三】先疇は父祖以來の田畝をいふ。

故に十年ならずして、盜賊競ひ起りて以て亡ぶ。隋の民の輯んせざるや久し。其時を考ふるに、北のかた長城を築き、東のかた秦嶽を巡り、仁壽宮を作り、而して丁夫の死する者萬計、別宮十二、相因りて營造す。則ち其の丁壯を撻剔して以て土木に供するや、煬帝の驕淫を待たずして、而して民已に餘地の以て生を求むる無し。乃ち姑く均田を爲して、以て其の免を尙ふの口を塞ぐ。故に曰はく、唯だ然り、而して民困むこと愈々亟かなりと。夫れ王者の、其土を有するは、其土無きが若きなり。而して後に、疆圉以て荒れず。其民を有するは、其民無きが若きなり。而して後に、衆を御して而して亂れず。夫れ豈に京輔・三河の地少くして而して人貧しきを患へんや。鄧禹の、男子多きや、各授くるに業を以てし、而して宗以て盛なり。此子の餘を奪ひて以て彼子に給せざるなり。之を寛にし之を恤み、自ら之を瞻らさしめ、數十年にして、而して生類も亦序有り、而して人の滿つるを憂へず。漢の文・景は、此道を得たるなり。故に天下安くして、而して漢祚以て長し。隋の速かに亡ぶるや、亦宜ならずや。均田の令行はれて、狹郷は十畝にして而して一戸を籍す。其の民を虐すること知る可し。則ち均田の説を爲す者は、王者の必ず誅して而して赦さざる所なること、明かなり。

- 【四】 東のかた泰山を巡ること、通鑑開皇十五年に載す。
- 【五】 仁壽宮を作ること、通鑑開皇十三年に載す。
- 【六】 京師より仁壽宮に至るまでに、行宮十有二所を置くと、通鑑開皇十九年に載す。
- 【七】 疆圉は邊境なり。
- 【八】 鄧禹の事は通鑑漢光武帝紀に載す。
- 【九】 十畝は通鑑の本文によれば、二十畝に作るべきに似たり。

開皇十四年、詔して公卿以下に職田を給す。其時、天下已に定まり、民各其先疇を守る。何の所に田を得て以て之に給するかを知らず。史、考ふる所無し。大抵、其の亂政たること、疑無し。是より先、官、公廩錢を置き、民に貸して息を收む。誠に稗政なり。是に於て、蘇孝慈、之を禁止し、地を給して以て農を營ましめんと請ふ。意且つ謂へらく、此れ三代の法にして、行ひて弊無かる可き者なりと。而れども豈に其れ然らんや。三代の國は、幅員の狭きこと、直に今の一縣なるのみ。仕ふる者、百里の中より出でず。而して卿・大夫の子は、恆に士と爲る。故に世祿有る者は、世田有り。即ち其の世營む所の業なり。名は卿・大夫と爲せども、實は則ち今の郷里の豪族のみ。世其土に居り、世其疇を勤め、世其陂池を修め、世其助耕の氓を治む。故に官、民を侵さず、民、官を欺かず、而して田も亦汗菜に至らず。郡縣の天下は、四海九州の人を合はせて、以て錯はりて吏と相爲り、官、定分無く、職、常守無く、升降・調除、中外・南北、月に易はりて而して歳に同じからず。給する田を以てして、而して農を營ましむるに、將に人ごとに之を給せんとするか。貴賤、差無く、予奪、恆無く、而して且に給するに勝へざらんとす。將に職に因りて而して之を給せんとするか。此耕して而して彼獲る者有らん。而して

- 【一】 通鑑卷百七十八隋文帝開皇十四年、是より先、秦省の府寺及び諸州、皆、公廩錢を置き、息を收めて給を取る。工部尙書蘇孝慈曰はく、官司の舉興生し、百姓を煩擾し、風俗を敗損す。請ふ皆禁止し、地を給して以て農を營ましめんと。上、之に従ふ。六月丁卯、始めて詔して、公卿以下、皆、職田を給し、生を治め民と利を争ふを得る無からしむ。此章は此事を論ずる也。
- 【二】 汗菜は荒れ果つる也。

且つ官、田に習はず、一に其權を胥隸に授けん。胥隸、阡陌に横に、漁獵を務めて、而して其の荒瘠するを恤へず、數十年を閱して、農は其農に非ず、田は其田に非ず、徒らに沃土を取りて、而して之を滅裂し、以て士を養ふに足らずして、而して徒らに重く民を困しめんなり。故に職田は、三代以下、必ず行ふ可からざるの法なり。公廩錢を放ちて以て息を收むること、官箴を毀りて而して民に殃し、必ず禁ずる所に在る所以の者は、君子と小人と、義利の疆畛、亂る可からざればなるのみ。力耕する者も、亦、**皇皇**として利を求むるの事なり。故に夫子、樊遲を斥けて小人と爲し、而して孟子、耕

【三】滅裂は耕作すること凶莽なるをいふ。

【四】皇皇は心定まらざる貌。

【五】孟子盡心上篇に「公孫丑曰はく、詩に曰はく、素餐せずと。君子の耕さずして食ふは、何ぞやと。孟子曰はく、

【六】逸獲は安逸にして祿を獲

【七】襜褕は雨衣なり。一に云はく粗堅の衣なりと。勞力者の服する所なり。國語に、「首に茅蒲を戴き、身に襜褕を衣る」とあり。

【三】君子、是國に居るや、其君、之を用ふれば、則ち安富尊榮に、其子弟、之に従へば、則ち孝弟忠信なり。素餐せざる事、孰れか是よりも大ならん」とあり。

【八】乘は禾、把に盈つる也。

さずして而して食ふを以て、素餐せざるの大なるものと爲す。天下を有つ者は、總て郡縣の賦税を制し、領するに司農を以てし、而して百官の祿入を給し、逸獲して而して民と盈縮を争はざらしむ。小人を靖んじて而して君子を正道に迪く所以の不易なる者なり。祿入豊にして、而して士大夫、民に求むる無きも、猶ほ其の廉ならざらんことを恐るるなり。乃ち之を導くに、襜褕の夫と升斗を、乘穂に争ふを以てせんや。蘇孝慈は、公廩錢の・道に非ざるを知る。胡ぞ其祿を厚くして以て其貪を止む

るを請はずして、而して三代の時に非ざるに、三代の跡に循ひ、以て徒らに天下を亂すを爲すや。隋の文帝は、錮銖の主なり。以爲へらく、是れ國に於て損無くして、而して以て吏を益す可く、且つ古を師とするの美名を竊む可しと。遂に敢然として之に従ふ。古に溺るるの士、且つ以て允と爲す。後世、官田有り、學田有り、藩王勳戚の莊田有り、皆、此に沿ひて以て害を天下に貽す。制を創めて民に宜しき者は、盡く擧げて以て民に授けて而して賦を作らば、庶はくは瘞ゆる有らんか。

【九】錮銖の主は小利を争ふ君主の意。

【一】此章は、楊素は天下古今の至つて不仁なる者なるに、隋の文帝が之を信じて天下を以て之に託することを論するなり。

【二】隋の文帝が史萬歲を殺すこと、通鑑卷百七十九開皇二十年に載す。王世積を殺すこと、卷百七十八開皇十九年に載す。虞慶則を殺すこと、開皇十七年に載す。

【三】逆廣は楊帝をいふ。

文帝、疑を畜へて下を御し、己に功有る者を芟夷して、餘力を遺さず。鄭譯・盧賁・柳裘、或は黜けられ或は死す。其の己を戴く者を以て人を戴くを防ぐは、固よりなり。其の力を戮せて以て天下を混一する者、史萬歲・王世積・虞慶則の若きは、誣訐一たび加はりて、而して斧鑕旋ち及ぶ。賀若弼・高穎・李德林に至りては、倚りて心膂と爲すこと、楊素の下に在らず。而るに弼は吏に下りて幾ど死せんとし、穎は名を除かれ、德林は終に廢せらる。徒だ楊素に於て、膠漆の分を投じ、天下を擧げて以て之に託す。何ぞ坦然として疑無く、而して盡く其猜防の毒を易ふるや。乃ち素卒に逆廣に比附し、以て刃を帝に推す。夫れ豈に

天、其衷を奪ふか。然らずんば、何ぞ其の疑はざる可き所を疑ひ、其の必ず信す可からざる所を信すること、斯の如きの甚だしきや。隋の諸臣、唯だ素の託す可からざるや、最と爲す。但に頰・彌・徳林の與に伍するを屑しとせざるのみに非ず、即し以て劉昉・鄭譯に視ぶるも、猶ほ懸絶の分有り。何ぞや。素は天下古今の至つて不仁なる者なり。其の兵を用ふるや、人を求めて而して之を殺して以て威を立つ。數百人をして大敵を犯さしめ、勝たざれば、俱に之を斬る。兵有りてより以來、唯だ尉繚のみ之を言ひ、唯だ素のみ之を行ふ。蓋し他の智略無く、唯だ自ら其人を殺すに忍ぶるのみ。其の仁壽宮を營むや、丁夫の死する者萬計。皆、人を殺すを以てして、速かに其成を奏す。曠古以來、唯だ人を殺すを以て事と爲す者、更に其匹無し。嗚呼、人の不仁なること、此極に至れり。而るに猶ほ君の弑す可からざる有るを知らんや。

【四】楊素が常に二三百人をして陣を陥れしめ、陥るる能はざれば、立ちどころに之を斬ること、卷百七十七開皇十年に載す。

【五】楊素が仁壽宮を營むこと、卷百七十八開皇十三年に載す。

猶ほ子の・父を弑す可からざるを知り、而して己、其謀に與らざらんや。文帝の項領、日に素の鋒刃に懸かりて、而も知らず。豈に徒に素の狐媚して以て獨孤后に結び、而して之が覆翼を爲すのみならんや。抑も帝の慘毒の性、臭味與に諧ひて、而して相得るなり。故に曰はく、君不仁なれば、則ち其國を保たず。臣不仁なれば、則ち其身を保たずと。不仁者、不仁者と狎るるを樂しむ、而して之を信すること篤ければ、天子と雖も、其四體を保せず。素の族、其子に至りて而して乃ち赤するは、

猶ほ晚し。故に惻隱の心は、存亡生死の幾なり。夫人、性の・醜ならざる、習の・順ならざる、惻隱の心、以て發するに足らず。唯だ好惡の迷はざるもののみ、不仁者と處るを樂します。而して之を利賴せば、惡其れ損す可けんや、禍其れ輕かる可けんや。

太子勇、聲色に耽り、羣小に狎れ、而して逆廣、陳を平ぐるの功を立て、且つ恭儉を矯飾し、以て上の寵を徼め、下の譽を釣り、聲施爛然たり。文帝、勇を廢して而して廣を立つ。悍妻に偏聽し、他日「獨孤、我を誤れり」の歎有るを致すと雖も、然れども廣の惡未だ著はれず。勇の徳、愆有るの日に當りて、參互して相觀るも、亦、未だ廢立の・社稷の計に非ざるを見ざるなり。而るに奚を以て之を辨せんや。廣の・獨孤を惑はす所以の者は、「阿廢は大孝なり」と曰ふのみ。婦人は嘔喘啣沫の愛を喜ぶ、怪しむに足る者無し。帝は固に人情を熟察する者なるに、而も何ぞ亦憐焉たる。天下、父母に孝にして而も其兄弟を賊害するに忍ぶる者有らんや。勇は、不徳なりと雖も、然れども廣の己を陥るるを知り、終に未だ嘗て廣の過を求めて之を父母の前に暴さず。廣は則ち地に伏して流涕して曰はく、「何の罪なるかを知らず、愛を東宮に失ふ」と。勇は言無くして、而して廣は譖するに亟かなり。勇は猶ほ自ら・厚きに處り、

【一】隋の文帝が太子勇を廢して晉王廣を立てること、通鑑卷百七十九開皇二十年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

【二】獨孤我を誤れりの歎は、卷百八十一仁壽四年に載す。

而して廣の不仁は、拵ふ可からず。故に人の甚だ不仁なるや、見易きなり。父子兄弟の若はざるは、夫の人の如何ともす可き無き所の者なり。其懿親と其執友とに非ざれば、則ち禍且に相及ばんとす。雖も、而も固に、之を訂きて相告げ・其怒に觸れしめ・以て天性の恩を傷る可からず。即し其懿親と其執友とは、告げざる容からざれども、而も必ず其曲全の術を謀る。若し直に其陰私を訂き、以て吾の譴責を激すれば、則ち必ず其人の天性、固に己に絶ちて、而して忿戾して以て其私を快くするを求むる者なり。夫の人且つ然り。而るを況んや同生の兄弟、均しく父母の子と爲り、而も浸潤膚受交致し、以て吾の怒を激するは、尙ほ・信じて大孝と爲す可くして、而して生死存亡を以て之に託す可き者ならんや。勇、廢せらるるの日に於て、再拜して泣下り、舞蹈して而して出で、終に・廣に誣ひらるるを誣へ・而して其隱慝を擿かず。然れば則ち勇をして嗣ぎて立たしめば、隋は尙ほ・以て亡びざる可し。藉令然らずとも、亦、何ぞ梟獍の凶を逞しくすること廣の酷なるが如きに至らんや。故に勇と廣との賢不肖は、未だ辨じ易からざるなり。而れども廣は勇を訴へ、勇は廣を訴へず。其仁心の僅に存すると、其の漸滅するとは、則ち灼然として・知り易きなり。天下、未だ其兄を奪ふに忍ぶるの孝子有らず。古今、我が子弟を讒毀して・勸めて殺戮屏棄せしめ・而も託す可しと爲すの人有無し。兩言して而して之を決して餘有り。

傳に曰はく、『儉は徳の共なり。侈は惡の大なり』と。所謂徳の共とは、其の耳目口體の淫縱を斂めて以て其心を正に範するを謂ふなり。財に吝にして而して之を積みて利と爲すを謂ふに非ざるなり。所謂惡の大とは、其の心志を蕩して以て外は天下を淫曼に・熒導するを謂ふなり。有餘を留めずして以て自ら貧しきを謂ふに非ざるなり。徳に儉なるをば儉と曰ひ、財に儉なるをば吝と曰ふ。儉・吝の二つの者は、迹は同じくして而も實は異なり。察せざる可からざるなり。財に吝にして而して之を文りて儉と曰ふ、是を貪人と謂ふ。諺に曰はく、『大儉の後は、必ず奢男を生ず』と。貪吝の報なり。若し果して耳目を節し、心志を定め、恭敬を以て自ら持し、敢て放逸する勿ければ、則ち言、物有り、行、恆有り。即し子の賢なるを必ずする能はざるも、亦、何ぞ疾く相反して而して激して以て侈を成すに至らんや。隋の文帝の儉は、儉に非ざるなり。吝なり。其徳を共せずして、而して徒らに其財を厚くするなり。富、四海を有ち、盈を求めて・厭かず、其の多く藏するを侈り、重く天下を毒す。惡の大たるのみ。奚を以て其の然るを明かにするか。仁壽宮成り、封德彝を賞して、而して擢て内史と爲す。耳目の欲、力めて制すれども、而も制する能はざるなり。邊糧を盗む者、升以上なるは、皆、斬る。積聚を之れ貪り、富彊を誇り、而して唯だ。

- 【一】 此章は、隋の文帝、貪吝にして積聚を事とし、而して廢太子勇・煬帝の奢侈を招き、遂に天下を亡ぼすに至れることを論ずるなり。
- 【二】 儉は徳の共なり、侈は惡の大なり。二句は左傳に出づ。共は恭なり。
- 【三】 熒導は惑はし導くなり。
- 【四】 仁壽宮成り、封德彝を賞して、内史に擢づること、通鑑卷百七十八隋文帝開皇十五年に載す。

豊ならざらんことを恐るるなり。宋武、農服を藏して以て子孫に示し、齊高、黄金と土と價を同じくせんことを欲するは、皆此のみ。是れ下邑・窮郷の、銖積絲索して、以て閭井に豪なる者の情にして、而して奚ぞ儉と爲すに足らんや。金粟を視るや愈々重ければ、則ち金粟を積むや愈々豊なり。之を人に取るや愈々工にして而して愈々其の賈しきを憂へず。而して後に、不肖の子孫、求むるとして獲ざる無く、而して以爲へらく、天下の以て吾が志欲を遂ぐ可き者は、財に若くは莫きなりと。太子勇の、物玩を飾り、聲色に耽る、逆廣の離宮・別館、金を塗り碧を堆し、龍舟錦纜、采を翦りて池に鋪き、繪を裂きて樹に衣する、皆之を取りて餘有り。而して倉粟、陳紅にして、以て李密の狼戾に資す。一に皆、文帝の心計の、聚めて而して豊盈を以て自ら侈る所の者なり。祇に其亡を速く、又何ぞ怪しまんや。夫の賢者の儉の若きは、豈に其れ然らんや。金玉を視ること塵土の若く、錦綺は草芥の若く、耳目、淫せず、心志、惑はず、澹然として之と相忘れ、而して金粟を以て小人の欲を給し、君臣・父子、義に相競ひて以て利を賤しむ。其の必ず以て奢を誨ふるの媒と爲さざること、審かなり。夫れ唯だ大吝の後、乃ち奢男を生ずるは、豈に儉の謂ならんや。

文帝の察なるや、肘腋に楊素の姦有れども、而も之を信すること篤く、

【五】陳紅は古くなりて腐りて紅色と爲る也。
 【一】齊州の行參軍章武の王伽が、流囚李參等七十餘人を送りて、之を解縱し、皆、期の如くにして至ること、通鑑卷

宮闈に逆廣の凶有れども、而も之を愛すること専らにして、卒に以て身を殺して而して國を亡ぼす。他無し。塗飾虚偽を以て天下を籠し、情以て移り、志以て遷り、而して好惡、皆、其本心を失ひ、樂しみて僞人と相取りてこれに狎れて、而して自ら知らざるなり。王伽は、天下古今の僞人なり。防送の卒を罷遣し、流囚李參等七十餘人を縱ち、與に期を約して京に至らしめ、而して曰はく、

百七十九隋文帝開皇二十二年に載す。參照せよ。此章は此事の虚偽なることを論ずる也。
 【二】豚魚を孚す。周易中孚卦象辭に「中孚豚魚吉」とあり。

「如し前卻を致さば、當に汝が爲めに死を受くべし」と。參等、皆、期の如くにして至る。夫れ參等は、身、重法を蹈み、固に桀敖不軌の徒なり。伽、何を恃みて死を以て其誠偽を嘗試みるか。此より前には、未だ伽が盛徳至行有りて以て、豚魚を孚するに足るを聞かざるなり。一旦にして、父母の身を以て、罪人とす。豈に其愚、此に至らんや。且つ李參等已に京に至り、而して配を宥司に待つ。孰か帝をして之を聞かして而して驚喜する。則ち伽、參等と、帝の虚偽にして以て太平を飾るを好むを採知し、而して相約して以て詭異の行を成し、標榜して自ら帝の左右に街ひ、上聞を得しむるなり。帝果して之が爲めに詔を下して曰はく、「官盡く王伽の如くならば、刑措くこと其れ何ぞ遠からんや」と。伽は乃ち擢でて驪の令と爲し、參等は乃ち宴を予へて而して赦す。帝已に伽の爲めに券を持して而して償を取られ、而して帝、知らざるなり。知らざるに非ざるなり。之を知れども、而も固に、其の平康を飾りて以て吾が治功の盛なるを昭にするを喜びて、而して天下を欺くなり。是れ其

の情たる、王劭が靈感志を上りて而して香を焚き歌誦して以て之を宣示すると、以て異なる無し。唯だ然り、故に楊素僞忠にして、而して帝且つ曰はく、「吾に忠臣有り」と。逆廣僞孝にして、而して帝且つ曰はく、「吾に孝子有り」と。情、之と相得、心、之と相習ひ、復た此外の・心理有るを知らず。亦將に曰はんとす、「文王の孝も亦廣のみ。周公の忠も亦素のみ。孔子の 綏來動和も亦伽のみ。古今惡んを聖賢有らんや。飾りて以て之を爲し、而して即ち之を萬世に傳ふ可し」と。則ち姦を懷き逆を畜ふる者、方に刃を伏して以て其項領に擬するも、固に迷ひて而して覺らず。始めて人を欺き、自ら罔ふるに終り、身弑せられ國亡ぶること、火を蹈むの必ず灼け・水に狎るるの必ず溺るるが若きなり。豈に爽ふ有らんや。夫れ聖人は、人に同じき者なり。創見の事を爲し、舉世、之に驚くは、必ず僞有り。正を乘る者の惑はざる所なり。伽の若き者は、固に・堯舜の世に容れられず。唯だ容れず、斯に以て堯舜の智と爲すか。

煬

帝

凡そ六代の不肖の主は、皆、其帝稱に仍る。篇内獨り煬帝を稱して逆廣と曰ふは、其の劉劭と其の覆載容れざるの罪を同じくするを以てなり。且つ時に□□の割據無く、必ずしも廣を伸ばして以て正統を明かにせず。

牛宏、劉焯に問ふに、周禮には、士多く府史少くして而して事治まり、後世は、令史多くして而して事濟らざるを以てす。焯答ふるに、古の文案

【三】 王劭が皇隋靈感志を上ること、卷百七十八開皇十四年に載す。
 【四】 綏來動和。論語子張篇に、「之を綏んすれば斯に來り、之を動かせば斯に和す」云々とあり。
 【一】 牛宏は牛弘なり。牛弘、劉焯に問ふに、周禮には士多

は簡にして而して今は繁なり、事煩はしく政弊るるは、其の繇る所たるを以てす。此れ其一を末に得て、而して其一を本に失へるなり。文案にして、而して覆治すること重疊し、追證すること荒遠なり。是に於てか、吏、織芥の失を免れんことを求め、而して朦朧游移し、上下相蔽ひ、致詰す可からず。此れ治道の蔽るる所以、教令の行はれざる所以、民人の重く困する所以、姦頑の戢まらざる所以の者にして、而して府史の勞するに非ざるなり。苟くも摘せらるる無からんことを求め、而して粗ば文具を修むれば、一老吏、之に任じて而も餘有り。乃ち府史の冗多にして而して理まらざる所以の者は、權移り賄行はれて而して役重く、民の貪頑にして利を求むると、名を竄れ役を避くる者と、競ひて府史胥役の一途に趨けばなり。則ち固に、目には文案を識らず・身は長官に親しまざる者有り、其中に簞入し、而して未だ嘗て事を理むるの勞を分たす。事惡んぞ得て理まらんや。周禮の・萬世の法と爲す可き所以の者は、其の府に任ずる所の者は、其蓋藏を謹み、史に任ずる所の者は、其篆寫を供し、而して法紀典籍は、一に之を士に委ぬ。士多くして、而して府史固に少かる可きなり。士は既に學を以て業と爲し、仕ふるを以て道と爲せば、則ち苟くも分ちて六官の屬に任ずる者は、皆、吏事に習ひ、而して典故に嫻ひ、政令は繁なりと雖も、給し難き無きなり。周の、久しく安く長く治まりて、而して政、穉ならず、官、疵あらず、

く府史少くして事治まり、後世は令史多くして事濟らざる所以を以てし、焯答ふるに古の文案は簡にして今は繁なるを以てすること、通鑑卷百八十隋煬帝大業三年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

民、病まざる所以の者は、皆、此に繇る。士は則ち既に學を知る。學べば則ち道を與り聞く。進みて命士と爲り、進みて大夫と爲るは、皆、其の固に能く致す所の者なり。則ち名節重くして、而して官坊立つ。不肖にして能く其廉隅を喪ふ有りと雖も、而も情を進取に忘るる能はず。則ち吏道、汙れず、而して法を冒して以て姦を讎る者、十に一を得ず。且つ夫れ國家の政、填委充積すと雖も、其實は數大端のみ。銓選は治亂の司なり。兵戎は存亡の紐なり。錢穀は國計の本なり。賦役は生民の命なり。禮制は人神の紀なり。刑名は威福の權なり。大なる者は其要を擧げ、小なる者は其詳を綜べ、而して宗社・生民・綱紀・風俗の大に繫らざる莫し。其纖微曲折は、皆、清澆仁暴の機なり。而して以て之を刀筆の猥流に委ね、謀、私に盡き、而して智、大に窮まれば、則ち一時に便給すれども、而も禍を久遠に遺し、直剛明哲の大臣有りと雖も、未だ勝つ能はざるなり。唐の滑渙の如きは、一の堂後の小吏なるのみ。鄭餘慶、一たび其姦を斥し、而して旋ち即ち相を罷めらる。其の畏る可くして、而して挽く可からざるや、此の如し。乃ち國家の事を擧げて、之を名義自ら持するの清流に屬せずして、而して之を鄙賤乾没の宵小に委ぬ。豈に千金の堤、蟻壤に潰ゆるに非ずや。參佐清談し、而して濁流、柄を操り、愈、小失を免れ、而して愈、大憂を醸す。然る後に、周禮の法の卓然として後世の及ぶ所に非ざるを知る。炫は儒者なり。何ぞ先王の、教を立つるの本に曙かにして、而して之

【一】官坊は官防なり。
 【二】唐の滑渙云の事は、通鑑卷二百三十七唐憲宗元和元年に載す。

を長言して以て垂れて永鑒と爲さずして、區區として文の繁簡を以て言を爲すや。九州混一の世には、文法は何ぞ簡を言ひ易からんや。

(二) 人、才を以て自ら旌はし、智を以て人に先だち、功も亦立ち、名も亦著はれ、行ふ所も亦、大に正に遠からず。而して其成局已に終り、歳時已に過ぐるに及びては、則ち猥末踟躕し、名節立たず、而して抑も其身を保たず。則ち漢の朱儁・皇甫嵩、隋の高穎・賀若弼、是のみ。嗚呼、士苟くも、卓然として自ら立つの志、以て其氣を輔くる無く、而して祿位子孫交、集まりて之を縈へば、則ち儁と嵩との正を乗りて以て亂を匡す者を以てすと雖も、尙ほ董卓に困しめられ、而して義を立てて以て生を捐つる能はず。況んや穎と弼とをや。其の盛なるに當りてや、智は以て事の幾を見るに足り、才は以て險阻を濟るに足り、年力方に強く、物望方に起り、又、與に爲す有る可き主の推獎して以て其用を盡くすに遇へば、則ち億りて而して中り、爲して而して成り、心、顧み恤ふる無く、而して目、天下を空しくし、爲す可きや則ち爲すなり。是に於てして、功名赫然として、當世に表見す。曾て知らず、其時遷り世易はり、智盡き才枯れ、而して富貴已に盈ち、子孫相累はし、暗に銷謝を爲し、茶然たる一翁嫗の、殊暖にして、則ち誅夷已に及ぶことを。

【一】高穎・賀若弼が誅せらるること、通鑑卷百八十隋煬帝大業三年に載す。參照せよ。此章は高穎・賀若弼の末路を論するなり。
 【二】殊暖は柔媚なる貌。暖は音ケン。

既に・奮起して以て仁を踏む能はず、復た・身を引きて而して禍を避くる能はず。昔の・英豪自ら命くるを爲す所の者、安に往くや。此れ志士の深く悲む所にして、而して君子は則ち早く・其衰氣先づ乘じて・能く自ら勝つ莫きを知るなり。楊廣の・君父を弑し、兄弟を殺し、驕淫にして度無きは、其の輔く可からずして、而して相容れざることを、塗の人も之を知る。頰の・敵を料るや。目、千里に懸り、而して心諭ること咫尺の若し。弼は楊素・韓擒虎を輕んじ、而して自ら詔るに大將を以てす。夫れ豈に此を知る能はざらんや。而るに遂に以て此を處する無き者は、乃ち知る能はざるなり、處する能はざるなり。李懿・何稠・佞幸の側に嚙嚼し、以て廣の失を許く。其の之を指摘して而して重敷する所の者は、又、廣の大惡にして必ず敗亡を致す者に非ざるなり。散樂を徵するのみ、啓民可汗を厚遇するのみ。其大を捨て、其小を許き、進みては其忠憤を抒ふる能はず、退きては以て緘黙を守る能はず、駢首して以て狂夫の刃に就く。悲しいかな、曾て頰と弼との錚錚にして、而も僅に王胄・薛道衡・龐蟲の腐士と同じく鉄鎖を膏するや。其愚、警む可からず、其懦、扶く可からず。還つて頰と弼とをして自ら問はしめば、十年の前に於ては、豈に 屠爾たらんや。高堂曲榭、金玉紈綺、老妻弱子、繫累相嬰りて、其丈夫の氣を銷耗す。則ち世を憂ふるの心有りと雖も、徒らに匪

【三】 屠爾は細碎にして大體を知らざるなり。

【四】 屠門は肉市なり。

【五】 血氣既に衰ふれば之を戒むること得るに在り。論語季氏篇の語。

【六】 魏の武帝の樂府に、「老驥、歴に伏すれども、志、千里に在り。烈士暮年、壯心未だ已ます」とあり。歴と櫪と通ず。

人の側に喞喞嘖嘖たり。禍の已に及べば、則ち瘡として屠門に死すること、胎に在るの羔犢の如し。故に曰はく、「血氣既に衰ふれば、之を戒むること得るに在り」と。血氣の剛、以て難を犯して而して功を立つるに足る者は、豈に恃むに足らんや。僞と嵩と、義に扶りて以て行ふすら、且つ既に衰ふるの後に保する能はず。況んや二子の區區たる者をや。衰へたれども而も其益を替てず。唯だ方に剛にして、而も豫め其度を謹み、其心を田廬妻子の中に制し、身軽くして而して志靡せざれば、則ち其の老ゆるに迫ぶや、櫪に伏すれども千里の心を忘れず、以て噉噉として光を白日に垂る。而して亦奚ぞ此に至らんや。君子なる者は、英豪を以て自ら見はるる者に非ざるなり。然れども道義名節の中に於ては、自ら大に居る。年彌逝きて而して氣彌昌なり。頰と弼との興る所に非ざるなり。然れども頰と弼とを觀て、益・戒むる所を知るのみ。

高麗は弱國なり。隋文、之を攻めて而も克たず。逆廣復た之を攻めて而して大に敗る。其後、唐の太宗、之を征して而して師を喪ふ。廣は、不道なりと雖も、來護兒・宇文述は、勝を制するの將に非ずと雖も、而も北のかた突厥・吐谷渾の疆きを摧き、南のかた海を渡りて流求を俘殺す。則ち國を

空しくして大舉して以て高麗に加ふ。亦、枯れたるを摧き朽ちたるを拉ぐの勢有り。況んや唐の太宗は、英武の姿を以て、全盛の天下に席り、節制して兵を興し、以て蕞爾の小邦に加ふ。然るに終に勝つ可からざるは、隋・唐の克たざるに非ずして、而して麗人の守固きなり。隋、方に陳を滅ぼすや、高麗、之を聞きて懼る。九年にして而して隋文始めて之を伐つ。二十二年にして而して廣復た之を伐つ。則ち此より前なる者は、皆、固く人心を結び、將を擇び兵を練り、芻糧を積み、械具を修むるの日なり。故に克つ可からざるなり。何を以て其の然るを知るや。陳は、高麗の與國にして之を恃みて以て相援けて而して圍を固くする者に非ざれども、乃ち陳亡ぶるを聞きて懼る。九年の前に懼れ、機、九年の後に發し、效、二十三年の餘に著はれ、而して施きて五十餘年の久しきに及ぶ。其君臣の懼れて以て終始するは、則ち能く疆大に抗して以て邦を保つや、亦宜ならずや。易に曰はく、『其れ亡びなん、苞桑に繋がる』と。

【二】其れ亡びなん云云。周易否卦九五の爻辭。

孰か之を繋ぐ。能く懼るるの心、之を繋ぐなり。夫れ既に其國を有てば、即ち其民を有つ。山川・城郭・米粟・甲兵、皆、給す可きなり。尊俎の謀臣、折衝の勇士、意を役して以て求め、激獎して以て進む。抑も其の才無きを患へず。懼るるを知らざる者、與に之を繋ぐ莫きのみ。蜀漢亡びたれども、而も孫皓懼れず。高緯亡びたれども、而も叔寶懼れず。孟景亡びたれども、而も李煜懼れず。兵の已に加はるに迨及びて、則ち惴惴然として、應ずる所を知る莫く、旁皇四顧し、所謂苞桑無し。

【三】朽索枯椿は朽ちたる繩と枯れたる杙。此章は、隋の煬帝を秦の二世皇帝に比較して、其滅亡する所以を論ずるなり。胡亥は即ち秦の二世皇帝なり。懸遠は遙遠なり。平蕪は平原なり。

朽索枯椿、之を繋ぐと雖も、其れ將た何をか濟さん。然りと雖も、懼るとは、自ら懼るるなり。人を懼るるに非ざるなり。智者は心に警めて以て自ら疆め、愚者は其魄を奪はれて以て自ら亂る。突厥の震懼し而して降服し、争ひ媚びて以て交、攻むるは、抑も其の懼るる無きに如かざるなり。譙周、魏を畏れて、而して姜維の守を撓し、蜀漢以て亡ぶるも、亦、懼るる者なり。宋高、女直を畏れ、而して臣と稱するの辱を忍び、大讎、雪がざるも、亦、懼るる者なり。懼れて而も其苞桑を忘るるは、懼れざる者と均し。麗人の已事を聞き、尙はくは媿を知らんかな。

【一】秦と隋と、民を虐すること已に亟り、怨深く盜起り、天下鼎沸し、而して以て國を亡ぼすは、同じきなり。然れども異なる者あり。胡亥は、咸陽に高居逸樂し、兵を銷し孤處す。而して陳勝・吳廣、江淮・關中に起る。懸遠にして、急に控制を爲す能はず。其の關を開きて出で撃つに迨びては、六國の兵、已に集まる。勢、便ならざるなり。隋は、方に高麗に事有り、九軍の衆、一百一十三萬人、營を連ねて漸進し、首尾千餘里、涿郡に會す。而して王薄、衆を長山に繼し、劉霸道、黨を平原に集め、張金稱・高士達・竇建德、漳南・清河の間に羣起し、涿を去ること數百里なるのみ。平蕪相屬き、曾て險隘の隔

無し。此諸豪の者は、百萬の師の・眉睫に逼臨するを顧みず、而して烏合の衆を糾め、其旌麾相耀き金鼓相聞ゆるの地に募立す。則ち寇を秦に爲すや易くして、而して隋に於けるや難し。夫れ豈に隋末の諸豪の勇絶倫にして而して智測られざるか。其後を觀るに迨びて、亦斯の如きのみ。而して隋卒に之を如何ともする無く、其の自ら起り自ら滅び・旋ち滅び旋ち起るに聽せ、以て自ら江都に斃る。且つ逆廣は胡亥の匹に非ざるなり。少にして兵間に長じ、小しく才有り、而して戰屢克つ。羣雄と中原に角逐せしめば、未だ其の羣雄に劣るを必せざるなり。則ち隋末の・兵を起す者は、尤も難きなり。然るに羣雄の・志を逞しくして以て難無きを得たるは、他無し。上察察として以て自ら聲し、下師師として以て自ら容れ、急にする所は遠きに在りて、而して其の近きを捨て、盜賊を睨して疥癬と爲し、而して自ら其の彊きを倚む。是の若き者は、其の忽せにする所に乘じて、而して其間に回翔し、進みては以て功を微む可く、退きては固に餘地の以て自ら藏する有り。而して又何ぞ憚れん。虎の猛なるや、而も蝟に制せられ、即且の毒するや、而も蝸に困しめらる。其の輕んずる所なり。故に楊元感・李密、公侯の裔を以て、世・樞機を領し、門生・將吏、朝右に半し、金錢・衣幣、富將に國に敵せんとし、而して兵起りて兩月にして、旋ち誅夷に就く。唯だ隋の之を忌むや夙くして、而して之を防ぐや深く、一たび其

【五】師師は相師法とするをいふ。尙書に「百僚師師たり」とあり。
 【六】即且は蝟蝟と同じ、蜈蚣なり。
 【七】楊元感は楊玄感なり、下同し。

の反するを聞き、全力以て生死を争へばなり。而して山東の諸寇は、草萊より起り、獨夫の心目の中に在らず。夫れ且つ曰はく、「元感の勢天下を傾くるを以てせば、韓盧の・兔を搏つが如くなるべし。此區區たる者、其れ子を如何せんや」と。故に羣雄敗るるも以て自ら存す可く、而して兵を連ねて・解けず。卒に之を如何ともする無きなり。高頴・賀若弼にして、既に誅夷せらる。正に逆廣が太平を驕語し、六畜を鞭答するの日なり。羣雄、此に於てして興らずして、尙ほ奚を待たんや。是に於てして、王薄等の・兵を起して二年にして、僅に一の張須陁といふ者有り、與に戰ひて勝つ。逆廣君臣、直に視て・畏るるに足るとし、而して姑く之に聽す。然れば則ち諸の・兵を起す者、漢高・項羽無きのみ。藉し之有らば、豈に唐公徐ろに太原に起るを待ちて、而して後に商辛自ら牧野に殪れんや。至つて不仁にして而して天下の怨を斂め、據る所に非ずして而して天位の尊に踞す。起ちて之を撲つは、前に起る者の敗亡するを以て其の彊くして抜く可からざるを疑ふ勿きなり。揚元感死して、而して隋旋ち以て亡ぶ。大に爲す有る者は、此を知るのみ。

【八】獨夫とは獨帝をいふ。
 【九】韓盧は古の犬の名。戰國策に「秦の卒の勇なる、車騎の多きを以て、以て諸侯に當らば、譬へば韓盧を馳せて兔を逐ふが如きなり」とあり。
 【一〇】商辛は殷紂王なり、以て獨帝に喩ふ。
 【一一】此章は、隋末の亂を論じ、虛名を擁する帝王有るは、之れ無きよりも勝れることを説くなり。此論は蓋し前人未發の論なり。聖人の犬寶は位と曰ふは、周易繫辭傳の語。

聖人の大寶は位と曰ふ。但に天を承けて以て民を理むるの謂に非ざるなり。天下の民、此を恃むに

非ざれば、以て生くる無きなり。聖人の甚だ貴ぶ所の者は、民の生なり。故に大寶と曰ふなり。秦の亂るるや、天下蓋起し、三國の亂るるや、羣雄相角す。而れども殺戮の慘、劇ならず、掠奪の害、滋からず。唯だ王莽の世、隋氏の亡ぶる、民自ら相殺して而して已まず。王莽の末、赤眉・尤來・銅馬の諸賊、東方に徧く、西隴に延び、北のかた趙魏を極め、南のかた江淮に進る。而れども天歩を覲視し・名號を僭し・以て自ら雄たる者有る無し。赤眉の將に敗れんとするや、乃ち劉盆子を繼して以て名を盜む。而れども盆子自ら以て君と爲さず、賊衆も亦、盆子を以て君と爲さざるなり。大業の亂には、王薄・張金稱が淄濟に起りしより、竇建德・劉元進・朱燮・管崇・杜伏威・劉苗王・王德仁・孟讓・王須拔・魏刀兒・李子通・翟讓、臂を攘ひて相仍ること、凡そ六年なれども、帝王を以て自ら號する者有る無し。其の尤も妖狂なる者は、則ち知世郎・歷山飛・漫天王・迦樓羅王の號有り。徒に天下を定むるの心無きのみに非ず、而して抑も草竊割據の志無し。徒に四海の推奉する所と爲らざるのみに非ず、而して抑も其類の雄長と爲らんことを欲せず。是に於てして、淫掠屠割し、山東・河北・淮左・關右の民を擧げて、互に相呑齧し、而して、恩弱なる者は、縮伏して以て枕藉し、血を郊原に流す。其の慘なるや、王莽の末に較べて、甚だしきを加ふ。大業十二年に至りて而して後に、林士宏始めて帝と江南に稱し、竇建德・李密、之に踵ぎ、自ら命けて王公と爲し、官僚を署し、守令を置く。胥盜なりと雖

【一】 恩弱は謹慎にして柔弱なり。
 【二】 林士宏は林士弘なり。

も、民且つ之に依りて以て喘息を延ばす。而して、持り采りて既に劉たれども、萌蘖稍や息す。唐乃ち起りて而して之を收め、人始めて主を得るの・安たるを知り、而して天下、漸を以てして定まる。夫れ盜なるに而も帝王と稱するは、悖亂の尤にして、名實の舛ふこと甚だし。然れども虚しく其名を攤するは、尙ほ・其の名無きが如くならざるなり。既に帝と曰ひ、王と曰ひ、之が副たる者、將相と曰ひ、牧守と曰ふは、即ち殘忍顛越鄙穢にして、訕笑するに足る。然れども且つ曰はく、『此れ吾が民なり』と。固に、公然として蛇豕を以て自ら居り、唯だ其れ突き、而して唯だ其れ整すが如くならざるなり。故に位なる者は、名なり。聖人は元后・父母の實有りと雖も、而も天下の之を尊ぶに位を以てする者は、亦、名のみ。天下に君として、而して天下之を保ち、天下に君として、而して其天下を保たんことを思ふ。盜竊する者、風を聞きて而して強ひて效へば、則ち名位の以て暴人の虔劉を斂束し、而して離散の餘民を翕合する者、又豈に重からずや。寶なる者は、保なり。人の自ら保つ所なり。天下、道有れば、保つに其徳を以てし、天下、道無ければ、保つに其名を以てす。故に陳勝起りて而して六王立ち、漢室淪みて而して孫曹僭し、禍且つ之が爲めに衰滅す。人は一日として君無かる可からず。天、下民を佑け、之が君を作し、之が師を作す。僞る者も、無きに愈る。況んや亂を厭ふの餘に岨

【四】 持り采りて既に劉たり。詩大雅桑柔篇に「持り采りて其れ劉たり」とあるに本づく。持り采るは、桑の葉を探るをいふ。劉は桑の葉の稀疎なるをいふ。
 【五】 天下民を佑け、之が君を作し、之が師を作す。尙書泰誓の語

起して以て四海を父安する者をや。

天下の強きを忌み、而して之に獎むるに弱きを以てすれば、則ち以て自ら弱くして、而して其天下を喪ふ。趙宋は是のみ。然れども弱は暴の反なり。故に外侮は禦ぐ可からざれども、而も内は民を失はざるなり。天下の賢を忌みて、而して之を不肖に驅り、是に於てして、毒、天下に流るれば、則ち身戮せられ國亡び、一朝も居る能はず。逆・廣の・高・頌・賀若弼を殺すや、其の賢なるを畏るるなり。薛道衡・王冑・祖君彥は、一の詞章吟詠の長なるのみ。且つ或は死し或は廢せられ、而して以て自ら容るる無し。天子を以てして勝を一夫に求むるに非ざるなり。賢者の己に軋りて以て己を奪ふ可くして、而して不肖者の・人望の歸せざる所にして、己を如何ともする無きを謂へばなり。故に虞世基・宇文述・裴矩・高德儒の猥賤なるは、則ち之に腹心を委ねて、而して疑はず。乃至王世充の凶頑なるも、亦、之に

【一】通鑑卷百八十二隋煬帝大業九年、李淵、衆を御することと寬簡にして、人多く之に附く。帝、淵の相表奇異にして、又、名、圖識に應ずるを以て、之を忌む。未だ幾くならずして、徴して行在所に至らしむ。其甥王氏、後宮に在り。帝問ひて曰はく、汝の舅來ること何ぞ遲きと。王氏、疾を以て對ふ。帝曰はく、死するを得可きや否やと。淵之を聞きて懼れ、因つて酒を縱にし

略を納れ、以て自ら悔ます。此章は此事に就きて論じ、天下の惡は、天下の賢を惡みて其の不肖なる者を喜ぶよりも甚だしきは莫きことを説くなり。

【二】薛道衡が死すること、通鑑卷百八十一大業五年に載せ王冑が死すること、卷百八十二大業九年に載せ、祖君彥が煬帝に疾まるること、卷百八十三隋恭帝義寧元年に載す。

任するに土地甲兵の重きを以てす。他無し。其の淫に耽り利を嗜み、物の甚だ賤む所と爲り、而して與に之を戴く者無きを以てなり。唐の高祖、才望を以て忌まれ、殺さるるに幾し。乃ち酒を縱にし賄を納れ、汗行に託す。則ち重く之に任じ、太原を守らしめ、以て崛起の資と爲す。夫れ人君即し賢・不肖の分に味くして、小人の撓亂する所と爲るも、抑も必ず僞りて節制の容を爲し、飾るに貞廉の迹を以てして、而して後に、以て昏昏たる者を欺きて以て其姦を讎る可し。未だ酒を縱にし賄を納るるを以てして誠を推して之に委ぬる者有らず。此れ豈に徒に逆・廣の迷亂するのみならんや。隋文より以來、天下の才智を銷し、天下の廉隅を毀ち、百姓の・大臣を怨むるを利とし、以て其位を偷固せんと欲する者、一朝一夕の故に非ず。嗚呼、人君たる者、唯だ、人の修潔して自ら好くし、才を竭して以て用ひんことを恐れ、其不肖を擇びて而して後に之に任ずれば、則ち生民の荼毒、尙ほ言ふに忍びんや。宇文化及の愚劣なるを以て、刃を推して以て相嚮ふ可し。夫れ豈に己に賢る者を待ちて而して後に以て己を亡ぼす可きならんや。祇に以て天下を賊ひ、父子をして離れて而して塗殍と爲らしむ。故に天下の惡は、天下の賢を惡みて而して其の不肖なる者を喜ぶよりも甚だしき有る莫きなり。天子、之を以て、天下を保たず。士庶人、之を以て、其身を保たず。宗を斬ち祀を滅ぼし、鬼禍、解けざる者は、皆、此念、之を爲すなり。畏れざる可けんや。

【三】唐の高祖は即ち李淵なり。

語に曰はく、「明君は五穀を貴び、而して珠玉を賤む」と。五穀の貴き所以の者は、務めて白かにせざる可からず。其の貴き所以に迷ひて、而して之を挾みて以て貴しと爲せば、則ち天に違ひ人に殃し、而して禍必ず身に及ぶ。貴き所以の者は何ぞや。人、之を待ちて以て生くればなり。匹夫匹婦、之を以て生き、而して天子、以て天下の人を生かす。故に貴し。若し其れ以て天下の人を生かさずんば、奚ぞこれを貴はん。積めば則ち約を以て藏を爲す可からず。藏すれば則ち以て腐敗し易くして、而して久しくす可からず。珠玉の・千金を一匱に韞むが如く・數百年にして之を緘して新なるが如き能はざるなり。故に之を聚むれば則ち珠玉に如かざることを遠し。之を散すれば則ち以て天下を生かし、而して貴きこと焉よりも甚だしきは莫し。傳に曰はく、「財聚まれば則ち民散じ、財散すれば則ち民聚まる」と。五穀を謂ふなり。若し夫れ 錢布金銀の聚散は、猶ほ民の甚だ急なる者に非ざるなり。錢布金銀を上聚むれば、其民貧しく、其國危し。五穀を上聚むれば、其民死し、其國速かに亡ぶ。天の之を生ずるや、地を擇ばずして散す。而るに之を斂めて以て聚むるは、是れ天に違ふなり。人の之を需むるや、日を終へずして以て俟つ。而るに之を積みて以て久しくするは、是れ民に殃するなり。故に天下の惡は、穀を聚めて以て利を居るに至りて極まる。國の計を爲す者曰はく、「九年耕せば、必ず三年の蓄有り」と。此れ諸侯、百里の封を有ち、水旱に當りて、糴を鄰國に告げ、一たび或は應せざれば、民以て餓死す、故に民を導くに蓋藏を以てし、各處をして餘有りて以て置しきを待たしむるを謂ふなり。四海一王、舟車、尾を銜みて以て相濟ふに、而も民の粟を斂め、之を窖竈に積み、鬱して麴塵と爲り、化して蛾蟻と爲り、三旬に九たび食ふ者をして、草木を茹ひて而して糠粃に咽び、高廩大庾を睨して以て餓死せしむるは、至不仁に非ずんば、其れ此を爲すに忍びんや。隋の・民を毒すること亟かなり。而して其の民に殃して以て滅亡を取る者は、僅に兩都・六軍・宮官・匠胥の・給を仰ぐを以て、數十年の計を爲し、維口・興維・回維・黎陽・永豐の諸倉を置き、天下の口食を斂め、之を無用の地に貯ふ。是に於て、粟、比屋に窮し、一たび凶年に遇へば、則ち流亡殍死す。而して盜、之を以て亟かに起り、死すと雖も而も恤へず。旋ち撲ち旋ち興り、隋を亡ぼさざれば止まず。其の究まるや、斂めて而して積む所の者、祇に・李密が衆を聚め・唐公が民を得るの資と爲る。亦愚ならずや。隋の富は、漢・唐の盛なるも、未だ之に逮ばざるなり。逆廣、北のかた塞を出でて以て突厥に驕り、東のかた海を渡りて以て高麗を征し、離宮、天下に徧く、錦綺珠玉、狼戾充盈し、其の奢を窮むるに給して、尙は贏餘有り、以て李密・唐公の搗散に供す。皆、文帝が攘聚に

- 【一】 此章は、隋、維口・興維・回維・黎陽・永豐等の諸倉を置きて、米穀を貯蓄せしことを論じ、徒らに貯蓄するは天に違ひ人に殃し、畢竟子孫の奢侈淫樂を召き、盜賊の資と爲るに過ぎざることを痛説するなり。
- 【二】 財聚まれば則ち民散じ、財散すれば則ち民聚まる。大學に出づ。
- 【三】 錢布は貨幣なり。

りて極まる。國の計を爲す者曰はく、「九年耕せば、必ず三年の蓄有り」と。此れ諸侯、百里の封を有ち、水旱に當りて、糴を鄰國に告げ、一たび或は應せざれば、民以て餓死す、故に民を導くに蓋藏を以てし、各處をして餘有りて以て置しきを待たしむるを謂ふなり。四海一王、舟車、尾を銜みて以て相濟ふに、而も民の粟を斂め、之を窖竈に積み、鬱して麴塵と爲り、化して蛾蟻と爲り、三旬に九たび食ふ者をして、草木を茹ひて而して糠粃に咽び、高廩大庾を睨して以て餓死せしむるは、至不仁に非ずんば、其れ此を爲すに忍びんや。隋の・民を毒すること亟かなり。而して其の民に殃して以て滅亡を取る者は、僅に兩都・六軍・宮官・匠胥の・給を仰ぐを以て、數十年の計を爲し、維口・興維・回維・黎陽・永豐の諸倉を置き、天下の口食を斂め、之を無用の地に貯ふ。是に於て、粟、比屋に窮し、一たび凶年に遇へば、則ち流亡殍死す。而して盜、之を以て亟かに起り、死すと雖も而も恤へず。旋ち撲ち旋ち興り、隋を亡ぼさざれば止まず。其の究まるや、斂めて而して積む所の者、祇に・李密が衆を聚め・唐公が民を得るの資と爲る。亦愚ならずや。隋の富は、漢・唐の盛なるも、未だ之に逮ばざるなり。逆廣、北のかた塞を出でて以て突厥に驕り、東のかた海を渡りて以て高麗を征し、離宮、天下に徧く、錦綺珠玉、狼戾充盈し、其の奢を窮むるに給して、尙は贏餘有り、以て李密・唐公の搗散に供す。皆、文帝が攘聚に

- 【四】 九年耕せば必ず三年の蓄有り。禮記王制に出づ。
- 【五】 尾を銜むは、前後相接するをいふ。
- 【六】 麴塵は酒麴に生ずる所の細菌、淡黄色なり。
- 【七】 三旬に九たび食ふ者は貧窮者をいふ。

周きの積む所なり。粟は財の本なり。粟聚まれば、則ち財、聚まらざる無し。奢を召き淫を誨ふる、皆、此粟、之を爲すなり。五穀を貴ぶ者、是の如くして以て貴しと爲すは、則ち何ぞ貴ぶ無きの愈れりと爲すに如かんや。天子、四海の賦を有すれば、六軍の置しきを憂へざる可し。庶人、百畝の田を有すれば、八口の飢を憂へざる可し。榜腹者の饜殮を斬み、勤耕者の生計を奪ひ、居くこと賤しく糴すること貴く、徒らに以て子弟の驕奢を長じ、怨家の盼望を召く。何ぞ珠玉なる者は人の待ちて以て生くる所に非ずして、而して之を奪はんことを思ふ者の鮮きに如かんや。上、之を好めば、下必ず焉よりも甚だし。粟、倉に朽ち、人、道に殫し、豪民逞しく、貧民斃れ、爭奪興り、盜賊起り、國を有すれば國を破り、家を有すれば家を亡ぼす。愚悞にして、知らず、猶ほ之を託して曰はく、「五穀よりも貴きは莫し」と。悲いかな。

- 【八】榜腹者は空腹なる人。
- 【九】糴は恐らくは糶の誤寫なるか。
- 【一〇】李淵(即ち唐の高祖)が始めて起るとき、突厥に備ふるに託して以て兵を募り、王威・高君雅を誣ふるに反を以てして之を殺すこと、通鑑卷百八十三隋恭帝義寧元年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

隋の天下を得るや逆にして、而して楊廣の逆は彌甚だし。李氏は、之が臣と爲ると雖も、然れども其先世、楊氏と、肩を宇文の廷に並べしが、勢に迫られて而して隋に臣たり。其の樂しみ推す所の主に非ざるなり。則ち遞るがはる王と相爲り、其不道を懲らして而して代り興るも、亦奚ぞ不可ならん。且つ唐公、幸に猜忌に全くし、而して出でて太原を守りて以て禍を避く。未だ嘗て身、朝權を

執り、狐媚して以て孤寡を欺くこと、司馬の魏に於ける、蕭氏の・宋に於けるが如くならざるなり。詞を奉じて罪を伐ち、獨夫を誅して以て大位を正すとも、天下孰か得て其不臣を議せん。然れども其の始めて起るや、猶ほ突厥に備ふるに託して以て兵を募り、王威・高君雅を誣ふるに反を以てして而して之を殺し、日月を掲げて而して、弔伐を行ふ能はざるは、何ぞや。曹氏が漢を篡ひしより以來、天下、篡の・非たるを知らず、而して授受する所有るを以て得たりと爲す。上は之を爲すに習ひ、下は之を聞くに習ひ、伊霍の權に託するに非ざれば以て兵を興すに足らず。舜禹の名を竊むに非ざれば以て位に據るに足らざるが若し。故に唐高父子の・暴君を伐ち寇亂を平ぐるの本懷を以てして、而も此を舍てて以て拔起する能はず。嗚呼、機、人に發して、而して風、世に成り、氣の・志を動かし、一たび動きて、而して止む可からざるや、此の如し。夫れ成湯が征誅を以て天下を有ちしよりして、其緒を漢の・秦を滅ぼすに垂れ、曹丕が僞りて禪を受けて以て天下を篡ひしよりして、垂れて宋の・周を奪ふに及ぶ。成湯、大正を秉り、而して後世の口實を懼る。其の之を動かし、相仍りて已まざるを以てなり。而して漢果して匹夫より起りて天子と爲る。夫の曹丕の篡の若きは、則ち王莽、之に先だつ。莽速かに敗れたれども、而も機動きて、止まざる者、六百餘年。天下の勢、一たび離れ一たび合ふは、則ち三國の割裂、之を始め、亦、垂れて五代の瓜分に及

- 【一】弔伐は民を弔ひ罪を伐つなり。
- 【二】尙書仲虺之誥に、「成湯、桀を南巢に放ち、惟れ徳に慙づる有り、曰はく、予、來世に台を以て口實と爲さんことを恐る」とあり。

びて而して後に止む。金元の□に入るや。沙陀及び振臬雞、之に先だつなり。一再傳せざるの割據なるのみ。乃ち五百餘年に互りて而も息まず、愈趨り愈下る。又、惡んぞ其の終る所を知らんや。夫れ唐高の勢に乘じ、唐高の義を乗り、以て暴を伐ち民を救ふの事を行ふ。唐高父子、固に其心有れども、而も終に能く絃を更め轍を改むる莫きなり。數未だ極まらざるなり。聖人の興るに非ざれば、則ち之を天運の復するに俟つのみ。王莽・沙陀の區區たる者、乃ち以て數百年の氣運を移し、而して流、止む可からず。聖人崛起して至仁大義を以て千年の人極を立つるに非ざるよりは、何ぞ以て其狂流を制するに足らんや。

(一) 唐、兵を起して而して突厥を用ふ。故に其後世、之を師とし、回紇を用ひて以て安史を誅し、沙陀を用ひて以て黃巢を破る。而して石敬瑭、契丹に資りて以て篡奪し、燕雲を割き、歲幣を輸し、亟かに中國を病ましめ、而して自ら其允を絶つ。乃ち宋人に至りて、女直に資りて以て遼を滅ぼし、蒙古に資りて以て金を滅ぼし、卒に盡く中原を夷狄に淪め、禍相蔓延し、復た止む可からず。夫れ唐の高祖は則ち已に早く之を知れり。既に已に之を知れども、而も突厥を用ひざる能はざるは、突厥が劉武周の用を爲して

- 【四】□は夏なるべし。
- 【五】沙陀は五代の唐、李存勗をいふ。振臬雞は五代の晉、石敬瑭をいふ。振臬雞は臬振雞の誤寫ならんか。臬振雞は石敬瑭の父。
- 【一】劉文靜、李淵に、突厥と相結び、其士馬に資り、以て兵勢を益さんことを勸め、淵之に従ふこと、通鑑卷百八十四隋恭帝義寧元年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。
- 【二】允は胤なり。

以て己を項背に襲ふを防ぐにして、劉文靜と與に言ふ可き者なり。突厥の名を假りて以て河東・關中を恐喝し、而して遙に以て李密を震驚するは、則ち未だ劉文靜と與に言ふ可からざる者なり。乃ち突厥に資る所の者は數百人にして、而して『多きを用ふる所無し』と曰ふは、則ち已に灼かに、我が族類に非ざる者の入りて中國を躡して以て民を戕ひ、而して中外の防を毀らしむ可からざるを見る。故に康鞘利、僅に五百人を以て至り、而して高祖喜ぶ。其の長安を破り、河東を下し、隴に上りて以て薛仁果を撃ち、關を出でて以て王世充を平ぐるには、皆、用ひざるなり。則ち高祖は豈に謀に疏にして而して後患を憂へざる者ならんや。然れども機一たび發して、而して止む可からず。則ち大に天下に爲す有る者、一動一靜の際、謹まざる容からざること、是の如き有るかな。勢の盈ちて而して畏れざる可きを恃む勿かれ。謀已に密にして而して虞らざる可きを恃む勿かれ。之を用ふる者淺くして而して禍以て深きに足らざるを恃む勿かれ。矢の發するや、殼を脱する者毫末にして、而して相去ること尋丈を以てす。三峽の流、投するに勻米を以てして而して息まざれば、則ち大舟沈む。事會の變、知る可からずして、而して狎る可からざること、固に此の若きなり。能く突厥を用ふる者は高祖のみ。用ふる能はざる者、相習ひて之を用ひ、其慎重無くして、而して其成功を貪るは、又、惡んぞ千古禍媒の罪を辭す容けんや。若し夫れ唐の突厥を用ひて、而も終に未だ嘗て用ひざる者は、則ち固に、一二、庸人と與に言ひ難きなり。

言は心に生ずる者なり。言に成りて、而して還つて其心を生じ、心に縋りて而して言を生ず。心の真しからざる、言に發して而して漸く洩るるは、其害淺し。言に縋りて而して事を成し、事に縋りて而して心益、以て移れば、則ち言、貞邪の始幾と爲り、而して必ず事に成り、必ず其心を蕩し、其害深し。故に曰はく、『其心に生じて、其政に害あり』と。卒然として之を言ひ、以て爲す可しと爲して而して之を爲せば、未だ政に害あらざる者有らざるなり。故に君子の天下を正すや、恆に之をして敬忌する所有りて而して敢て言はざらしむ。小人の忌憚無きや、卒然として之を言ひ、而して禍、戢む可からざるなり。李密と唐公とは、皆、隋氏の世臣なり。逆廣は、不道なりと雖も、俱に嘗て北面して之に事ふ。未だ嘗て稽紹の・晉に於けるが如く父母の讎有らざるなり。逆廣、以て天下に君たる可からず、密、之を奪はんと欲し、唐公、之を奪はんと欲するは、一なり。唐公の起るや、耳を拵ひて鈴を盜むの以て天下を欺くに足らざるを明知す。而も必ず令

三〇二

【一】通鑑卷百八十四隋恭帝義寧元年、李淵、書を以て李密を招く。密自ら、兵の強きを恃み、盟主と爲らんと欲し、祖君彦をして復書せしめて曰はく、「兄と、派流、異なりと雖も、根系、本同じ。自ら惟ふに虚薄にして、四海の英雄に、共に盟主に推さる。望む所は、左提右挈し、力を載せ心を同じくし、子嬰を咸陽に執らへ、商辛を牧野に殛すなり。豈に盛ならずや」と。且つ淵をして歩騎數千を以て自

ら河内に至り面のあたり盟約を結ばしめんと欲す。淵、書を待、温大雅をして復書せしめて曰はく、「商辛を牧野に殛すは、言ふに忍びざる所、子嬰を咸陽に執らふるは、未だ敢て命を聞かず。汾晉の左右尙ほ須く安輯すべし。盟津の會は、未だ期を下するに暇あらず」と。詳細は通鑑本文を参照せよ。此章は此事を論ずるなり。

【二】其心に生じて其政に害あり。孟子公孫丑上篇の語。

して曰はく、『七廟及び代王の宗室を犯す者は、三族を夷げん』と。密は則ち祖君彦の怨懟の私に任じて、之を昌言して曰はく、『商辛を牧野に殛し、子嬰を咸陽に執らへん』と。是に於てして、唐公、義を挾みて以て之を折きて曰ふを得たり、『言ふに忍びざる所なり。未だ敢て命を聞かず』と。嗚呼、密と唐との興喪、此より決せり。夫れ唐は豈に逆廣を以て紂と爲して而して代王侑を睨して璽を懷き面縛するの子嬰と爲さざらんや。然れども其をして遽に諸を口より出でしむるは、能はざる所有るなり。其の能はざる者は何ぞや。敢てせざると忍びざるとなり。逆廣と微弱の代王とを畏るるに非ざるなり。自ら其心の鬼神を畏るるなり。故に人、言の忤ちざるに至りて而して後に、人、如何ともす可き無し。人、如何ともす可く無くして、而して鬼神の赦さざること必せり。故に聖人、人心を正しくせんと欲して、而して亟かに正す者は、人の言なり。心、之を含み、口、之を言ふ能はざれば、則ち害、心に止まる。心、之を含み、口遂に之を言へば、則ち害、外に著はる。心未だ必ずしも之を信せず、口遽に之を言へば、則ち還つて以て其の未だ至らざるの惡を増益し、而して心、事と與に猖狂して、而して訖止する所無し。言の忤づる有り、而して心、忌む所有り、事、止まる所有れば、則ち事、順ならずと雖も、鬼神且つ其の敢てせず忍びざるの猶ほ存するを諒とし、而して尙ほ或は之を祐く。心、理に叛き、言、心に叛き、言ふ可ければ則ち言ひ、以て天下を、彝倫を蔑ろにし志欲を逞しくするの大惡に搖動し、然る後に、惡、天下に滿ち、而して天の之を殛するや爽はず。故に唐の・

三〇三

密に報じて而して之を折くや、果して隋を忘れざるの忱悃有るに非ざるなり。敢てせず忍びざるを挈
げて以て天下に告げ、而して還つて自ら其心を警め、卒に以て楊氏の族を
保全して而して之を賓とす。其の天下を享有し、而して李密、首を函谷に
授くるは、言、遅しくす可からず、天、欺く可からざることを、亦信ならず
や。

三〇四

徐洪客なる者は、其の何許の人たるかを知らず。其言に即きて之を察す
れば、大要、一の險峻にして忌む無きの游士なり。史稱す、之く所を知る
もの莫しと。蓋し亦此よりして死するなるのみ。能く功を圖り利を徼むる
の世に、三 螻蛄鴻飛する者に非ざるなり。其の李密に上書するに、曰はく、
『米盡き人散せん』と。後事を以て之を驗し、人、其明に服す。乃ち曰はく、
『直に江都に嚮ひ、獨夫を執取せよ』と。密は隋氏の世臣たり。假令、江都
に趨き、楊廣を執らふとも、又、將に何を以て之を處せんとするや。項羽
は楚の世族にして、秦は其讎なり。而るに子嬰を殺し、驪山の墓を掘れば、
則ち天下、之に叛けり。楊廣は儼然として天下に君たる者、十三載、密、親臣の子弟を以て、仗下に

【一】 通鑑卷百八十四隋恭帝義
寧元年、泰山の道士徐洪客、
書を密に獻じ、以爲はく、大
衆久しく聚まらば、恐らくは
米盡き人散ぜん。師老い戰を
厭はば、功を爲す可きこと難
し」と。密に勸む、進取の機
に乗じ、士馬の銳きに因り、
流に沿ひて東に指し、直に江
都に向ひ、獨夫を執取し、天
下に號令せよ」と。密、其言
を壯とし、書を以て之を招く。
洪客、竟に・出です。之く所
を知るもの莫し。此章は此事
を論するなり。

【二】 螻蛄。周易繫辭傳に、尺
蠖の屈するは、以て伸びんこ
とを求むるなり」とあるに本
づく。

侍す。一旦之を屠割すること雞豚の如くなるは、密の恨を以てするも、是に於てか、固に・躊躇して
而して敢て遂にせざる者有り。故に『商辛を殛し、子嬰を執らふ』とは、乃ち祖君彦の忿懣の 調言
にして、密の能く任する所に非ざるなり。天下の大難、身を以て之を犯す者は死す。業に已に人君と
爲り、而して之を斬刈する者は凶なり。業に已に人臣と爲り、而して直に前みて其君を執殺する者は、
必ず其類を殲す。夫れ密も亦、江都を搗き・楊廣を殺すは、徒らに天下の指數を受けて、而して志
を得可きに非ざるを知るなり。洪客は、險峻にして而して名義を恤へざるの小人なり。惡んぞ以て此
を知るに足らんや。或るひと曰はく、『楊廣の逆は、劉劭に均し。但に紂の
匹なるのみに非ざるなり。之を執殺するも何ぞ傷まん』と。曰はく、密の
起るや、其亂に乗じて、而して之を奪はんことを思ふか。抑も其の覆載容
れざるの罪を憤り、文帝の爲めに賊子を討すること、沈慶之が戈を援りて
起つが如きか。此れ密が能く自ら其心を誣ひて、而して假りて以て名と爲す可からざる所の者なり。
或るひと曰はく、『慕容超・姚泓も、亦嘗て其國に君たり。宋武、直に前みて其國を破りて、而して之を
都市に俘斬せり。又、何ぞや』と。曰はく、宋武は未だ嘗て彼に臣たらず。而して鮮卑と羌とは、君
道を以て之に予ふ可からざる者なり。徐魏公の・安權を縦にする、此義に拘りて、而して通ずる
を知らず。而して豈に以て隋氏を例せんや。紂の首を太白に懸くるは、未だ其果否を知らざるなり。

【三】 調言は謔語なり。

【四】 徐達、字は天德、濠の人、
明初の功臣、魏國公に封ぜら
る。本傳は明史卷百二十五に
載す。

即し之れ有るも、而も三代の諸侯の天子に於けるは、臣に純ならず、後世の比に非ざるなり。君彦は忿戾して以て之を言ひ、洪客は、遂に・猖狂して而して之を決行せんと欲す。自ら天に絶ち、草間に竄死し、而して以て表見する無きは、宜なり。或は乃ち之を魯仲連の高誼に躋すは、已だ過ぎざるか。

君を擇びて而して後に仕へ、仕ふれども而も君事ふ可からざれば則ち之を去るは、君子の守固より然るなり。身を不道の君に失ひて、而も去る能はざれば、則ち抑も避く可きの名義無し。徒人費・石之紛如・賈舉・州綽の、義に死すと爲すを得ざるは、其の君に邪に従ふを以てなり。苟くも君に邪に従はざれば、則ち其の死するや、更に責むるに身を失ふを以てす可からず。故に 宋・宋・宋・宋、皆、徳を失ふの君なれども、而も孔父・仇牧の義を傷ふ無し。凶逆、天に滔り、君父、尸を横ふるの日に當りて、而も尙ほ咎を引きて君に歸して以て自ら其死を貸す可けんや。楊廣の不道にして、而して宇文化及に弑せらるるや、許善心・張琮、賊に抗して以て死す。斯時に當りてや、死せざらんと欲すと雖も、而も得ざるなり。麥孟才・沈光、賊を討じて而して

【一】 煬帝が宇文化及に弑せらるるや、許善心・張琮、賊に抗して死し、麥孟才・沈光、賊を討じて擒にせられ、麾下、千人、一人も降る者無く、李襲志、始安を保ち、弑を聞きて哭し、堅く守りて蕭銑に降らざること、通鑑卷百八十五唐高祖武德元年に載す。參照せよ。此章は此事に就きて論ずるなり。

【二】 徒人費・石之紛如の事は左傳莊公八年に出づ。賈舉・州綽が死すること、左傳襄公二十五年に出づ。

【三】 宋の虜公弑せられ、孔父殺さるること、左傳桓公二年に出づ。宋の閔公弑せられ、仇牧殺さるること、左傳莊公十二年に出づ。

擒にせらるるや、麾下千人、一の降る者無し。李襲志、始安を保ち、弑を聞きて哭臨し、堅く守りて而して蕭銑に降らず。豈に隋氏の能く人心を得るならんや。而るに頓に宋齊以來・王謐・褚淵が恬として媿を知らざるの習に異なる者は、何ぞや。十三載、位に居るの天子、人、不道なりと雖も、名義の存する故、四海一王、人、貳心無し。苟くも自ら念ふを知らば、此の血を宮庭に流すの大變を目撃するに忍びざるなり。唐の高祖、變を聞きて痛哭するは、豈に楊廣の澤、以て之を感ずるに足るならんや。而して又、豈に高祖の僞り哀しみて以て世を欺くならんや。臣主の義、人心に生ずること、此に於て見ゆ。故に莊周曰はく、『天地の間に逃るる所無し』と。君子、其の人性の義を賊ふを惡むは、以有るかな。

【四】 唐の高祖が變を聞きて痛哭すること、通鑑武德元年に載す。

國譯讀通鑑論卷十九終

國譯讀通鑑論卷二十

唐高祖

易に曰はく、『湯武、命を革め、天に應じて而して人に順ふ』と。聖人、天を知りて而して人の理を盡くす。詩書の載する所、得て詳かにす可からざる者有り。千世而下、亦、從ひて其の深きを知る無し。乃ち後世より之を觀れば、天の祐を承け、人の歸を受け、六畜を一にして、而して數百年の基を定むる者は、必ず適に其可に當るの幾有り。蓋し亦、以て天を知る可く、以て人を知る可し。天の時を得れば則ち逆ならず。人に應ずるに其時を以てすれば則ち志定まる。時は聖人の違ふ能はざる所なり。唐の天下を取らば、遲回して以て起り、以て天下の先を争ふに足らざるが若し。而して天時・人事、適に之と應じて、以て成に底る。高祖の意念の深き、誠に及ぶ可からざるなり。天の理は知り易からず。人の心は信じ易からず。而して之を失ふ者は恆に躁を以てす。楊廣の虐を播くこと甚だし。而れども唐、其世臣と爲り、爵祿を其廷に受く。湯の契に嗣ぎ、周の稷に嗣ぎ、國を唐虞の世に建て、元徳顯功、自ら社稷を有し、

【一】 此章は、唐の高祖の憤にして、天に應じ人に順ひ、有唐三百年の祥を開けることを論するなり。
 【二】 湯武命を革め天に應じて而して人に順ふ。周易革卦象傳の語。

而して夏商の臣たるに純なるに非ざるが若きに非ざるなり。則ち隋は不道なりと雖も、唐は未だ言を執りて以て相詰る可からず。天、綱有れば、則ち理、踰ゆ可からず。人、辭有る可ければ、則ち心、服し易からざるなり。故に楊廣、高祖を慕みて、而して屢、之を殺さんと欲す。高祖、至つて危き地に處り、天下の分崩して、乗ず可きの機有るを視、以て禍に遠ざかりて而して福を徵む。然れども且つ意を斂めて卑伏し、而して遽に起たず。天下、隋の虐を怨み、王薄一呼して、而して翟讓・孟海公・竇建德・李密・林士宏・徐圓朗・蕭銑・張金稱・劉元進・管崇・薛舉・劉武周・梁師都・朱粲、羣がり起りて以て隋を亡ぼす。唐且つ臣服に安んじて、之が爲めに太原を守り、突厥を禦ぎて、而して動かさず。

- 【三】 林士宏は林士弘なり。
- 【四】 環海は海内の意。
- 【五】 獨夫は獨帝をいふ。
- 【六】 秦王、名は世民、後の太宗皇帝。

楊廣が兩都を棄てて以て江都に流蕩するに至りて、李密已に雒陽に入り、環海、尺寸の甯土無し。斯時に於てや、白骨、郊原に邱積し、孤寡、林谷に流離し、天下の毒痛、又、獨夫に在らずして、而して羣盜に在り。唐の、餘民の爲めに生死を争ひ、以て天下を取るを規る者は、之を羣盜に奪ふにして、之を隋に奪ふに非ざるなり。隋は已に羣盜に亡び、唐は、關中よりして外は、皆、隋の已に失へるの宇を取るなり。然るに高祖猶ほ之を慎み又慎み、遲回して、而して迫り起らず。故に秦王の陰に豪傑に結ぶは、高祖、知らざるなり。知らざるに非ざるなり。王は爲す有るに勇にして、而して高祖は堅忍自ら持し、姑且之に聽せ、而して靜を以て之を鎮むるなり。天

の方に動くの幾を貪らず、人の妄に動くの氣に乗せず。則ち天と人と交、之に應じて、違はず。故に高祖、五月を以て起り、十一月にして長安に入り、代王侑を立つ。其明年二月にして、宇文化及遂に楊廣を江都に弑す。廣已に弑せられ、代王、以て興るに足らず。越王侗、王世充に逼られ、旦夕、弑を待つ。隋已に君無く、關東、尺寸の土の、隋の有つ所たる無し。是に於て、高祖、名正しく義順にして、羣雄を蕩夷し、以て百姓を凶危に拯ひ、而して人、主を得て以て其婦子を甯んず。則ち其の楊元感・李密の、君父に背きて以て戈を反す者に視ぶれば、順逆の分、相去ること縣絶す。故に楊廣の虐政を解く者は羣盜なり、而して之が深熱を益す。羣盜の殺掠を救ふ者は唐なり、而して予ふるに宴安を以てす。惟だ唐、之を俟ち之を俟ち、時至り事起るに至りて、而も猶ほ已むを得ざるが若くにして應ず。則ち主に叛くの名、辭す可し。而して江都の弑を聞き、涕泗交、流れ、代王を保全し、隋氏の宗支を録用す。君子も亦、其の欺に非ざるを信ず。人は謂へらく、唐の、天下を有つや、秦王の勇略にして、志大にして而して功成ると。高祖の慎重の心、之を持すること固く、之を養ふこと深く、能く天の理に順ひ、人の情に契ひ、道に放りて以て行ふと爲し、以て羣雄の躁妄を折き、民の志を來蘇に綏んずる有り、故に能く折箠以て梟尤を御し、而して國を苞桑の固きに繋ぎ、秦王の及ぶ可き所に非ざるを知らざるなり。嗚呼、天子の尊きは、志の、擬

- 【七】 代王侑は即ち隋の恭帝なり。
- 【八】 楊元感は楊女感なり。
- 【九】 來蘇、尙書仲虺之語に、「子が后を後つ。后来らば其れ蘇らん」とあるに本づく。

を爲す可きに非ざるなり。四海の大なるは、氣の歴を爲す可きに非ざるなり。時の疾苦する所を相、己の・横逆に非ざるを審かにし、然る後に、徐ろに起りて以て天下と休息す可し。卽し衆を毒し戎に臨むも、而も神人、怨恫を爲す罔し。李密を降し、世充を禽にし、建徳を斬り、蕭銑を俘にするは、皆、義の爲す可き所にして、仁の必ず勝つ所なり。天下、唐に歸せずして、而して尙ほ誰に歸せんや。事を擧ぐるに慎み、而して争ふ所の者は、羣盜なり。隋に非ざるなり。惡已に熾して而して將に熄えんとするの楊廣に非ざるなり。毒方に興りて而して戢まらざるの僞主なり。有唐三百載の祚は、高祖の一念の慎、之を爲す。則ち湯武の必ず法を行ひて命を俟ち、其の靜に天人の幾を審かにする者、亦、髮鬚として之に遇ふ可し。

【一】此章は李密が恆無くして遂に以て亡ぶることを論ずるなり。李密の事は、通鑑隋煬帝大業十二年より唐高祖武徳元年に至るまでに載す。参照せよ。

(二) 李密、翟讓を殺すの以ての故に、諸將危み疑ひ、一たび邙山に敗れ、而して邴元貞・單雄信、亟かに之に叛き、密、太行を守り、大河を阻し、以て進取を圖らんと欲し、而して諸將、從はず、相帥ゐて以て唐に降るに及びて、則ち欣然として與に俱にし、而して密遂に以て亡ぶ。項羽、宋義を殺し、更始、伯升を殺し、皆、敗に終る。其轍、一なり。然れば則ち項羽をして漢王を鴻門に殺さしめば、天下の忌を犯し、愈、以て久しく延ぶる能はざらん。而して昧者は猶ほ范增を稱して奇計と爲す。鄙

夫の陋なる、惡んぞ以て成敗の大綱を知るに足らんや。夫れ物を馭して而して能く其疑忌を釋く者は、未だ大信を天下に昭かにする能はずと雖も、而も必ず之を己に信にす。己に信にする者は、之を恆有りて謂ふ。恆有る者は、勝敗を歴れども而も亂れず。己、以て自立する有れば、則ち物に懼るる無く、而して疑忌の情、以て深からざる可し。李密は、人に乗じて以て其捷を鬪はし、而して能く自ら固くする無き者なり。密は隋の世臣なり。隋に大怨無し。而して己抑も恃む可きの勢無し。故無くしに恨無し。而るに檄して其君の罪を數め、之を斥すること僕隸の如し。且つ既に己に・商辛を殲し子嬰を執らへんと欲す。則ち隋と兩立せず、而して君臣の義水く絶ゆ。乃ち

【二】楊元感は楊玄感なり。下宇文化及弒立し、而して黎陽に趨き、以て之に河上に逼る。密、雒陽の・其後に議するを懼る。又、蓋琮の己を招くを幸とし、表を奉じて隋に降り、以て須臾の困を緩くし、而して太尉・尙書令の命を受く。夫れ煬帝は、密の之を牧野に殲さんと欲する所の者なり。而して化及を責めて曰はく、『世、隋の恩を受け、反つて弒逆を行ふ』と。越王侗は、密の之を咸陽に執らへんと欲する所の者なり。而して北面して臣と稱し、其爵命を受く。則ち諸將、之を視ること、犬豕の如く、而して其の爲す有るに足らざるを知る。尙ほ誰か之が爲めに死を致し、以て其の天下を得んことを冀はんや。其の隋に降るや、元文都の愚に非ざれば、未だ之を信する者有らざるなり。其の唐に降

るや、唐固に其の果して降るを信せざるなり。反つて自ら「唐公、推さる」の語を問ひて而して慙ぢず、念起り念滅し、而して據る所を知る莫し。匹夫、志無く、三軍の帥と爲るも、而も奪ふ可し。其れ何を以て自立せんや。易に曰はく、「其徳を恆にせず。或は之に差を承む」と。答は補ふ可きなり。凶は眞なる可きなり。人、皆、承むるに差を以てす可くして、而して死亡、逸る可からず。故に諸將の、密に背くに亟かにして、而して唐に歸するに樂しむや、其の爲す所を羞ぢて、而して之に與する莫きなり。密死して、而して其差を拵ふ能はざるは、豈に他有らんや。恆無きのみ。

天下を制するに權有り。權とは、輕重適に其分の如くするの準なり。重きを詭りて輕しと爲し、輕きを詭りて重しと爲し、以て世を欺き、而して其私を行ふ者に非ざるなり。重きや、而して之に予ふるに重きを以てし、適に其數の如くし、輕きや、而して之に予ふるに輕きを以てし、適に其數の如くし、其平を持して、而して其の忒ふを憂へず。權の審かにする所は、物、能く越ゆる莫きなり。李密、土を棄て兵を釋き、二萬人を繼して、以て唐に降る。密の、天下を亂るや、必ず誅するの罪有り。而れども甲を解き

【三】 論語子罕篇に「三軍も帥を奪ふ可からざるなり」とあり。
 【四】 其徳を恆にせず、或は之に差を承む。周易恆卦九三の爻辭。
 【二】 李密が二萬人を擁して以て唐に降り、高祖、之に授くるに光祿卿を以てし、密叛き逃れて殺さるること、通鑑卷百八十六唐高祖武德元年に載す。此章は高祖が李密を處すること宜しきを得たるを論ずるなり。

て以て降る。之を殺すは則ち己だ重し。北には建徳有り、東には世充有り、密獨り間關として來歸し、天下の倡を爲す。當に重く之を獎めて以て天下に勸むべき者なり。而れども本、隋の亂臣・天下の殘賊たり。厚く之を待つは、則ち又、己だ重し。密の狙詐にして、禍を樂しみて而して驕るや、唐に降ると雖も、而も固志無し。之を緩くすること須臾ならば、則ち跳梁して終に逞じせん。厚く防ぎて以て其姦を制するに宜しく、遽に抑へて而して之が怨を激す可からず。而して衆叛き援孤に、力窮まり智屈するに、之を疑ふこと重ければ、則ち又本輕くして視て輕しと爲し、而して又、重きが若きなり。其の適に然る所の數を審かにする者は權なり。高祖、之に授くるに光祿卿を以てし、一間穴の文吏にして、而して食を進むるの糞事を司り、臣節を殿陛に執らしめ、一に、其の狡黠凶狠なるを知らざる者の若く然り。此を之れ能く權を持して以て天下を制する者と謂ふなり。故らに之を揚ぐるに非ず、故らに之を抑ふるに非ず、適に、其の稽顙して命を歸するの情形の如くし、而して澹然として之を若しくは進め若しくは退くるの間に待つ。嗚呼、此れ、大に爲す有る者の、及ぶ可からざる所以なり。是に於てして、密、怙む可きの恩無く、抑も認言す可きの怨無く、詐、讎ゆる所無く、惡、施す所無く、已むを得ずして、孤騎叛き逃れ、一の有司の禽捕にして足れり。其志悛まりて而して終に順ならしめんか、則ち之を飽かしむるに祿を以てし、之を安んずるに位を以てし、一に孟景・劉繼元の、宋に在るが如くにして、而して黥布・彭越の菹醢せられて以て恩を傷るが如きに至らざら

ん。密の然らざる、自ら死に趨きて、而も抑も怨無し。是に於てして知る、天下の至つて很る者は很る無きなり、至つて詐る者は詐る無きなり、量、各止まる所有り、機、各息む所有り、固に然る者を以て之を待ち、而して適に其分の如くすれば、則ち道に於て、失はずして、而して險阻自ら消することを。天下、一心の平かなるに定まる。道は本易きなり。而れども大に爲す有る者に非ざれば、以て斯に與るに足らず。

徐世勣は、始終、一の狡賊のみ。其の自ら言ふに、曰はく、『少くして亡頼の賊と爲る』と。習は一たび定まりて而して移す可からざる者なり。夫れ盜賊と爲りて、而して能く其類に雄長たる者は、抑も必ず、信に似義に似たる者有り。又、之を假冒して而して人を欺きて實亡きに非ざるなり。

【一】徐世勣(即ち後の李勣)が唐に降ること、通鑑卷百八十六唐高祖武德元年に載す。参照せよ。此章は、徐世勣が盜賊の中の錚錚たる者に過ぎず、任するに國家を安定するの大を以てす可からざることを論するなり。

相取るに氣を以てし、相感するに私を以てし、亦、將に之を生死に守りて而して貳せざらんとす。螢の光の、外より生ずるに非ずして、而して宵に當りては則ち耀り、晝に當りては則ち隱るるが如し。故に其の信に似義に似たる者を以て、之に予ふるに義の能く執り、信の能く篤きを以てし、而して重く之に任ずれば、則ち一に據るに足る無くして、而して適に以て亂を長ず。其習氣の守る所の者、是に在り、適に其量の如くにして止む。此を過ぐれば、則ち顛越して、而して致詰す可からず。其の

信に似義に似たる者も、亦、僞に非ざるなり。愈、眞にして、而して愈、任するに足らざるなり。世勣、李密の命を受け、黎陽を守る。魏徵、山東を安集し、之に唐に降らんことを勸む。而して世勣、戶口士馬の數を籍して密に啓して、之を獻せしめ、己は特に降表を修めず。高祖、之を稱して曰はく、『徳に背かず、功を邀めず、眞に純臣なり』と。遂に之を寵任し、以て之を太宗に授け、而して終に託孤の命を受く。世勣の此に於ける、亦、豈に盡く僞に出でて以て高祖を欺き、而して其寵遇を邀めんや。其の見る所是に及び、其の守る所是に在り。蓋し、嘗て、信義有るを聞きて而して服膺し、以爲へらく、是れ以て卓然として自ら命けて豪傑と爲す可きなりと。故に、坦然として之を行ふを以てして、果して高祖の矜獎する所と爲る。若し其の天性の殘忍なる、僅に盜賊と相孚するのみにして、而して智は君を擇ぶに困しみ、心は理に循ふに迷ふは、以て英君の任使に稱ふ可きも、以て闇主の非僻を折く可からず。則ち祇に羣盜の中に錚錚たるを以てして、遽に之に許すに純臣を以てするは、高祖・太宗の、人を知るの鑒、此に窮まるなり。夫れ、其の竇建徳に降り、其父を質として、而して將たらしめ、遂に父を棄てて、而して曹旦を襲ひて以て唐に歸せんと欲するを見ずや。故に其の信義たるや、盜賊の信義なり。利に察にして以て動き、氣に任じて以て逞しくし、性を戕ひ恩を賊ひ、亦、一往して、而して恤へず。遽に其の純臣たるを信じて、而して任するに國家を安定するの大を以てするは、覆らざる鮮し。曾子曰はく、『大

【二】大節に臨みて云云。論語泰伯篇に出づ。

節に臨みて、奪ふ可からず。君子人なり」と。惟だ君子にして而して後に、以て信を履みて而して義を守る可し。小人の能く與る所に非ず。殆ど魚躍の・沼を出づ可からず、鳥歩の・域を越ゆ可からざるなり。

魏徴を李密より抜き、杜淹・蘇世長・陸徳明を王世充より脱し、岑文本を蕭銑より簡ぶ。凡そ唐初の直諫多聞の士は、皆、僭偽の中より被濯して而して出づる者なり。封徳彝・宇文士及・裴矩、同昏の誅に伏せずして、猶ほ寵任を蒙る。蓋し新造の國、培養、漸漬の功無く、而して隋末の風教陵夷し、時に巖穴知名の士の・之を登進して以て楨幹と爲す可き無く、朝儀邦典と、四方の物宜と、亡國の臣に待訪せざる能はず、流品は以て遽に清め難く、且つ因仍して以て任使す。唐治の古ならざるは此に在り。而して天下の心を得て以て反側を安んずる者も、亦、此なり。乃ち何ぞ獨り蘇威に至りて而して亟かに之を絶つや。蓋し蘇威は、必ず清明の世に容る可からず。苟くも斥けて其の匪人たるを正すに非ずんば、則ち風教蔑び、廉恥喪び、上下亂れて、而して天下の禍、息む可からざらん。隋文の・威を待つや、固に古の大臣の任を以て之に望み、威の自ら見る所以の者、亦、四海を平かにし風俗を正すを以て己が功と爲し、天下翁

【一】 此章は、唐の高祖が李密の臣たる魏徴を抜擢し、王世充の臣たる杜淹・蘇世長を任用し、蕭銑の臣たる岑文本を任用し、封徳彝・宇文士及・裴矩をさへ寵任したれども、隋の臣たる蘇威を用ひざりし所以を論ずるなり。

然として之を仰ぎ、以て從違と爲す。隋は亡ぶ可くして、而も威は殺す可からず。故に宇文士及・王世充・李密、皆、威に倚りて以て人望を收め、威も亦其望に倚りて以て翱翔し、凶豎の庖俎、鋒鏑雨集し、膏血川流すれども、而も威は自若たり。是れ則ち兵は以て彊と爲すに足らず、險は以て固と爲すに足らず、天子の位は以て尊と爲すに足らず、而して威の重きに如く者有る無し。士、亦、何を憚りて威が迂行腐歩し・募岸にして以て逍遙するを學ばざらんや。當世に媚ぶるは慎に似たり。六藝に藏するや正に似たり。時に隨ひて遷流するや忠に似たり。老を以て倨驕して而して志を肆にするや剛に似たり。之を殺すに名無く、之を遠ざくることを得ず。天下且に以て道の尙ふる莫き者と爲さんとす。而して世を導くに偷汗を以てし、彝倫の大賊と爲す。是れ容る可くんば、孰れか容る可からざらんや。明王の必ず誅して赦す勿き所の者なり。唐姑く之を拒みて、而も刑に即かしめざるは、其れ猶ほ姑息にして老を憐み、仁過ぎて而して柔なるか。徳彝・士及・裴矩の流の若きは、天下、之を賤惡するを知る。復た之を用ふと雖も、以て人心を惑はして而して風化を壞るに足らず。之を殺すも可なり。之を赦して而して之を器使するも、亦詎ぞ不可ならんや。

薛仁果・蕭銑・竇建徳、或は降り、或は殺され、而して皆斬らる。唯だ

【二】 此章は、僭偽者の中、薛仁果・蕭銑・竇建徳は皆殺されて、唯だ王世充のみ赦して蜀に徙さるること論ずるなり。薛仁果が降りて殺さるること、唐高祖武徳元年に載せ、蕭銑・竇建徳が殺され、王世充が蜀に徙さるること、武徳四年に載す。参照せよ。

王世充のみ赦されて而して蜀に徙さる。此れ解く可からざるの惑なり。唐高君臣、大法伸ぶ可きの日に當りて、而して生殺の權を執る。夫れ豈に茫焉として正を罔みすること此の如くならんや。世充は隋の大官なり。其主を導くに荒淫を以てし、越王を立てて而して之を弑奪す。其の幸に當るや、固よりなり。乃ち世充、東都を力守し、百戰して以て李密を扞ぐ。而して其の篡するや、煬帝已に弑せらるるの後に在り。幸にして成らしめば、亦、以て陳霸先に異なる無からん。而して唐、代王を立て、旋ち其位を奪ふ。諸を己に有する者は、諸を人に非とす可からず。唐は、固に、名を正して以て、辟を行ふ能はざるなり。且く世充を取る。仁杲・建德・蕭銑と、世充を較ぶるは、操懿以後の積習なり。建德・仁杲は匹夫を以て、銑は縣令を以て、忽ち喪亂に乗じ、遂に、聖人の大寶を竊みて以て自ら居らんと欲す。則ち張角・黃巢の等匹にして、尤も之が亂を長す可からず、而して之が情を原す可き無し。春秋には、里克・甯喜が其君を弑して而して其の誅に伏するに於けるや、書して『其大夫を殺す』と曰ふ。齊豹、公の兄を殺し、陽虎、玉弓を竊み、未だ弑逆の大惡有らざるなり。而して書して『盜』と曰ふ。貴近の臣、或は親を以て、或は舊を以て、或は才を以て、國の柱石と爲り、先づ國に成勞有り、而して人心、之に歸し、然る後に不軌の心を萌し、以て惡に動くは、之に效はんと欲する者、

- 【二】辟は法なり。
- 【三】聖人の大寶は天子の位をいふ。
- 【四】春秋僖公十一年、晉、其大夫里克を殺す。襄公二十七年、衛、其大夫甯喜を殺す。
- 【五】春秋昭公二十年、盜、衛侯の兄縶を殺す。定公八年、盜、寶玉・大弓を竊む。
- 【六】成勞は功績なり。

固に未だ易からざるなり。且つ人主、之と相邇く、賢姦、辨じ易く、而して之を早きに防ぐ可きなり。之を辨すること明かならず、之を防ぐこと夙からず、漸く堅氷の至るを釀す。人主も亦罪有るに與る。若し夫れ疏遠の小臣、蕭銑の如き、亡頼の細民、建德の如き、仁杲の如き、掠奪に始まり、窮民を擡して而して之を噬み、烏合の勢成り、遂に敢て妄に天位を窺ふは、則ち四海の廣き、梟桀飲博の徒、苟くも爲す可くして、而して爲す可からざる無し。人君、高きに居りて而も察する莫く、有司、法に拘はりて而して誅を難り、一旦に決起して、而して毒、天下に流る。則ち人主の道、道を失ふこと。以て之を致す有りと雖も、而も蝥穴一たび穿ちて、金隄、保たれず。祁寒暑雨の怨咨、皆、稷粗棘矜の口實と爲る可し。其の潰敗して降を乞ふに及びて、猶ほ降王の禮を以て其徇佯を恣にす可くば、則ち人、何を憚りて、平人を殺越して以て富貴を希はざらん。況んや初めて定まるの天下に當りて、衆志未だ甯からず、此撲ちて而して彼興り、豈に艾くる有らんや。東漢より以後、權臣の篡する者成りて、而して曹魏・六朝と爲り、未だ成らずして而して敗れて、王敦・桓温・劉毅・沈攸之・蕭穎胄・王僧辯と爲り、僂ど成りて而して速かに敗れて、桓元・侯景と爲る。乃ち隋の亡ぶるに及びて、天下の勢易はれり。人、皆、帝たる可く、戸、皆、王たる可し。是れ匹夫狂起の初機なり。唐、早きに及びて之を懲らし、草澤に尊を稱するの大罰を正す。然れども且つ黃巢の禍有り、朱温

- 【七】堅氷至る。周易坤卦初六に、霜を履みて堅氷至るとあり。
- 【八】桓元は桓玄なり。

に延きて、而して唐以て亡ぶ。これを懲らざらしめば、則ち暗主相承け、政刑、紀無きや、閭井の匹夫、幾人帝となり、而して幾人王となり、生民の流血、終に已む日無かりしならん。權臣、將相の託を受け、功を國に爲し、而して孤幼を逼奪するが若きは、則ち鉄鉞を世充に正すを待たずして、而も之を繼ぐ者有る無し。高祖、世運の遷り、大權の移り、禍萌の變するを相て、而して世充を貫し、三僧を誅するは、其れ亦審かなり。而して豈に 質買として以て張弛せんや。天下の亂を已むる者は義なり。而して義は固に時に隨ひて以て宜しきを制する者なり。世充は誅す可きなり。建德・銑・仁杲は、尤も貸す可からざる者なり。治亂の幾に味き者の、一切の義を執りて以て得失を論ず可きに非ざるなり。

言、人を以て廢す可からざる者有り。封德彝の突厥を策る是のみ。突厥、衆十五萬を繼して并州に寇す。鄭元璠、與に和せんと欲す。德彝曰はく、「戰はずして和するは、之に示すに弱を以てす。

【九】質買は目明かならざる貌。

【一〇】一切は苟且の意。

【一一】通鑑卷百九十唐高祖武德九年、上、群臣に謂ひて曰はく、「突厥入寇し、而して復た和を求む。和すると戰ふと孰れか利なる」と。太常卿鄭元璠曰はく、「戰ふときは則ち怨深し。和するの利なるに如かじ」と。中書令封德彝曰はく、「突厥、犬羊の衆を恃み、中國

を輕んずるの意有り。若し戰はずして和せば、之に示すに弱きを以てするなり。明年將に復た來らんとす。臣愚以爲ふに、之を撃つに如かじ。既に勝ちて而して後に與に和せば、則ち恩威兼れ著はれん」と。上、之に従ふ。己巳、并州大總管襄邑王神符、突厥を汾東に破る。汾州の刺史蕭瑒、突厥を破り、斬首五千餘級。此章は此事を論ずるなり。

之を撃ち、既に勝ちて而して後に與に和せば、則ち恩威並び著はれん」と。斯言や、兵を知り國を籌り時を相るの善術なり。唐の突厥と争ふ能はざるは、劉文靜の失策・之を召きて入れて而して之が爲めに屈するに始まる。權一たび失ひて、而して速かに挽く能はず。中國初めて定まり、而して突厥は安きに席り、名は挾む可き有り、機は乘す可き有り。唐安んぞ能く遽に突厥と勝を争はんや。然れども百戰の餘に當り、人猶ほ戰に習ふ。故に屢劉黑闥に挫かるれども、而も臆縮の心無し。則ち與に戰ひて而して勝決す可きなり。難しとする所の者は、銳氣、一戰に盡き、而して此に繼がば則ち疲れんのみ。奮起して以て亟かに争ひ、而して拙を再びせざるに藏し、速かに與に戰ひて、而して速かに與に和せば、則ち李神符・蕭瑒の功必ず成り、而して鄭元璠の説必ず讎いられん。夫れ □□は、戰はずして未だ與に和す可からざる者なり。犬は項を繋ぎて而して後に馴れ、蛇は齒を去りて而して後に柔なる者なり。戰を以て之に先んずるは、和する所以なり。和を以て之を廢ぐは、戰ふ所以なり。唐の能く戰を用ひて以て和し、而して和を用ひて以て戰はざるを惜むのみ。此を知れば、則ち秦檜の謀、岳飛と、相輔けて以て女直を制す可し。而るに激して、兩つながら相協はざるを爲し、以て和に偏重す。飛も亦過てり。必ず和す可からざるの説を抗して、而して和者の言益々固し。然る後に、其の戰ふ所以を墮りて、而して一に和を恃む。宋乃ち以て振はずして、而して亡ぶるに迄る。飛の戰に非ずんば、檜も亦安んぞ能く和せん

【一二】□□は夷狄なるべし。下の□□も同じ。

や。然れば則ち檜の和も、亦何ぞ飛の戦を妨げんや。戦と和と、兩用すれば則ち成り、偏用すれば則ち敗る。此れ中國、夷を制するの上算なり。夫れ□□は、之を詐れども而も不信と爲さず、之に乗すれども而も不義と爲さざる者なり。其害を遠ざくるに期するのみ。

唐初、官制を定む。三公は大政を上に總べ、六省は機務を中に典り、九寺は庶政を下に分つ。其後、沿革、一ならざれども、而も建國の規模、此に於て始めて之を基す。一代興り、一代の制を立て、或は相師とし、或は相駿すれども、乃ち其大要は、分と合とのみ。周は六官を建つ。分に純なるなり。秦は統ぶるに一相・一尉を以てして而して合す。漢は、之を承けて、始には丞相に任じ、後には大將軍に任じ、専ら一に合し、而して職を分つ者威命を聽く。唐初の制、三公・六省、九寺の數と相匹す。重しとする所は合に在り、而して輕しとする所は分に在り。九寺の上に於て、之を制するに六省を以てし、六省の上、之に泄むに三公を以てし、之を統攝する者、層疊して相仍り、而して分治の者奉行するのみ。長短は時を以て移り、得失は各居有るなり。然して唐には能臣多く、前に漢有り、後に宋有るも、皆、逮ばざる所なり。則ち人才を勸獎して以て治理を詳かにす。唐の・周に斟酌する者、

【一】通鑑卷百九十唐高祖武德六年、三月、初めて令を定め、太尉・司徒・司空を以て三公と爲し、次に尙書・門下・中書・祕書・殿中・内侍を六省と爲し、次に御史臺、次に太常より太府に至るまでを九寺と爲す。此章は此事を論じ、唐初の官制の善なるを説くなり。

審かならざるに非ざるなり。國家の務は、要するに周の六官に出でず。其事を分ちて而して各、其職を専らにするは、詳を名實に求むる所以なり。名に因りて實を責め、實に因りて功を課し、諉する所無くして、而して各、其の當に爲すべきを效す。此れ綜核の要術なり。然れども未だ善を盡くさざる者有りて存す。官各司有り、司各典有り、典各常有り。而して王の・治を聽く、其實を綜べ、其名に副ひ、過無きを求めて而して止む。因循して相襲ひ、例を以て師と爲し、苟くも失無きを求め、而して天を敬し民に勤め、時に對し物を育し、清を揚げ濁を激し、風を移し俗を善くするの精意は、消息して以て之を變通するに與る無し。實は稽ふ可きなり、其の理に順ふを必とせず。名は副ふ可きなり、其の實に協ふを必とせず。是に於てして、國家の大政に任ずる者、且つ、府史の・文具を飾りて以て諂を免れんことを求むるが如く、縁飾を相爲して、以て最を一人の聽視に報じ、而して人も亦、其才を盡くすを樂します。故に周の制、冢宰をして六典を統べて以て之を合治せしめ、而して冢宰既に分司有り、又、五典を兼ぬ。則ち大略、失はず。亦、文具の外に於て、人情物理天時事變の宜と賢・不肖の操心の同異の隠とを斟酌し、以て詳を法の外に求むる能はず。周公の才に非ざるよりは、亦、畫諾坐嘯するのみ。是に於てして知る、唐初の制は、未だ嘗て善ならずんばあらざることを。六省は、皆、執守有る者に非ざるなり。而して九寺の司を周知す。三公は、各、統有りと雖も、而も六省の治を兼ね領す。九寺は各、其職を以

【二】諉は委と通す。辭を設けて以て推し却くる也。

て官守に循ひ、期會に副ひ、成法に依りて以て奉行す。而して得失の衡、短長の度、彼此相參して、以て互に濟はんか。夫の清濁、心を異にし、忠佞、志を異にするは、形迹を略して以て眞實の利病を求む。則ち既に以て六省、道を乗りて而して之を酌み、又、三公有り、綱を持して而して之を定め、互に相融會し、以て實に宗社生民を濟ふの遠圖を求む。豈に名に循ひ實を按じ、故例を縁飾して、以て苟くも廢弛の誅を免るる者の、能く允に宗社生民の大計に協ふ所ならんや。故に名實を分に責むる者は、法に詳かにして而して理に略す。辨定を合に重んずる者は、法は或は略して而して理は必ず詳なり。人を責むるに法を守り文に拘るの故轍を以てせずして、而して才、盡す可し。能く、彼を度り此を參するの得失に會通して、而して智日に生ず。是に於てか、人、天下の務に勸みて、而して塗飾を爲して、以て下、法律を諳習するの胥史に委ね、天下をして一の木偶の衣冠官廚の酒食の吏治を成さしむるを致すを恥づ。則ち唐の、能臣多きや、其初制固に善なり。夫れ郡縣の天下は、其の九州を治むるや、天子は一人なり。出納するに、諷議の廣き無く、折中するに、道を論ずるの司無く、一人の耳目心思を以て、六典分司の煩冗に臨む。即し之が爲めに代りて理むる者有るも、一二の相臣のみ。幾何ぞ文に拘り責を塗ぎ天下を瘞瘵に養ふを以てして、而して大姦巨猾の胥史、其文亡害なる者を以て宗社生民の命を制するを得ざらんや。國家の事は、指臂の、體を分つ無きが如きなり。夫れ人の才は、兩目の互に用ひ交、相映じて而して合して一見と爲るが如きなり。一體を取りて而して分ち

て之を責むれば、合して以て相濟將する所無く、司農は司馬の緩急を知らず、司馬は司馬の有無を知らず、廷に競ひて而して邊に偵る。必ず然る所の者は、刑と禮と争ひて而して教養へ、撫字と催科と異にして而して政亂れ、事、以て成る無く、民、以て靖んずる無し。是れ猶ほ鼻の、味を擇ばず、口の、香を擇ばず、背に重纊を攤して而して胸の寒きを恤へざるがごとし。長才有りと雖も、徒らに太息を爲し、固に將に文酒琴奕の中に翱翔せんとし、而して不肖なる者は、祿を持し身を容れ、復た清議有るを知らず。賢愚、別無し。誰か復た力を戮せて以て王事に勤めんや。是故に、三公・六省、專職無くして而して、盡く國政を聞き、以て天子の逮ばざるを佐く。國、才臣多くして、而して危しと雖も亡びず。唐の、國を立つること二百餘年、國を失ふの君有れども、而も國終に存する所以は、高祖の立法、之を持するなり。後世、六官を合して而して政を聞く者は、臺省なり。乃ち職、糾參に在れば、則ち議論、平を失ひ、而して事に先だつの裁審無し。六官を聯ねて而して治を佐くる者は、寺監なり。乃ち仰ぎて六官に承くれれば、則ち任愈、析れて而して一職の節文を専らにす。故に言愈、禁れて而して才愈、困しむ。古を鑒み今を酌み、以て天下の志を通じて、而して其務を成すは、名に循ひ實を責め已迹に泥む者の與り知る所に非ざること、久し。

【三】催科は賦税を催促するをいふ。

(一) 租・庸・調の法は、拓拔氏、之を始め、唐初に至りて而して定まる。(二) 戸ごとに田百畝を賦し、輸する所の租粟二石、其の輕きこと以て過ぐる莫きなり。調は土の宜しきに隨ひ、庸は役すること兩旬、役せざれば則ち絹六丈を輸せしむ。之を調・庸に重くし、而して之を粟に輕くす。三代以下、郡縣の天下、民に取るの制、情を酌み理を度り、用に適し民に宜しきこと、斯に較り得たりと爲す。

【一】 通鑑卷百九十唐高祖武德六年、初めて均田租庸調の法を定む。丁中の民には田一頃を給し、篤疾には什の六を減じ、寡妻妾には七を減じ、皆、什の二を以て世業と爲し、八を口分と爲す。丁毎に歲に租粟二石を入れしむ。調は土地の宜しき所に隨ひ、綾絹、布とす。歲に役すること二旬、役せざれば則ち其備、日に三尺を收む。事有りて役を加ふる者、旬有五日なれば、其調を免じ。三旬なれば、租調俱に免す。水旱蟲霜、災を爲し、什に四以上を損すれば、租を免じ、六以上を損すれば、調を免じ、七以上を損すれば、課役俱に免す。此章は此事を論じ、唐の租庸調の法を善しとするなり。私に按ずるに、論ずる所、首肯し難き點、少からず、蓋し机上の空論たるを免れざるに似たり。

【二】 戸。通鑑の本文には、丁中の民とあり。

【三】 坊は防と通す。

【四】 君子は上に在る人をいふ。

【五】 綱總は纏綿といふがことし。つくろふ意。

して以て生くるや、其害を禦ぎ、其居を協へ、其の強くして以て淫なるを坊ぎ、其の弱くして以て萎するを撫す。君子既に心を勞して以て人を治むれば、則ち力有りて勞す可き者、當に之が爲めに効すべきなり。地産の餘有る者は、桑麻金錫茶漆竹木機葦の屬にして、人、必ずしも待ちて以て生さず、而して或は勞せずして而も多く獲、以て人君の民の爲めに國を立て經理、綱繆するの用に資

し、固に當に即ち民に取りて以て用ふべき者なり。之が情を酌み、之が理を度るに、租は輕からざる可からず、而して庸・調は重きに嫌無し。豈に君以て民を養ひ、民以て公に奉ずるの大義に非ずや。故に曰はく、『明君は五穀を貴ぶ』と。穀は民の生死の大司なり。箕斂して以て之を上聚め、紅朽盈ちて、而して多く耕さざるの人、下犬馬に及ぶまでを豢へば則ち賤し。民の利を開き、之に勸むるに耕を以てし、養に裕にして而して其餘を流通して以て日用の需に供せしむるは、之を貴ぶ所以なり。民に示すに、其力を愛まずして以て上に事へ、而して重く其粟を愛み、君上と雖も而も輕しく與へざるを以てするは、則ち之を貴ぶや至れり。故に惟だ之を庸に重くし、而して之を租に輕くすれば、民乃ち耕の利たるを知る。

【六】 箕斂は多く租税を徵收するをいふ。

【七】 紅朽は腐りて紅くなるをいふ。

【八】 偷斂は苟且怠惰なり。

【九】 征は税なり。

【一〇】 開元は唐の玄宗の年號。

【一一】 萬曆は萬曆なり。明の神宗の年號。

【一二】 清丈は土地を測量するをいふ。

【一三】 開元の戸數は、凡そ九百六十一萬九千有奇、戸租二石、租千九百二十三萬有奇と爲す。(一四) 萬曆の清丈に定むる所の夏秋の稅糧二千六百六十三萬有奇を以て之に較ぶれば、其差幾くも無きなり。田百畝にして而して租二石なるは、幾ど百にして而して一を取る。而して二百二十萬人の食を給して以て兵

に饑す可く、而して止に三年の一を餘すのみにあらず。粟の取るや薄くして、而して庸調の絹綿土物を取るや廣ければ、則ち官吏胥役百工の給、皆庸調の輸する所を以て之を給し、粟を求めて以て其俯仰を贍らすは、皆貨賄を出して以て農民より糶糶せしむ。而して耕す者は鹽酪醫藥昏喪の用とし、粟、死せずして、而して貨賄、騰らず。調庸の職貢、一に戸口に定まりて、而して移らず、田の有無を問ふ勿くして、而して之を責めて、貸さざれば、則ち末を逐ふ者、薄天率土の下に逃れて以て苦を農人に嫁する所無し。徭は田に因りて而して始めて有るにあらず、租は、薄く取るを以てして而して輸し易く、汗吏猾胥、多きを阡陌に求む可き無ければ、則ち人抑も田を視て利有り害無きの資と爲し、自ら、疆豪に折入し、以て耕夫を役して而して恣に其半を取らず。此を以て之を計れば、唐の民は、固に中天以後の・利を樂しむの民なり。此法廢れて而して後に、民、生を有つに適せず、田盡く疆豪に入りて、而して止む可からず。其人を役して、其土を私せざるは、天の制なり。其餘有るの力を用ひ、其勤耕の獲を奪はざるは、道の中なり。其土物の貢を效し、其の命を待つ粟を斂せざるは、情の順なり。耕す者、虐取の憂無く、耕さざる者、幸に逃るるの利無きは、義の正なり。若し夫れ三代の制は、田税十の一なり。而して二十

- 【三】三年の一を餘す。禮記王制に「三年耕して必ず一年の食有り」とあり。
- 【四】末を逐ふ者は商賈をいふ。
- 【五】中天は天運の正中を謂ふ。太古は天造草昧にして、堯舜に至りて文明大に啓く、故に堯舜の時を中天の世と爲す。
- 【六】二十にして一を取るを、孟子、貉の道と爲すこと、孟子告子下篇に出づ。

に一を取るは、孟子、之を斥けて小貉と爲すは、何ぞや。三代は上古の封建に沿ひ、國小にして而して君多く、聘享征伐、一に之を田に取る。蓋し數千年の困敝を積み、而して暴君の横取すること、今の川廣の土司の・其部民を吸乾し、〔七〕鵠面鳩形にして百結を衣て而して草木を食はしむるに異なる無し。三代の聖王、能く疾く其民を水火より出す無く、〔八〕撻節を爲し、以て漸く其生命を十の一に蘇する者は、先王の已むを得ざるの爲なり。且つ天子の畿は、東西南北、相距ること五百里のみ。舟車の輓運、旬日にして往還す。侯國の百里の封は、五十里の中に居り、且に輸して夕に返る可し。今、四海を合して以て一王に供し、而して饋餼、遠塞に周し。十の一を京邊に輸せしめば、萬里の勞、民の死する者十に九ならん。而して誰か軀命を以て一頃の荒瘠に殉せんや。已むを獲ずして、折色輕齋の制、以て稍や之を寬にす。乃ち粟の貴賤、恆無く、而して之を定むるに一切の準を以てす。墨吏抑も盡く本色を、〔九〕近きに就きて支銷するに廢し、而して厚く其値を取り、且つ賤糶して以て非時の誅求に應せしむ。姦詭豪彊に非ざるよりは、未だ敢て田を名づけて己の有と爲す者有らず。若し且つ察せずして而して十の一をもて之を征するは、誰か此至不仁の言を爲して、『中正の制』と曰ひて、以て生民の命を勦絶するや。乃ち唐の庸の若きは重きなり。後世の・農を困しめて而して游民の、〔一〇〕逋役を恣にするを以てすれば、則ち重きなり。

- 【七】鵠面鳩形は形容久しく餓ゑて枯瘦するの状なり。鵠面は兩頰瘦削するをいふ。鳩形は腹部低陷し、胸骨突起する也。百結は襤褸の衣をいふ。
- 【八】撻節は抑損節制する也。逋役は徭役を逃るる也。

以て三代に較ぶれば、則ち尤も輕し。古者、七十二井にして而して長穀一乘・歩卒七十二人を出す。九百畝にして而して一人、兵と爲る。畝とは百歩なるのみ。九百畝は、今の四百畝にして而して足らざるなり。中則を以て之を準ずれば、凡そ糧二十石有奇にして而して一兵を出す。歳として征せざる無く、年として戦はざる無く、死傷し道に殞るれば、復た伍を一井の中より補ふ。唐の府兵の未だ盡く革まらざるや、兵を・租を免じ庸を免するの夫に求むるすら、且つ（二〇）杜甫の無家・垂老・新婚の三別の詩を讀み、千古猶ほ爲めに涙を墮す。則ち三代の民、其の鋒矢の下に死亡流離する、亦慘なるかな。抑も且つ君行けば師従ひ、卿行けば旅従ひ、狩觀・會盟・聘問・逆女・會葬、乃至遊觀・畋獵、皆、千百の耕夫を道路に奔走せしめ、暑暍・凍瘝・飢渴・勞敝して死する者、凡そ幾くなるかを知らず。而して城を築き、池を穿ち、宮室を營み、苑圃を築くの役は與らず。其の、一歳の庸・二戸數口にして而して絹六丈に折する者に視ぶれば、利害奚若ぞや。論者、三代の聖王の時に因りて補救し、已むを得ざるの心を體せず、而して猶ほ、十の一を民に取り、兵を農に寓するの、今に行ふ可きを曰ふや、不智にして而して不仁、學びて而も思はず、亦忍なるかな。後王、古を參して以て民に宜しくせんとせば、唐室の租・庸・調は、畫一にして民に仁するの法にして、即し損益する有るも、廢す可き無し。

【二〇】 杜甫の詩に、無家別・垂老別・新婚別あり。
 【二一】 逆女は、婚姻の時、女を迎ふるをいふ。

古者、士各其國に仕へ、諸侯、其士を私し、其人を私す。既に士の外徙を禁じ、而して羈旅の・新君に臣たる、其情固からざるの疑有り。三代の聖王、之を易へんと欲すれども而も能はざるなり。乃ち其の卿大夫と爲る者は、類ね族を以て升る。則ち相習ふの名分に役せられ、而して民帖然として以て治を受く。農の子は恆に農と爲る。雋才有りと雖も、缺望の情、生せず。賞罰、比鄰に施せども、而も恩怨、起らず。乃ち周の季に逮びて、世祿の家、迭に相盛衰す。是に於て、陳・鮑・高・國・欒・郤・趙・范、且つ疑忌積もり、而して起ちて戈矛を尋ひ、兄弟姻亞、互に怨を顧盼の間に修め、而して血を蹀み宗を覆す。亦人倫の大に斃るるなり。法と情とは、兩立せず、亦、偏廢す可からざる者なり。閭井相比し、婚媾相連なり、一旦、權に乘じ位に居り、而して之を速繋し、之を鞭笞し、甚だしきは且つ法を按じて以て之を誅戮し、憎焉として恤へずして曰はく、
 『吾は以て國法を奉ずるなり』と。則ち是れ父子・昆弟・夫婦・朋友の恩義、皆、君臣の分誼を假りて以て之を摧抑す可く、而して五倫還つて自ら相賊ふなり。是に於てか、仁心措喪して、而して民、權勢に競ひ、以て相離散す。小禍に非ざるなり。若し思義を曲全し、而して法を弛げて以て私を伸べんと欲すれば、則ち法抑も亂れて而して、依倚し、以て民に殃する者、詰るに勝ふ可からず。然れば則ち諸侯の・士を私し人を私するの弊政を除き、九州混一の後に於て、郷郡

【二二】 張鎮周が其郷里舒州の都督と爲ること、通鑑卷百九十一唐高祖武德八年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、士が其郷里の地方官と爲ることの非なるを説くなり。
 【二三】 依倚は、かたよりにて、公平ならざるをいふ。

を典り、郷州に刺たり、郷邑に守たるは、其れ必ず不可なること明かなり。張鎮周は、舒州の人なり。其州の都督と爲り、親故を召し、酣飲すること十日、貽るに金帛を以てし、泣きて之と別れて曰はく、『今日は、故人と歡飲するを得たり。明日は都督、百姓を治むるのみ』と。此れ何ぞ優人、場に登りて、森然として君臣父子の相臨み、而して歌舞既に閑り、相聚まりて而して食ひ、相狎れて而して笑ふに異ならんや。惻隱、行はれず、而して羞惡の心も、亦漸滅して盡くるなり。故に其郷に官たるは、一として可なる者無きなり。君、賢に任じて以て民を治めんと欲するや、奚ぞ其郷を必とせん。民の爲めに以て吏を擇ばんと欲するや、奚ぞ其郷の人士を必とせん。身を出して主に事へて而して民に效すや、又、豈に地を易ふるの以て自ら效す無からんや。君、士の爲めに安きを謀らず、士抑も自ら其の安きを謀らず、法と情との兩つながら掣するを致す。甚だしきかな其の理に味きや。韓魏公、郷郡に守たるを以てして老を養ふは、亦、朱買臣が繡を衣るの榮なるのみ。況んや鎮周の刑罰を父老子弟に加へて、而も慍として之を恤ふる莫きが如きをや。

【三】韓魏公は宋の名臣韓琦。
【二】此章は、唐の高祖が建成を立てて太子と爲すことを論ずるなり。

高祖の・建成を立てるを謂ひて、適長の禮を得たりと爲す者は、非なり。子を立てるに適長を以てするは、此れ嗣ぎて天下を有ち、太子・諸王、皆、深宮に生長するとき、天顯の序、寵嬖を以て亂る可

からざるなり。初めて天下を有ち、而して制を創むること己に自り、賢を以て功を以て、天下の爲めにして而して人を得て君師と爲し、以て下民を佑くるは、守法の例を以て之を例す可からず。抑も「高祖、宜しく建成を置きて而して世民を立つべし」と謂ふ者は、抑も非なり。睿宗、宋王成器を舎きて、而して隆基を立て。賊后を討じて以て國家を靖んするは、隆基自ら險を冒して之を爲す。事成り、乃ち睿宗を奉じて以て位を正す。睿宗初め與り聞かず。而るを況んや宋王をや。則ち宋王固辭し、而して睿宗、策を決して、可なり。太原の起るは、秦王に録ると雖も、而も建成分れ將として以て長安に嚮ふ。功は速ばすと雖も、固に謀を協せて而して力を戮せて與に偕にす。事を同じくして而して年抑も長ず。且つ建成も亦錚錚として自立し、隋の太子勇の失徳章聞するが若きに非ざるなり。高祖、又、惡んを得て之を廢せんや。故に高祖の此を處すること難し。直に難きのに非ざるなり。誠に、以て之を處する無し。智者も之が辯を爲す能はず、勇者も之が決を爲す能はざるなり。君子すら且つ以て此を處する無し。而して奚ぞ翹に高祖のみならんや。此を處して而して難き無き者は、其れ唯だ聖人か。泰伯の・其至徳を成すは、豈に徒に其仁孝の・天に得る者厚きのみならんや。太王・姜女、仁敬孝慈を以て、葬倫を敦くし、内教を宮中に修むる者、其の之を養ふや久し。詩の・王

【二】宋王成器が太子を以て平王隆基(即ち後の玄宗皇帝)に譲り、睿宗、之に従ふこと、通鑑卷二百十唐睿宗景雲元年に載す。
【三】賊后とは韋后をいふ。
【四】泰伯は周の太王の長子。
【五】姜女は周の太王の妃。
【六】王季は太王の少子、泰伯の弟、文王の父なり。

季を頌するや、曰はく、「則ち其兄に友なり」と。王季は、固に國を得るを以てして其兄弟の歡に易へざるなり。王季、國を得るの心無くして、而して泰伯、其三讓の美を成す可し。一門の内、人君子長者の行を修め、而して靜にして以て夫の天命を聽く。故に王季の國を得るは、猶ほ未だ得ざるがごときなり。泰伯の國を辭するは、猶ほ未だ辭せざるがごときなり。内教修まりて而して禮讓興る。讓る者は仁を得、而して受くる者は義を失ふに疑無し。邠人の・太王を稱して「仁人なり」と曰ふや、豈に一朝一夕の故ならんや。唐の高祖の・太原を守るや、酒を縱にし賄を納れて以て自ら蔽し、宮人私に侍し、而して生死を嘗試して、以て其嗜欲に殉ふ。則ち秦王矯擧して以て奮ひ興り、一に唯だ其才の以て大に爲す有る可きままにして而して馳騁し、俠烈の氣、其天性を蕩す。固に・名義の其心を繫ぐ可き無し。建成尤も劣れり。而して以て三后の忠厚にして國を開くの休を望み、遜心以て高祖の命を聽かしむるは、其れ得可けんや。高祖の式て其子を殺する能はざることを、既に此の如し。而して左右後先する所の者、又、險を行ひて幸を徵むること、裴寂の流の若きのみ。東宮・天策の士、各、知遇する所を以て、私人と爲し、目に慈懿の士を視ず、耳に孝女の言を聞かず、導くに爭鬪を以てし、而して亟かに其側隱を奪ふ。高祖は、木偶の・上に尸位するが若くにして、而して如何ともす可き無し。誠なるかな、其の如何ともす可き無きや。源の清からざる、其流孰か能く澄汰せんや。後世の・以て三代に法に足らざる者は、此なり。井田・封建・文具を飾りて以て民を強ふるの謂に非ざるなり。王の・王たる所以、霸の・霸たる所以、聖の・聖たる所以、賊の・賊たる所以、身に反りて而して誠に、言はずして而も喻り、爾の子孫を保ち、爾の邦家を甯んずるは、豈に他に之を求めんや。聖人に非ざるよりは、未だ能く禍亂を免るる者有らず。適を立つるの法、賢に與ふるの權、皆、以て亂を召くに足る。況んや井田・封建の・地を畫して守を爲す者をや。

- 【七】 則ち其兄に友なり。詩大雅皇矣篇の辭。
- 【八】 三讓。論語泰伯篇に、「三たび天下を以て讓る」とあり。
- 【九】 邠人が太王を稱して、仁人なり、失ふ可からざるなり、と曰ひ、之に従ふ者市に歸するが如きこと、孟子梁惠王下篇に出づ。
- 【一〇】 三后は太王・泰伯・王季をいふ。

るが若くにして、而して如何ともす可き無し。誠なるかな、其の如何ともす可き無きや。源の清からざる、其流孰か能く澄汰せんや。後世の・以て三代に法に足らざる者は、此なり。井田・封建・文具を飾りて以て民を強ふるの謂に非ざるなり。王の・王たる所以、霸の・霸たる所以、聖の・聖たる所以、賊の・賊たる所以、身に反りて而して誠に、言はずして而も喻り、爾の子孫を保ち、爾の邦家を甯んずるは、豈に他に之を求めんや。聖人に非ざるよりは、未だ能く禍亂を免るる者有らず。適を立つるの法、賢に與ふるの權、皆、以て亂を召くに足る。況んや井田・封建の・地を畫して守を爲す者をや。

- 【一】 此章は、魏徵・王珪が太子建成の難に死せずして、太宗に事ふるを論ずるなり。事は通鑑卷百九十一唐高祖武徳九年に載す。參照せよ。

魏徵・王珪は、必ず建成の難に死せんか。曰はく、未だ其の可なるを見ざるなり。太宗に事へて而して忠を効すは、以て管仲の・桓公に相たるに異なる有るか。曰はく、異なる有り。而れども未だ殊異と爲さざるなり。傳に曰はく、「これに食めば、其難を辟けず」と。至論に非ざるなり。君子の身は、天、之を植し、親、之を生む。生死は名義の維ぐ所、性情の主る所なり。而るに僅に以て食に殉せんや。君臣の義は、性に生ずる者なり。性は物に隨ひて以て遷らず。君は一のみ。猶ほ父の・二有る可からざるがごときなり。管仲は齊の臣にして、齊侯は其君なり。徵・珪は唐の臣にして、高祖は其君なり。仲の・子糾に事ふるは、齊侯、之

を命ず。徵・珪の太子に事ふるは、高祖、之を命ず。天の秩づる所、性の安んずる所、義の承くる所、君は一のみ。即し食を以て論せば、仲は齊侯の食を食み、徵・珪は高祖の食を食み、子糾・建成は與らず。而るを況んや君子の死するは、必ず以て食に殉せざるをや。故に無知は、齊襄の賊にして、管仲の共に天を戴かざるの讎なり。唐高をして篡弒の禍を蒙らしめば、徵・珪、死有り亡有り、而して必ず一日も其廷に立つ可からず。子糾・建成は、君臣の分未だ定まらず。奚ぞ之が爲めに死するに足らんや。之が爲めに死するは、是れ一日にして二君有るなり。晉、君の子たるなり。或は廢し或は立つるは、君、之を主り、國に當るの大君、經を引き道に衷して以て之を裁す。宮僚たる者は、事ふる所の者を以て適主と爲して而して之に隨ひて以て争ふを得ず。建成は長を以て、世民は功を以て、兩つながら俱に、立つ可きの道有り。君、我に命じて以て彼に事へしむれば、則ち彼に事ふるのみ。君、我に命じて以て此に事へしむれば、則ち此に事ふるのみ。高祖初めより未だ嘗て荀息の任を以て徵と珪とに任じ、死を以て世民を拒がしめざるなり。則ち建成死し、高祖、世民を立てて太子と爲すは、敵國に非ざるなり、君の讎に非ざるなり。改めて之に事ふるは、義に傷ふ無く、仁に損する無し。奚爲れぞ其れ不可ならんや。然れば則ち徵・珪の管仲に異なる有る者は、何ぞや。襄公弒せられ、糾と小白と、外に出亡し、入りて賊を討じ、不幸にして兄弟争ふは、仲の謀らざる

【一】荀息の任。晉の獻公が荀息をして太子奚齊に傳たらしむること、左傳僖公九年に載す。

所なり。子糾敗れ、仲、魯に囚はれ、桓公、之を釋して而して相たらしむ。仲未だ嘗て公に就きて免れて以て自ら試みんことを求めざるなり。建成・世民の毒を含みて以て争ふこと久し。其の必ず血を宮門に躐むの慘有るを知り、其慝を弭止する能はず、抑も宮僚を辭して以て之を去る能はず、幸を徵めて以て變を觀んと欲す。二子の志は儉なり。太子死し、遽に秦王に即きて而して見えんことを請ふは、尤も義の許さざる所なり。斯れ則ち其の管仲と均しきを得ざる者なり。夫れ魏徵は、羣盜の中より起り、幸に自ら拔きて以て唐に歸す。功名の士なるのみ。石よりも介く、日を終へずして、而して後に、以て幾を知る可し。亦、惡んぞ以て此に及ぶに足らんや。

太宗

書に曰はく、『能く自ら師を得る者は王たり。一人、己に若く莫し』と謂ふ者は亡ぶ』と。夫れ人、即し心を喪ひ、志を失ひ、迷惑の尤なる者も、長短・虛實・大小・有無・清濁・得失・明暗、皎然と

【一】周易豫卦六二の爻辭に、「石よりも介し、日を終へず、貞吉」とあり。
 【二】通鑑卷百九十二唐太宗貞觀二年、上、侍臣に謂ひて曰はく、「朕、隋の煬帝集を觀るに、文辭輿博なり。亦、是れ堯舜にして桀紂に非ざるを知る。然るに行事は何ぞ其れ反するや」と。魏徵對へて曰はく、「人君、聖哲なりと雖も、猶ほ當に己を虚しくして以て人を受くべし。故に智者は其謀を獻じ、勇者は其力を竭す。煬帝、其俊才を恃み、驕矜にして自ら用ふ。故に口には堯舜の言を誦し、而して身には桀紂の行を爲し、曾て自ら知らず、以て覆亡に至れるなり」と。上曰はく、「前事、遠からず。吾が屬の師なり」と。此章は此事を論するなり。
 【三】能く自ら師を得る者は王たり云。尙書仲虺之誥の語。

して前に分畫し、知れば則ち之を知り、能くすれば則ち之を能くす。眇者は視るに窮し、跛者は趨るに困む。悪んぞ其心の未だ喻らざる所を誣ひて、而して多く聞き善く慮る者の己に若かざるを謂ふを得んや。然れば則ち「人、己に若かず」と謂ふ者は、抑も實に己に若かざる者の在る有るなり。太宗曰はく、「煬帝は文辭奧博なり。是れ堯舜にして、桀紂に非ず。行事は何ぞ其れ相反するか」と。魏徵曰はく、「其雋才を恃み、驕矜して自ら困し、以て覆亡に至れり」と。然れば則ち煬帝の奧博なるは、固に高く羣臣の上に出づる者有り。己に若かざるは、誠に己に若かざるなり。而して人の言、又、悪んぞ以て之を警むるに足らんや。夫れ人主の過を怙むや、高居自ら逸するを以てして諫を拒ぐ者有り。勢に憑り人を凌ぐを以てして諫を拒ぐ者有り。然れども忠直の士は、卓然として、撓まず、斥竄誅夷せらると雖も、而も恤へず。言を以て黜けらるれども、而も暴君、其理を奪ふ能はざれば、則ち身は誦すと雖も、而も道は固に伸ぶるなり。且つ位を恃みて而して驕り、威を恃みて而して横に、浮氣外に張りて、而して中、惡縮を藏し、虚橋稍や息むに迫りて、前非を追憶し、固に將に曰はんとす、「是れ吾が知らず能はざる所にして、而して終に誣ふ可からざる者なり」と。則ち諫者の言、或は悔いて而して庸ひらる。唯だ夫れ多く聞き廣く識して、而して辯に給する者は、其の是とする所を是として、而して其の非とする所を非とするを知る。則ち言者、其威を憚らずして、而も其の小さく才有るの辯慧を憚る。言の大なるは、則ち以て誇と爲すなり。言の切なるは、則ち以て隘と爲すなり。情を察し理を審かにし、擬議すること年を窮めたるに、而も彼は已に一覽して、而して見て、餘無しと謂ひ、古を引きて今を證し、類に依りて言を長くし、而して時に或は之が誤有るを旁徴す。則ち明、天日を燭らし、斷、雷霆の若き者に非ざるよりは、恆に惴惴焉として、言出でて而して反つて折く所と爲らんことを恐れ、忠を抱きて前み、括囊して退く者、十に且に八九ならんとす。且つ夫れ堯舜の是なるは、彼且つとす。吾惡んぞ堯舜を以て之に進むるを得んや。桀紂の非なるは、彼且つ之を非とす。吾惡んぞ桀紂を以て之を戒むるを得んや。彼固より曰はん、「我をして人臣と爲りて以て稱説して人主を干さしめば、吾の琅琅鑿鑿として以て敷陳する者、更に此よりも辯ならん。彼は、誠に、我に若かず。而るに我を愛すること父の若く、我を責むること子の若し。笑と爲すのみ。天下は大なりと雖も、賢人君子は衆しと雖も、誰か肯て強智多聞を以て、我に屈せられ、而して舌を捫して以て自ら辱を免れざらんや」と。故に人、己に若かざるは、危亡の媒なり。「人、己に若かず」と謂ひて、而して其の危亡すること必せり。太宗君臣の、此を知るや、是を以て興るなり。然らずんば、太宗の才、當時の臣、能く相項背する者有る無し。唯だ予言ひて而して違ふもの莫きも、亦、何の可ならざる所あらんや。嗚呼、豈に徒に人主のみならんや。士にして而して賢智多聞にして、當

【三】辯に給すは、辯舌の巧なるをいふ。

【四】括囊は囊の口をくりたるが如く沈黙する也。

【五】舌を捫すは、舌を執持する也。輕しく言を發せざるをいふ。詩大雅抑篇に、朕が舌を捫する莫し」とあり。

るは、則ち以て誇と爲すなり。言の切なるは、則ち以て隘と爲すなり。情を察し理を審かにし、擬議すること年を窮めたるに、而も彼は已に一覽して、而して見て、餘無しと謂ひ、古を引きて今を證し、類に依りて言を長くし、而して時に或は之が誤有るを旁徴す。則ち明、天日を燭らし、斷、雷霆の若き者に非ざるよりは、恆に惴惴焉として、言出でて而して反つて折く所と爲らんことを恐れ、忠を抱きて前み、括囊して退く者、十に且に八九ならんとす。且つ夫れ堯舜の是なるは、彼且つとす。吾惡んぞ堯舜を以て之に進むるを得んや。桀紂の非なるは、彼且つ之を非とす。吾惡んぞ桀紂を以て之を戒むるを得んや。彼固より曰はん、「我をして人臣と爲りて以て稱説して人主を干さしめば、吾の琅琅鑿鑿として以て敷陳する者、更に此よりも辯ならん。彼は、誠に、我に若かず。而るに我を愛すること父の若く、我を責むること子の若し。笑と爲すのみ。天下は大なりと雖も、賢人君子は衆しと雖も、誰か肯て強智多聞を以て、我に屈せられ、而して舌を捫して以て自ら辱を免れざらんや」と。故に人、己に若かざるは、危亡の媒なり。「人、己に若かず」と謂ひて、而して其の危亡すること必せり。太宗君臣の、此を知るや、是を以て興るなり。然らずんば、太宗の才、當時の臣、能く相項背する者有る無し。唯だ予言ひて而して違ふもの莫きも、亦、何の可ならざる所あらんや。嗚呼、豈に徒に人主のみならんや。士にして而して賢智多聞にして、當

世固に其下に出づるは、則ち以て善を擇ぶの益を取らんと欲するや、難し。能を以て不能に問ひ、多を以て寡に問ふは、顔子の・大なる所以なり。然りと雖も、人、其の能と多とを知る。之に問ふこと勤むと雖も、且つ告げんと欲すれども而も中ごろ訥す。則ち問は虚設と爲り、而して祇に其驕を益す。惟だ無きが若く虚しきが若きの情、已む容からざるに發し、而して問ふこと必ず誠を以てし、然る後に、人、寡と不能とを相忘れ、以て昌言して而して怯れず。太宗の・孔穎達（六）に問ふや、學を知るに幾し。乃ち固に・多能にして實有るを以て自ら居り、而して其の能く問ふに矜る。亦何ぞ以て顔子の心を測るに足らんや。孔穎達、隱微を推極して以て君の心を格す能はず。太宗の驕の繇る所未だ戢まらざるなり。

【六】能を以て不能に問ひ多を以て寡に問ふ。論語泰伯篇に出づ。
 【七】無きが若く虚しきが若し。論語泰伯篇に出づ。
 【八】通鑑卷百九十三唐太宗貞觀三年、上、給事中孔穎達に問ひて曰はく、「論語に、能を以て不能に問ひ、多を以て寡に問ひ、有れども無きが若く、實つれども虚しきが如しとは、何の謂をや」と。穎達、具に其義を釋して以て對へ、且つ曰はく、「獨り、匹夫のみ是の如きに非ず、帝王も亦然

り。帝王は、内は神明を蘊み、外は當に玄默すべし。故に易に稱す、蒙を以て正を養ひ、明夷を以て衆に蒞むと。若し位、尊極に居り、聰明を炫耀し、才を以て人を陵ぎ、非を飾り諫を拒がば、則ち下情通ぜじ。亡を取るの道なり」と。上、深く其言を然りとす。
 【一】此章は、唐の宗室に人才の盛なる所以、唐の支庶の能く保全せらるる所以を論じ、太宗が之を處すること其理を得たることを説くなり。

太宗の人才の盛なること、未だ唐の如き者有らざるなり。天子の・支庶を保全し、而して猜ふ無く

我ふ無きこと、亦、未だ唐の如き者有らざるなり。蓋し太宗の之を處する所以の者、其理を得たるなり。高祖、宗室を彊くし以て天下を鎮めんと欲し、三從昆弟の屬、皆、王爵に封ず。是に循ひて而して改めざらしめば、則ち貴くして而して驕り、富みて而して溢れ、邪佞の士、之に利賴し、而して導くに放恣を以てし、之を彊くせんを欲して、適に以て其災を貽し、而して必ず弱に至りしならん。晉宋の・自ら相戕滅して而して孤立に終りし所以なり。太宗、封德彝の言に従ひ、而して曰はく、「天子は百姓を養ふ。豈に百姓を勞して以て己の宗族を養はんや」と。以て天下を公にする者、即ち以て本支を安んじ、而して其賢能を勸進す。德彝は佞人なり。此に於てして道に幾し。天子の懿親たるもの、妾媵、廣く生養す。遂に其の蕃衍せざるを患へざるなり。十姓百家の雞犬錐刀の鄙猥に遠ざかる。其の造る可きの材無きを患へざるなり。而して彊慧の者は、勢を得て而して狂し、愿樸の者は、温飽して而して自ら廢す。是に於てか、劉濞・司馬倫の自ら齧みて以て亡ぶるが若きに非ざれば、則ち菽麥、分たず、罔豚の・飼を待つが如きのみ。夫れ其位祿の數を節し、之を仕進の塗に登せば、既に・槁項にして聞ゆる無きの憂を免れ、抑も之を徳業・文章・吏治・武略の美に獎め、天下の英賢と與に彙進して、而して崇替する所無からしめ、固に將に蒸蒸として勸進し、而して多士の領袖と爲り、以て天家を藩衛せんとす。故に唐

【二】高祖云の事は、通鑑卷百九十二唐高祖武德九年に載す。參照せよ。
 【三】槁項は項枯槁して肉無きなり。貧窮頓領せる様なり。莊子列禦寇篇に出づ。
 【四】彙進は同類と共に進むなり。

の宗室の英、相たる者、將たる者、方州に牧たり望郡に守たる者、臻臻として並び起り、而して統緒を以て自ら居るを恥ぢ、亦、天を夢み、日に吠え、大寶を覬ひて而して、甸師の辟を干す者有る無く、施きて今に及び、隴西の族猶ほ盛なり。亦休ならずや。孟子曰はく、『之を親めば、其の貴からんことを欲するなり。之を愛すれば、其の富まんことを欲するなり』と。富貴は其れ宜しき所に非ざるを以てして而して長く之を有つ可けんや。之を制すること等有り、之に授くること道有り、而して後に、貴からんことを欲する者の果して能く貴く、富まんことを欲する者の果して能く富むなり。義の至り、仁の盡くるなり。大公行はれて而して私恩も亦遂ぐ。然らば則ち周の道、親を親とし、而して文昭武穆より、施きて、邢・茅・蔣・胙と畢、召の裔とに及ぶまで、皆、茅土を分つは、豈に道に非ざるか。曰はく、此れ武王・周公が天下を定むるの微權にして、而して千古の未だ喩らざる者なり。古の天下は、人自ら君と爲り、君自ら國を爲し、百里よりして外は、異域の若く、治、政を異にし、刑、法を異にし、賦斂は惟だ其の輕重するままたに、人民は唯だ其の刑殺するままたにして、好めば則ち相昵み、惡めば則ち相攻め、其國を萬にする者は、其心を萬にし、而して生民の困極まれり。堯・舜・禹・湯も、易ふる能はざりしなり。殷の末に至りて殆ど窮まれれば則ち必ず變するの時なれ

- 【五】 甸師は官名、藉田及び野物を供するを掌る。周禮に天官に屬す。
- 【六】 邢茅蔣胙は皆周公の胤なり。
- 【七】 茅土を分つは、封ぜられて諸侯と爲るをいふ。
- 【八】 尙はたつとぶ所の事をいふ。

ども、而も猶ほ未だ驟に一朝に革む可からず。故に周大に同姓を封じて、而して益、其疆域を展べ、天下の半を割きて、而して之を、姬氏の子孫に歸す。則ち漸く合一の勢有り。而して後世の郡縣の一王、亦、此に緣りて以て漸く大同に統壹す。然して後風教日に畫一に趨き、而して生民の困も、亦以て少しく衰ふ。故に孔・孟・治を言ふこと詳かなれども、未だ嘗て一たびも上古の萬國の制を以て、周末に行はんことを欲せず。則ち亦、武王・周公が天下を綏靖するの大權を灼見し、而して邱民の欲は此に在りて而して彼に在らざることを知る。一姓を以て天下の半を分かち、而して天下の互合萍散する者、漸く合に就く。故に孟子曰はく、『一に定まらん』と。大に同姓を封する者は、未だ即ち一にす可からずして、而して漸く之を一にするなり。春秋の戰は亟なり。而れども晉・魯・衛・蔡・曹・滕の自ら相攻むるや鮮し。即ち相攻むるも、而も、指を舟中に掬し、焚茨海を侵すの虐無し。其時に當りて、異姓・庶姓、猶ほ外に錯立し、而して同姓の者、援を絶ちて以て自ら戕ふ能はず。此れ周の親を親とする所以にして、而して親を親とする者は、徒に親しむのみに非ざるなり、實に一姓の興るを以て、一王の禮制を定め、廣く四海に施し、而して漸く其の封殖して自ら私し、民を戕ひ亂を構ふるの荼毒を革むるなり。漢に至りて、六國廢せられ、韓・彭・誅せられ、而して周の

- 【九】 姬は周の姓なり。
- 【一〇】 一に定まらん。孟子梁惠王上篇に出づ。
- 【一一】 指を舟中に掬す。左傳宣公十二年、鄭の戰の條に、舟中軍下軍、舟を争ひ、舟中の指、掬す可し」とあり。焚茨海を侵す。兵火の爲めに多數の民屋の燒かれたるをいふなるべきも、出典未だ檢出せず。

道を以て之を行はんと欲すれば、則ち七國・衡山・淮南の禍、骨肉、血を喋みて、而して已む容からず。然れば則ち人主即し本支を建てて以て天下を鎮めんと欲せば、亦、其位祿を節し、其仕進を奨め、其黜陟を公にするの、以て才を育し善を勧め、而して子孫の令祚を祐け、以て維城を鞏固するに足るに如くは無し。奚ぞ必ずしも侈予するに棧樞の象養を以てし、假借するに優俳の袞黼を以てし、之をして或は償れて而して狂し、或は茸して而して萎せしめんや。鄧禹、大國の封を享け、且つ諸子をして各一藝を分ちて以て自立せしむ。曾ち天下を有つ者、天下を公にするを以て道と爲し、將に人をして媵修に競はしめ、而して子孫に授くるに沈溺の具を以てせんとするは、亦、仁過ぎて而して不仁に流るるなり。是故に、親を親とするの殺と、賢を尊ぶと、互に用ひて而して相成る。唯だ唐のみ之を得たりと爲す。宜なり、其宗室の才多きこと獨り今古に盛なるや。

【一】 茸は草の發生する貌。
 【二】 通鑑卷百九十二唐太宗貞觀元年、正月己亥、制して、今より、中書・門下及び三品以上、閣に入りて事を議するに、皆、諫官に命じて之に隨ひ、失有れば輒ち諫めしむ。此章は此事を論ずるなり。

太宗・制して、諫官は、宰相に隨ひて閣に入りて事を議せしむ。故に當時、言、盡くさざる無くして、而して治、其理を得たり。然れば則ち是を以て言を聽き、政を行ふの理を盡くすと爲すか。抑も未だ盡く然らざる者有り。治は惟れ其人にして、惟れ其法にあらす。王珪・魏徵を以て諫議大夫と爲

し、房元齡・杜如晦を宰相と爲し、而して太宗の明は、以て羣論を折中するに足り、而して從違、爽はざれば則ち可なり。必ず此を恃みて以て立てて永制と爲すは、又奚ぞ可ならんや。官を命じて治を圖るの道は、官各其守を明かにし、而して政各其人に任するよりも大なるは莫し。庶務は六官に分治し、其屬は其目を詳かにし、其長は其綱を持するは、皆、成憲の準す可き有るなり。或は擧がり、或は廢れ、或は法に倚りて而して姦私を挾み、或は時に因りて而して斟酌を爲し、各其の效す所の成能を以て得失を爲す。然して天子・宰相の裁成に待つ者有り。則ち太宗の制、五品以上をして、内省に更宿し、以て訪問を待たしむるは、固に善術なり。下、利病有れば、上に達するを得、而して上、其勤怠公私を詰りて以て其欺を制するを得。若し夫れ小しく過誤有れば、則ち包含教戒し、而して其の改むるを俟つ。諫官をして細く過を毛舉し以て相糾さしむるが如きは、則ち大體失はれて、而して爭黨、細微に起る。亂世の、言愈禁れて而して事愈圯るる所以なり。宰相は、外は六官を統べ、内は君徳を匡し、而して久しかる可く大なる可きの衡を持し、以て貞常にして而して變を取する者なり。君心の自りて正しき所、國體の自りて立つ所、國本の自りて固き所、民生の自りて安んずる所にして、宏く四海萬民數百年の規に通じて、而して一時の利病に役せられざる者に非ざれば、以て其任に勝ふるに足らず。故に古者、三公は道を論ず。論ずる所の者は道なるのみ。氣に任じ敢て言ふの士と一言一事の可否を争ふ能はず。

【一】 房元齡は房玄齡なり。
 【二】 宏は弘なり。

而して道を君に論ずるは、抑も・人間の細政を摘し・舉動の小愆を繩し・深宮の織過を發きて・以て君と競ひ・徒らに自ら喋すに在らずして、而して天子と親します。故に諫官と同じき者も、未だ必ずしも是ならず、而して其の異なる者も、未だ必ずしも非ならずなるなり。諫官に詭隨して而して其彈射を避くれば、則ち以て一事に應ず可くして、而も以て大至を規る可からず。諫官に逆折して而して其獨見を伸ぶれば、則ち幾事、密ならずして、而して其の色を正しくして朝に立つの度を失ふ。若し夫れ宰相にして、而して果して私を懷きて以て國を病ましめば、固より諫官の必ず抗正して以て争ふ所にして、而して與に一堂に辯訟して偶然の得失を競はしむ可き者に非ざるなり。夫れ諫官の職は、諫に在り。諫者は君を諫むる者なり。聲を徴し色を逐ひ、諛を獎め忠を斥け、利を好み功を喜び、小人に狎れ逸豫に耽る、一も其幾有れば、必ず顔を犯して以て諍ふ。大臣不道にして、國を誤り賢を防げ、主を導き民を賊し、而して君、之に偏任すれば、則ち直に之を糾して、而して隠す無し。若し夫れ羣執事の修墜は、則ち六官の長、其成を覈し、執憲の臣、其失を督し、宰相と天子と、大綱を總べて以て其正を裁し、初より、諫官の毛舉鷲擊し搜剔苛求して以て辨察を矜るを藉らず。老成熟慮の訃謨は、俄頃曲説を繁稱し異同を矯擧する者の・風裁に詫りて以て決定す可き所に非ざるなり。故に天子誠に廣く聽きて以て治を求むれば、則ち宰相には坐論の時有り、羣臣には待問の時有り、諫官には請對の時有り、而して一堂に聚訟し道に築舎を謀るの時有り可からず。官各其守有り、政

各其人に任じ、分理して而して之を兼ね聽き、惟だ上の慮衷にして以て益を廣む。豈に一の成法を立て、以て争端を啓き、不易の經と爲す可けんや。

(一) 早飢して而して赦し、是を以て民を仁するは、之を仁する所以に非ざるなり。(二) 太宗曰はく、『赦は小人の幸にして、君子の不幸なり』と。亦、既に之を知れり。而るに貞觀二年、早を以て天下に赦す。道を信すること篤からず、不可を知りて而して復た爲すは、君師の道に非ず。夫れ赦は、亦、時として可なる者有り。夷狄盜賊、僭して上國に據り、蚩蚩の氓、脅從して以て幸を徵む。上、固く其民を保つ能はず、逆に羣り陥らしむれば、則ち盪滌して而して之を殆全して可なるのみ。早飢の民の流離道殣する者は、飢すと雖も、而も固に・餒瘠に至らざる者なり。如し『衣食、足らずして、而して非僻以て起る』と

【一】 通鑑卷百九十二唐太宗貞觀二年、關内旱饑し、民多く子を賣り、以て衣食を接ぐ。三月己巳、詔して、御府の金帛を出して爲めに之を贖ひ、其父母に歸す。庚午、詔して、去歲霖雨し今茲旱蝗するを以て、天下に赦す。詔書の略に曰はく、若し年穀をして豊稔し、天下をして又安ならしめば、災を朕が身に移し、以て萬國を存するも、是れ願ふ所なり。甘心して・吝む無し。と。會し所在、雨有り。民大

に悦ぶ。此章は此事を論するなり。【二】 通鑑貞觀二年、上、侍臣に謂ひて曰はく、古語に之れ有り、赦は小人の幸にして、君子の不幸なり。一歳に再び赦すれば、善人暗啞すと。夫れ稂莠を養へば、嘉穀を害し、有罪を赦すれば、良民を賊ふ。故に朕、位に即きて以來、數々赦するを欲せず。小人の之を恃みて輕しく憲章を犯さんことを恐るるが故なり』と。

曰はば、則ち夫の犯す者は未だ飢るざる以前に在り、固に・飢の迫る所と爲るに非ず、而して奚ぞ恤ふる所あらんや。囚繫を省きて以て冤滯を疏し、過誤を宥して以て蠢愚を恤み、訟獄を止めて以て農務を専らにするは、則ち君上の應に行ふべきの政にして、歳として宜しからざるは無く、而して早飢を待たず。早飢の歳に於て、豪民、粟を擅にして以て子女を掠市し、游民、黨を結びて以て糶貸を強要し、甚だしきは且つ競ひ起りて盜を爲し、以て恩懼を攘殺するに至りては、法に非ざれば懲りず、刑に非ざれば戢まらず。而るに更に不軌の徒を縱して、創艾する所無くして以て郊邑に横行せしむるは、又豈に凶年の大蠹に非ずや。逋欠を蠲き、租庸を減するは、荒を救ふ所以なり。徵輸に困しむ者は樸民なり。蠲免と赦罪と、一紙に竝べ行へば、則ち樸民を姦宄に等しくし、名、正しからず、實、符せず、亦、重く吾が衽席の赤子を辱む。赦罪の令を蠲租の詔に雜へざるは、尤も人君の人心を扶正するの大權なり。而るに時君、察せずして曰はく、「此を以て上天の・生を好むの心に答ふ」と。天は其れ此頑民を佑けて以て凋零の子遺を賊ふを樂しまんや。天心を體して以て民隱を達するは、恩を市るの俗吏の得て與る所に非ざること久し。

唐の制、軍國の大事は、中書舍人、各其所見を陳ぶ。之を五花判事と謂

【一】通鑑卷百九十三唐太宗貞觀三年、故事に、凡そ軍國の大事は、則ち中書舍人、各其所見を執り、其名を雜署す、之

ふ。而して宰相、之を審かにす。此れ會議の始なり。敕旨既に下り、給事中・黃門侍郎、之を駁正す。則ち抄參封駁の始なり。夫れ六官の長貳、各其屬を帥る、其事を庀へ、以て軍國の用を待つ。乃ち國を體すること家の如き者に非ざれば、則ち各長する所を炫かし、短なる所を匿し、互に相推移して、而して其咎を避く。之を總攝して而して通計する者無からしめば、將に文具を飾りて以て應せんとし、而して國事の疏にして以て傾くを恤へざらん。此れ、庶司の汎應を聽きて、而して與に之を折中する者無かる可からざるなり。之を統ぶるに宰相を以てして、而して推諉し自ら私するの弊去る。然れども宰相の賢なる者すら、且つ慮、未だ至らざる有り、而して見、或は偏する有り。不肖者の専私なるは論無きなり。先づ中舍の雜判を以て羣謀を盡くし、以て其の未だ達せざるを迪き、而して公論以て伸ぶれば、則ち益以て集まり、而して權、擅なる能はず。其の失ふ者、鮮きに庶し。猶ほ且つ既に審かにするの餘に於て、給事の駁正有りて以て其後に隨ふ。是に於てして、宰相の違以て塞がり、而して人主の愆以て繩さる。斯れ治道の至密にして、而して恃みて以て理を得る者なり。然りと雖も、雜判は其先に陳するなり。駁正は其後に施すなり。中舍の議已に集まり、宰相の審已に定まり、始めて起ちて而して之を駁す。公忠無我の大臣・純白知通の給諫に非ざるよりは、參差として相左ひ、而して給事と宰相と權を争はん。則ち議論多く、朋黨興

を五花判事と謂ふ。中書侍郎・中書令、之を省審し、給事中・黃門侍郎、之を駁正す。上、始めて舊制を申明す。是に由りて、敗事有ること鮮し。此章は此事を論するなり。

り、而して國是以て亂れん。然れば則ち駁正の制は、當に雜判陳して而して宰相方に審かにし・救旨未だ下らざるの際に設け、以て至當の宜を酌むべし。是非未だ著はれざれば、從違皆易し。斯れ羣臣の能盡くされて、而して宰相の體、傷はれず。唯だ公議已に允なるに、而も宰相中を變じて以て法を舞はす者にして、然る後に給事封還して而して之を駁正せば、尤も人情に達し・國是を定め・而して和衷の美を全くす可からずや。太宗、王珪に謂ひて曰はく、「論難往來して、務めて至當を求め、己を捨てて人に從ふも、亦復た何ぞ傷まん。或は己の短を護り、遂に怨隙を成す」と。蓋し此を慮るなり。法を立つるは、其の賢不肖に徹して而して俱に守る可からんことを欲す。法、精研せずして、而して人の能く己を捨てて人に從はんことを望むは、亦、得可からざるの數のみ。中舍各其所見を抒べ、而して給事、之を折するに從違を以てし、宰相、衡を持して而して之を斷じ、天子、裁成して以て之を行ひ、人心を協一に合し、而して宮省、文・競ふの情を息め、事理、中を執るの用を得るは、古を酌み今を鑒みるに、斯れ久しかる可きの良法か。近世の會議は、徧く九卿に及び、而して唐の雜判は、中舍に専らなり。其得失、孰れか愈るや。夫れ九卿は各典司有る者なり。既に其屬と與に其の修むる所の職を參議し、以て舉行を待つ。固に一成の見有り、而して執りて、易ふ可からずと爲す者なり。假し大兵・大役有り、司馬・司空は、務めて其功の成らんことを求め、而して司農は務めて其用の省かれん

【一】太宗の王珪に謂ふの語は、通鑑卷百九十二貞觀元年に載す。

ことを求めば、則ち其の相協はずして而して異同競はん。唐・宋の給舍は、皆、中外を歴て衆理に通じ、而して枚卜の選を待つ者なり。盈誦成敗の數を兼ね知り、以て時の行ふ可き所を酌めば、則ち彼此、相妨げずして而して以て相濟ふには、之を雜判して而して駁正して足る。何ぞ詢ること專司の官に及びて以て鬮訟を生ずるを用ひんや。如し議成り救下りて、而も九卿、奉行す可からざる者有れば、自ら復た利病を陳して以て更に酌改を爲す可し。廟議未だ審かにせざるの前に於て、豫め異論を爲して、以て國事の繇りて定まる所を相掣するを容るる無し。惟だ其綱紀立つは、一人の心を以てするのみ。會議は、大臣の咎を免るるの陋術なり。其れ何の利か之れ有らん。大臣を登進し・大法を參酌し・大禮を裁定するに至りては、則ち惟だ天子の乾斷と宰相の贊襄とのみにして、而して參するに給舍の清議を以てし、六官は各其典章を守り、而して位を越え官を侵すの妄有る可からず。如し紛呶の説を采りて、以て模稜して而して兩可を求めしめば、則ち大臣偷し、羣臣競ひ、朋黨興り、機密洩れ、其弊、言ふに勝ふ可けんや。天下の務を周知せざれば、以て一事の成を決するに足らず。宰相・給舍は、徧私する所無く、周知を以て道と爲す者なり。人情の競ふを消弭せざれば、以て國事の衡を定む可からず。雜判・駁正、之を前に慎み、而して畫一、必ず後に行はる。議論、詳かなりと雖も、而も爭競に至らざる者なり。太宗曰はく、「或は怨隙を成し、或は私怨を避け、一人の

【三】枚卜は一人を指定せずして之を卜するを謂ふ。尙書に「功臣を枚卜すとあり。」

【四】太宗の此言も通鑑貞觀元年に載す。

情に順ひて、兆民の患を爲すは、亡國の政にして、煬帝の世是なり」と。斯言諱し。

太宗の治を論するの言を讀むに、「我、敢て堯舜の此に止まると曰ふを知らざるなり。以て成湯・武王に視ぶれば、其の相去ること幾くも無し」と。乃ち其れ彝倫を斃り、至徳を虧き、賢姦を雜へ用ひ、欲に從ひ利を規り、終に、以て自ら克つ無くして、而して大疵を成す。史を讀む者、之を鑒み、以て治を知る可く、以て徳を知る可く、以て學を知る可し。氣は發して以て物を嘘し、而して劍めて以て自ら其心を攝する者なり。聞見の善なる、其聰明を啓き、而して氣に隨ひて以て發斂す。其の發するや、其藏を洩らして以て物に加はる。故に言は人を正す所以にして、而して以て己を正すに非ざるなり。己、餘有りて、而して物の足らざるに忍びざれば、則ち其聰明を出して、以て天下の昏翳を迪き、而して之を矯むるに正を以てす。子、父に忍びず、臣、君に忍びず、士、友に忍びず、聖人・君子、道行はれずして、而して天下後世に忍びず。是に於てして、言の功、大なり。若し夫れ天命を受けて君師を作り、臣民の責、躬に服し、一心に載すれば、則ち氣を斂めて以て聰明を攝し、而して天下を心に持し、以て中和の極を建つ。故に曰はく、「湯武は之を身にするなり」と。身正しくして而して天

- 【一】 此章は、唐の太宗が、以て成湯・武王に視ぶれば其の相去ること幾くも無し、と曰へるを論じ、太宗の聰明、聞見に溢れ、氣、中を守らざることを非とするなり。
- 【二】 嘘は吹く也。
- 【三】 湯武は之を身にするなり。孟子盡心上篇に出づ。

下正し。言を以てせざるなり。故に 仲虺之語は、仲虺、之を言ふなり。威有一徳は、伊尹、之を言ふなり。旅葵は、召公、之を言ふなり。無逸は、周公、之を言ふなり。而して湯・武は、言の以て自ら其道を鳴らし、而して羣臣に詔して推して而して之を上さしむる無し。大禹・皋陶・益・稷、各言を盡くして以て堯舜を進む。而して堯舜の中を執るの訓は、勤に倦み位を遜るの日に追及し、道、己に在らずして、而して後に、以て舜禹に詔ぐ。然れば則ち堯・舜は惟だ後世に忍びず、禹・皋・益・稷・伊・萊・周・召は、惟だ君に忍びずして、而して言に已む容からず。此より下なる者は、躬行未だ逮ばずと雖も而も進むは、上に忠なり。亦、必ずしも言其行に過ぐるを以て之を責めず。其忠や、即ち其行なり。今、太宗の言は、堯・舜・湯・武の言に非ずして、而して伊・萊・周・召の言なり。堯・舜・湯・武の任を任とし、而して伊・萊・周・召の言を奪ひて以て己の言と爲す。則ち下且つ何の言をか之れ進む可けん。而して善を聞くの路窮まる。蓋し太宗は、聰明、聞見に溢れ、而して氣、中に守らず、以て動きて而して長を見はす者なり。其外侈り、其中枵しく、其氣散じ、其神昏く、其精竭き、其心馳す。彝倫の斃るる攸・至徳の己に虧くるに追ひて、佞幸外に熒はし、利欲内に迫り、而して固に、以て自ら守る無し。其衰年に及びて、益、以て汜濫するは、必ず然る所なり。嗚呼、豈に徒に帝王のみ然りと爲さんや。自ら修むるの士、見る有りて而して亟かに之を言へば、徳、崇からず、心、精し

- 【四】 仲虺之語・威有一徳・旅葵・無逸は皆尙書の篇名。
- 【五】 萊は萊朱、即ち仲虺なり。

からず。王通の・眞儒たるを得ざる所以なり。況んや揚雄・韓愈の、利欲、心を熏する者をや。故に魯論の・言を言ふや、慎と曰ひ、後従と曰ひ、訥と曰ひ、恥と曰ひ、作と曰ふ。聖・狂の辨は、筆舌に辨ず。畏る可きかな。

【六】王通は文中子なり。
 【七】論語學而篇に、「事に敏にして言に慎む」とあり、爲政篇に、「先づ其言を行ひて、而して後、之に従ふ」とあり、里仁篇に、「君子は言に訥にして行に敏ならんことを欲す」とあり、顔淵篇に、「仁者は其言や訥」とあり、里仁篇に、「古者、言の出さざるは、躬の速ばざるを恥づればなり」とあり、憲問篇に、「其言の作ちざるは、則ち之を爲すや難し」とあり。
 【一】通鑑卷百九十三唐太宗貞觀四年、西突厥の種落、伊吾に散在す。詔して、涼州都督李大亮を以て、西北道安撫大使と爲し、磧口に於て糧を貯へ、來者は賑給し、使者は招慰し、道に相望む。大亮上言す、「遠きを懐けんと欲する者は、必ず先づ近きを安んず。中國は本根の如く、四夷は枝葉の如し。中國を疲らしめて以て四夷に奉ずるは、猶ほ本根を抜きて以て枝葉を益すがごときなり。臣、遠く秦漢を考へ、近く隋室を觀るに、外、戎狄を事とするは、皆、疲弊を致せり。今、西突厥を招致するは、但だ勞費を見、未だ其益を見ず。況んや河西の州縣蕭條たるをや。突厥が微弱なり以來、始めて、耕種するを得。今、又、供億す。此役は民將に堪へざらんとす。若かじ且く招慰を罷むるを便と爲すに。伊吾の地は、率皆沙磧なり。其人或は自ら君長を立て、臣と稱して内屬せんことを求むる者は、羈縻して之を受け、塞外に居らしめ、中國の藩蔽と爲さば、此れ乃ち虛惠を施し、而して實利を收むるなり」と。上、之に従ふ。此章は此事を論するなり。

ること百年にして、而も人の之を保つ無き者有らざるなり。已に盛なる者にして、而して已に衰ふれば、其後の能く復た盛なる者は鮮し。而して地已に曠しく、人必ず之に依る。異族有り、異類有りて、而して異土無し。衰ふる者は已に衰へ、慮るに足らざるなり。之に繼ぐに人を以てし、其土に依りて而して之を有てば、則ち族殊に類異にして、而も其我が邊徼に偪處するや同じ。突厥の盛なる、頡利に至りて衰ふ。既に分れて二と爲り、相比する能はず。是に於てか、突厥以て亡び、五代に迄びて、遂に絶ゆ。夫れ豈に特り夷狄のみ然りと爲さんや。五帝・三王の明德、漢・唐・宋の混一、今、其子孫の僅に存する者、再び興らず、而して天下に君たる者、一姓ならず。況んや疆を恃みて不逞なるの部落をや。夫れ其人は衰へ、亡ぶれども、其土は則ち猶ほ故のごときなり。天、之が爲めに種姓を生ぜざる能はず、地、之が爲めに水草を長せざる能はず、後に起る者、其戒心を戢止する能はず。曾ち・此を慮る無くして、而して其一族の衰へたるを以て中國の幸と爲す可けんや。其族衰へ、其地、主無ければ、則ち必ず更に他族有り、虚に乗じて而して灌莽の中に潛滋暗長す。故に唐、貞觀より以後、突厥の禍漸く息み、而して吐蕃の害方に興り、之に繼ぐに契丹を以てす。皆、突厥兩部の域なり。頡利、禽にせられ、而して樓に御して俘を受け、君臣交々慶す。其れ果して是を以て中國の永く安きの祚と爲さんや。西突厥の種落、散じて伊吾に在り。太宗、李大亮に命じて之を安撫し、糧を磧口に貯へて以て

之を賑さしむ。未だ嘗て策に非ずんばあらざるなり。而るに大亮の奉行せざるは、何ぞや。之に施すに徳を以てする者は、之を制するに威を以てするなり。已に衰ふる者は、之を存するも、憂と爲すに足らず。已に衰ふる者を存すれば、則ち方に興る者、主無きに乗じて以て其地を擅にする能はず。則ち前患息みて、而して後憂、弭む可し。盛衰の形、我得て知り、而して潜滋暗長の禍無し。暫く勞し暫く費すと雖も、而も以て財を糜し衆を毒して以て邊を守り、地を割き賄を納れて以て免れんことを巧むるに視ぶれば、其利害奚若ぞや。内を安んずるの説を株守して訃謨と爲すは、豈に久遠の大計ならんや。

【一】通鑑卷百九十三唐太宗貞觀四年、上の初めて位に即くや、嘗て群臣と語りて教化に及ぶ。上曰はく、「今、大亂の後を承く。恐らくは斯民未だ化し易からざらん」と。魏徵對へて曰はく、「然らず。久しく安きの民は驕佚なり。驕佚なれば則ち教へ難し。亂を経るの民は愁苦す。愁苦すれば則ち化し易し。譬へば猶ほ飢うる者は食を爲し易く、渴する者は飲を爲し易きがごときなり」と。上深く之を然りとす。封德彝、之を非として曰はく、「三代以還、人漸く澆訛なり。故に秦は法律に任じ、漢は霸道を雜ふ。蓋し化せん」と欲すれども能はざるなり。豈に之を能くすれども欲せざるならんや。魏徵は書生にして、未だ時務を識らず。若し其虚論を信せば、必ず國家を敗らん」と。徵曰はく、「五帝

三王は、民を易へずして化す。昔、黃帝、蚩尤を征し、顓頊、九黎を誅し、湯、桀を放ち、武王、紂を伐ち、皆能く身、太平を致せり。豈に大亂の後を承くるに非ずや。若し古人は淳朴にして漸く澆訛に至ると謂はば、則ち今日に至りては、當に悉く化して鬼魅と爲るべし。人主安んぞ得て之を治めん」と。上、卒に徵の言に従ふ。此章は此事を論ずる也。

魏徵の封德彝を折くに、曰はく、「若し古人は澆様にして、漸く澆訛に至る」と謂はば、則ち今日に至りては、當に悉く化して鬼魅と爲るべし」と。偉なるかな。其れ通論と爲すのみ。説を立つる者の思は、一時の流俗を忿疾し、激して而して必ずしも然らざるの慮を爲し、以て天地の生人を鄙夷とし、而して自ら任ずるに矯異を以てするよりも大なるは莫し。是に於て、刻覈寡恩、心に成り、而して刑名の術、用を利し、以て天地の和を損す。荀卿の性惡の説、一たび傳はりて而して李斯と爲るは、職として此故なり。且つ夫れ樂しみて古を道ひて而して過情の美稱を爲す者は、其上の仁なるを以てして、而して其下の順なるを羨み、賢者の匡正の徳を以てして、而して不肖者に被らずに渎厚の名を以てす。能く之を揅るに理を以てし、之を察するに情を以てし、僅に見るの傳聞を取りて而して身を設け地を易へて以て其實を求めしめば、則ち堯・舜以前と、夏商の季と、其民の淳澆・貞淫・剛柔・愚明の固然なる、亦、躬づから閱するが如き者有らざる無きなり。唯だ其れ澆にして而して渎ならず、淫にして而して貞ならず、柔にして而して疲れ、剛にして而して悍、愚にして而して頑、明にして而して詐なり。是を以て、堯舜の徳、湯武の功、以て於變りて而して之を移易する者、彝倫に大造あり、天地を輔相す。若し其編氓の皆善ならんか、則ち帝王の功德も亦微なり。唐虞以前は、得て詳かに考ふる無きなり。然れども衣裳未だ正しからず、五品未だ清からず、昏姻未だ別あらず、喪祭未だ修まらず、狂狷獠獠

- 【一】荀子は、人の性は惡なりと曰ふ。荀子に性惡篇あり。李斯は荀子の弟子なり。
- 【二】過情は事實に過ぐる也。
- 【三】於變は尙書堯典の語。
- 【四】大造は大功なり。
- 【五】狂狷獠獠は獸の蠢動する貌。

として、人の禽獸に異なること幾くも無かりしなり。故に孟子曰はく、『庶民は之を去り、君子は之を存す』と。舜の倫を明かにし物を察するは、唐虞の民の去る所を存するなり。同氣の中にし而も象有り。況んや天下をや。若し夫れ三代の季は、尤も歴歴として、微す可し。紂の世に當りて、朝歌の沈酗する、南國の淫奔なる、亦、孔だ醜なり。紂の罪を數めて曰はく、『逋逃を爲し淵藪に萃まる』と。皆、臣、其君に叛き、子、其父に叛くの梟と豺となり。春秋の世に至りては、君を弑する者三十三、父を弑する者三。卿大夫の父子相夷げ、兄弟相殺し、姻黨相滅ぼすこと、國として歳として之れ無きは無し。(一〇)蒸報、忌む無く、贖貨、厭く無きこと、日に朝野に盛なり。孔子、春秋を成して、而して(二)亂賊始めて懼れ、詩書を刪り、禮樂を定めて、而して道術始めて明かなり。然れば則ち唐虞・三代の民を治むるは難くして、而して後世の民を治むるは易きこと、亦、較然たり。封德彝曰はく、『三代以還、人漸く澆讒なり』と。象・鯀・共・驩、飛廉・惡來、楚の商臣、蔡の般、許の止、齊の慶封、魯の

【七】孟子離婁下篇に、人の禽獸に異なる所以の者は、幾希なり。庶民は之を去り、君子は之を存す。舜は庶物を明かにし、人倫を察し、仁義に由りて行ふ。仁義を行ふに非ざるなり」とあり。

【八】同氣は兄弟をいふ。象は舜の弟なり。

【九】尙書武成篇に、「天下の逋逃の主と爲り、淵藪に萃まる」とあり。

【一〇】上淫を蒸と曰ふ。蒸は蒸と通す。左傳に、「衛の宣公、夷姜に蒸すとあり、夷姜は宣公の庶母なり。下、上に姪するを、報と曰ふ。左傳に、「文公、鄭子の妃に報すとあり。」

【一一】亂賊は亂臣賊子なり。

【一二】共は共工なり。驩は驩兜なり。象・鯀・共工・驩兜は、堯舜の時の人。飛廉・惡來は殷紂の佞臣。楚の商臣等は皆左傳に出づ。

僑如、晉の智伯は、豈に秦漢以下の民ならんや、子曰はく、(三)『斯民や、三代の直道にして行ふ所以なり』と。春秋の民は、以て三代の始に異なる無し。帝王の經理の餘、孔子の垂訓の後、民固に敗類に乏しからず。而れども唐虞・三代の帝王初めて興り、政教未だ孚せざるの日に視ぶれば、其の愈るや多きなり。戰國の末、諸侯狂逞し、辯士邪誣にして、民、天性の安き有るを知らずして而して澆に趨く。民の固然に非ざるなり。(四)秦政、知らずして、而して之を疾むこと寇の如く、乃ち益、以て民の離叛を増す。五胡の後、元・高・宇文、駭戾相踵ぎ、以て民を澆に導く。民の固然に非ざるなり。隋文、知らずして、而して之を防ぐこと讎の若く、乃ち益、以て民の陷溺を増す。逆廣、之に嗣ぎ、淫を宣べ佞を長じ、而して後に民争ひて盜を爲す。唐の初略ぼ定まれども、夙習未だ除かず。又、豈に民の固然ならんや。倫已に明かに、禮已に定まり、法已に正しきの餘、民、且に一日の平康を得て以て其性情の便に復せんことを願ふ。固に、唐虞以前の、毛を茹ひ血を飲み、人道に茫然たる者の比に非ざるなり。太宗を以て君と爲し、魏徵を相と爲し、聊か仁義の文を修め、而して天下已に帖然として治を受け、施きて四夷に及ぶまで、辯を解き誠を歸し、堯舜湯武を待たざるなり。之を十餘世に垂れて、而して亂ると雖も亡びず。事は半にして功は倍す。孰か『後世の天下は與に仁義を言ひ難し』と謂ふや。(六)邵子、古今を分ちて、道・徳・

【三】斯民や云云。論語衛靈公篇に出づ。

【四】秦政は秦の始皇帝。

【五】駭戾は忿戾なり。

【六】邵子は宋の邵康節なり。道は三皇をいひ、徳は五帝をいひ、功は禹湯文武等の王者をいひ、力は覇者をいふ。四會は四期といふが如し。

功・力の四會と爲す。帝王何ぞ促くして、而して霸統何ぞ長きや。霸の後、又、將に奚若せんとするか。古に泥みて高きに過ぎて、而して方今を菲薄し、以て生人の性を蔑ろにす。其説行はれて、而して刑名威力の術進む。君子奚を取らんや。腥風、民氣を扇し民心を傷るの、治を待つや、尤も急なり。起ちて之を爲せば、暑の・浴を望むが如きなり。尤も隋唐の際に易きかな。

太宗曰はく、『未だ諫を受くる能はずんば、安んぞ能く人を諫めん』と。

此れ本を知るの論なり。夫れ唯だ窮凶の主、淫虐にして擇ぶ無きは、則ち虚衷にして善を樂しむの君子を以て大公無我の言を陳ぶと雖も、而も亦祇に以て身を危くす。此に非ざる者は、君の・諫を拒ぎて而して君子を遠ざくるは、洵に徳を失ふなり。諫者も亦惡んぞ能く自ら反りて而して咎無からんや。凡そ能く極言して以て諫むる者は、大抵、其氣勝つ者なり。自ら其の是なるを信じて、而して物に矜るに及ぶ莫きを以てし、物、能く移す莫き者なり。其氣勝てば則ち其情浮ぶ。自ら矜りて、而して物、能く移す莫ければ、則ち其理窒がる。上は以て君に事へ、下は以て衆に溢み、中は以て僚友に交はり、其の可なる所を可とし、而して其の否なる所を否とし、獨行

【一】通鑑卷百九十三唐太宗貞觀五年、上、執政に謂ひて曰はく、「朕當に・喜怒に因りて妄に賞罰を行はんことを恐る。故に公等が極諫せんことを欲す。公等も亦宜しく人の諫を受くべし。己の欲する所を以て人の之に違ふを惡む可からず。苟くも自ら諫を受くる能はずんば、安んぞ能く人を諫めん」と。此章は此事を論するなり。

に堅くして、而して物の・我に違ふを樂します。唯だ是の如きや、乃ち以て寵辱を輕んじ、死生を忘れ、而して之を言ひて・忌む無し。其の賢なる者は、理を察すること未だ精しからず。情に達すること未だ適せざるの過有り、而して之を執るや堅し。其次は則ち氣動きて而して收まらず、言發して而して止まず、己に異なるを攻めて、而して餘力を遺さず、以て媚伎に墮ち、而して物を傷ると已甚し。則ち人主且に其中藏を窺ひ、『是れ曉曉たる者の但だ己を利するを求むるなり』と謂はんとす。其言、奪ふ可からざれども、而も心固に之が爲めに感せず。奚ぞ片語に石を轉ばし山を移すを望まんや。惟だ虚なれば則ち公なり。公なれば則ち直なり。惟だ明なれば則ち誠なり。誠なれば則ち動く。能く自ら諫を受くる者は、其心を虚にして而して其明を廣むる所以なり。諫者の此を能くする者は鮮し。上に事ふると、下に接すると、其理、一なり。君、諫を受けざれば、則ち令すれども而も臣民、從はず。臣、諫を受けざれば、則ち言へども而も天子、信せず。位は恃む可からず。氣は任す可からず。辯は倚る可からず。理は挾む可からず。平情にして善を好み、坦衷遜志なる者は、早く、以て人主の敬愛を動かして而して僚友の疾忌を消する有り。聖にしては周公、忠にしては孔明、此道を用ふるなり。婞直にして予智ありとし、一理を持して以て當守と得失を争ふは、舜・禹が芻蕘の道を以て之を待つに非ざるよりは、其の以て朋黨を啓きて而して國

【一】媚伎は媚嫉伎害なり。
【二】婞直は剛直なり。
【三】當守は天子をいふ。守は門内屏外、人君、朝を視るとき、守立する處なり。禮記に「天子は守に當りて立つ」とあり。

唯だ大人のみ能く君心の非を格すと爲す。君心の非は、亦、見易きなり。之を格す所以の者は、天理民彝の顯道にして、人、皆、與り知り、亦、能くし易きなり。然るに之を大人の獨り得るに斷じ、而して諫諍の臣はこれに與るに足らざるは、魏徵・馬周に於て之を見る。君、心に過無くして、而して過、事に在れば、則ち徳、足らざれども、而も言、當る有らんに、下、工瞽に逮ぶまで、言、效あらざる無し。若し夫れ心は、則ち心と相取る者なり。心の・非有るや、必ず厚く自ら匿して、而して以て物に勝たんことを求む。進言する者、其言は是なり、其人は非なるや、其人、大なる非無しと雖も、而も心、自ら信する能はず。是に於て則ち非を匿して勝を求むる者、將に曰はんとす、『旁觀して之を言はば、吾も亦能く此言を爲さん。試に此を以て汝に言はば、汝固より受けざらん』と。言は還つて其言にして、而して心は仍ほ其心なり。交、相諷めて、而して祇に其怨惡を益さん。如し能く隱忍して以て怨惡せずんば足りな。奚ぞ格すを望まんや。唐の太宗、高祖の溫清視膳を恤へず、之を卑湫の大安宮に處らしめ、而し

【一】唐の太宗が將に九成宮に幸せんとし、馬周、之を諫むること、長樂公主、將に降嫁せんとするや、太宗、有司に敕して、資送、永嘉長公主に倍せしめんとし、魏徵、之を諫むること、竝に通鑑卷百九十四唐太宗貞觀六年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、馬周・魏徵が君の心の非を格す能はざることを説くなり。唯だ大人のみ能く君心の非を格すと爲すは、孟子離婁上篇に出づ。

て自ら九成宮に如きて以て暑を避く。其女長樂公主を嫁するや、敕して、資送、長公主に倍せしむ。此れ豈に事の失ならんや。其の憎として・恤ふるを知らざるは、仁孝、心に忘るるなり。馬周、之を言ひ、魏徵、之を言ふ。皆、天理民彝の顯道を開陳して、以て其側畔を動かさんことを思ふなり。乃ち周の言は聽かず、決して駕して以て行く。徵の言に於ては、則ち入りて之を長孫皇后に謀り、而して後に勉めて従ふ。后をして、獨孤・武・韋の如くならしめば、徵は死せしならん。人、自ら父子有り、人、自ら兄弟有り、一念の蔽はるる、忽焉として・覺らず、直辭以て之を啓きて、以て自ら其親を親とするは、豈に知り難くして而して従ひ難き者ならんや。而して二子の者は、君の・信受する所の者なり。卒に、此を君に得る能はず。則ち其故、思ふ可きなり。徵の起るや、羣盜の中に於て、李密に事へて而して之を去り、隱太子に事へて而して之を去る。周は則ち策を挾みて主に干め、才に餘あれども、而も未だ其修能の自ら潔くする者を聞かざるなり。此を以てして、人の子の心を已む容からざるの媿疚に警めんと欲す。奚ぞ得可けんや。夫れ大人なる者、苟くも其言を以て君心の隱匿を格せば、賢主は之を樂しみ、中主は之を媿ぢ、庸主は敢て之を侮らず。何ぞ太宗の與に言ふ可きを以てして而も斥けて田舍翁と

【一】獨孤は隋の文帝の后、武は則天武后、韋は唐の中宗の后。
【二】自ら靖んじ自ら先王に獻す。尙書微子篇に出づ。
【三】周易咸卦上六象傳に、「口説九滕ぐるなり」とあり。
【四】孟子盡心上篇に、「大人なる者有り、己を正しくして而して物正しき者なり」とあり。
【五】通鑑卷百九十四唐太宗貞觀六年、十二月辛未、帝親ら繁囚を録し、應に死すべき者を見て之を憫み、縱ちて家に歸らしめ、期するに來秋來り

爲すに至らんや。不幸にして、暴主に遇ひ、以て身を殺すも、亦、比干の自ら靖んじて自ら先王に獻するにして、而して口説を膝げて以て凶人の玩弄に聽するに非ず。豈に言ひ易からんや。大人なる者は、己を正しくして而して物正し。己の正しきは、一旦一夕の功に非ざるなり。

治を言ふ者にして、而して亟權を言ふは、權に非ざるなり。上下相制するに機械を以てし、互に相操持して、而して交其欺を讎るなり。

秦の狙詐を以て、帝王の大法を行ふ。亂奚ぞ得て弭まん。人心風俗、奚ぞ得て壞れざらんや。王伽の詐なるや、李參と朋姦して、而して隋文の賞を徵む。唐の太宗、之を師として、以て囚三百九十人を縱つ。而して三百九十人、咸、參の智を師とし、期の如く死に就く。嗚呼、人理亡べり。生を好み死を惡むは、人の情なり。苟くも以て生を得可き者有らば、用ひざる無きなり。硜硜の信を守りて、死を以て之に殉するは、志士すら且つ躊躇して未だ決せず。況んや已に大辟を蹈むの戮民をや。太宗の世、天下大に定まり、道に使有り、州に刺史有り、縣に令・尉有り、法令密にして而して廬井定まり、民什伍して以て相保ち、宗族・親戚、比閭して而して處る。北は以て胡に走る可からず、南

て死に就くを以てす。仍ほ天下に救して、死囚は皆縱ち遣り、期に至りて京師に來詣せしむ。七年、九月、去歲縱ちし所の天下の死囚、凡そ三百九十人、人の督帥する無く、皆、期の如く自ら朝堂に詣り、一人の亡匿する者無し。上、皆、之を赦す。此章は此事を論するなり。此事に就きては宋の歐陽修、亦、論あり、縱囚論と曰ふ。

【一】儀秦は張儀・蘇秦なり。

【二】硜硜は小石の堅確なる貌。淺見にして固く執るに喩ふ。

【三】硜硜の信を守りて、死を以て之に殉するは、志士すら且つ躊躇して未だ決せず。況んや已に大辟を蹈むの戮民をや。

【四】王道平平は、尙書洪範の語。

は以て粵に走る可からず。囚の縱たる者、逋逸せんと欲すと雖も、抑も誰か之が淵藪と爲る者ぞ。太宗、其の必ず來るの數を持して以て權と爲し、囚も亦其必ず赦すの心を操りて以て券と爲し、縱ちて而して來歸し、遂に以て其恩信の相孚するを侈る。夫れ誰を欺かん。天を欺かんや。夫れ三百九十人の中、至愚の者の。以て太宗の必ず赦すの情を測るに足らずして、而して幸を徵めて以て逃るる無きに非ざらん。且つ縱ち遣るの時に當り、此駭異の擧を爲すや、太宗、諫に従ふを以て聞きこゆるに、亦、未だ法吏の法に據りて以て廷争するを聞かず。則ち必ず太宗陰に其來歸すれば則ち赦すの旨を有司に授け、密に縱つ所の囚に諭さしめ、交相隱して以て相飾り、之を天下と來世とに傳へ、或は驚きて盛治と爲し、或は詫りて非常と爲すならん。皆、其君民上下、密に用ふるの機械の、籠致して而して捨ふが如き所の者なり。古の未だ有らざる所の者は、必ず妄有るなり。人の争ひて誇る所の者は、必ず其詐なり。王道は平平たり。言辭にして而して行詭る者は、堯舜の世に容れられず。蘇洵氏樂しみて之を道ひて、帝王の權と曰ふ。惡、洪水よりも烈なり。

【一】通鑑卷百九十四唐太宗貞觀十年、秋八月丙子、上、群臣に謂ひて曰はく、朕、直言の路を開くは、以て國を利するなり。而るに比來、封事を上る者、多く人の細事を許く。今より、復た、是を爲す者有らば、朕、當に讒人を以て之を罪すべしと。此章は此事を論するなり。

【二】人君と爲りて云云。出典未だ詳かならず。

傳に曰はく、『人君と爲りて、而も春秋の義を知らざれば、前に讒有れども而も見ず、後に賊有れ

ども而も知らず」と。春秋の義とは、何の義ぞや。適庶明かに、長幼序あり、尊卑別あり、刑賞定まり、農を重んじ、末を抑へ、賢を進め、姦を遠ざけ、義を貴び、利を賤し、本を端しくし、源を清くし、自ら治めて而して物正しきの義なり。此を知れば、則ち讒賊、以て逞しくするに足らず。而して此に違ふ者の、讒賊たる、適發するを待たずして、而も火を観るが如し。是を舍きて、乃ち之を告訢に求めて以て之を知る。讒を告げ賊を告げ、而して告ぐる者の、讒賊たるを知らざるなり。宜なり、其の迷惑して守を失ひ、讒賊を肘腋に延きて、而して以て自ら危亡するや。人主、其義を上明かにして以て大臣を進退し、大臣、此義を奉じて以て朝廷を正し、朝廷、此義を飭して以て郡邑を正し、之を收するに守令有り、之を敷するに觀察・採訪の使有り、之を裁するに執憲の大臣有り、苟に義明かにして而して法正しからは、姦頑不軌の者、惡んぞ以て行を恣にして而して忌む無きに足らんや。即し之れ有るも、亦、須臾に隱伏し、而して終に必ず敗れん。奚ぞ告訢を事とせんや。告訢興れば、則ち賞罰の權、全く健訟の匹夫に移り、而して上は何ぞ君有るを貴ばんや、下は何ぞ執憲の臣有るを貴ばんや。且つ夫れ人の告訢を爲す者は、洵に不道なり。而して愿樸柔懦の民、能く奮起して以て姦頑と死命を争ふ者は、百に一をも得ざるなり。夫の險詖にして憚る無きの徒に非ずんば、惡んぞ暇日有りて以て人の隱慝を察して、而して短長を持し、必勝の術を操りて、以て官吏・豪強と角逐し、尊卑を忘れ、禍福を輕んじ、親戚に背き、朋友に

【三】末とは尚をいふ。

叛かんや。吏胥、其長官を脅し、奴隸、其主伯を制するは、正に春秋の義の、斥けて讒賊と爲し。必ず其萌蘖を杜絶する所の者なり。其害を知りて、而して早く之を絶てば、則ち讒、見ざる無く、賊、知らざる無し。昭昭然として日月を掲げて以て天下と與に法紀に相守れば、吞舟漏網の姦、其れ政簡に刑清き日に容れらるるを得る者、蓋し亦寡し。太宗曰はく、「朕、直言の路を開くは、以て國を利するなり。封事を上る者、人の細事を訶くは、當に讒人を以て之を罪すべし」と。而して其時、吏、民に殃せず、民、上を犯さず。躉きかな。

【一】通鑑卷百九十四唐太宗貞觀十一年、治書侍御史權萬紀上言す、「宣饒二州、銀大に發す。之を采らば、歲ごとに、數百萬緡を得可からん」と。上曰はく、「朕、貴きこと天子と爲り、乏しき所の者は財に非ざるなり。但だ嘉言の以て民を利す可き無きを恨むるのみ。其の多く數百萬緡を得んよりは、何ぞ一賢才を得るに

如かん。卿は未だ嘗て一賢を進め一不肖を退けず、而して専ら税銀の利を言ふ。昔、堯舜は、壁を山に抵ち、珠を谷に投ぜり。漢の桓靈は、乃ち錢を聚めて私藏と爲せり。卿は桓靈を以て我を俟たんと欲するかと。是日、萬紀を黜け、家に還らしむ。此章は此事に就きて論するなり。

銀の・用たる、宋より以上は、器服を飾るに用ふること、黄金・珠玉と等しく、而して未だ錢布粟帛と與に民間に通用するを得ず。權萬紀、銀を宣饒に采らんことを請ひ、而して太宗、之を斥く。亦、猶ほ珠を采るを罷めて以て侈を懲らすのごときなるのみ。後世は、官賦・民用、銀を以て主と爲し、錢布粟帛、皆、重輕の命を銀に受く。夫れ銀は藏畜すれども蝕せず、鍊鑠すれども減せず、之を藏すること約にして、而して之を齎すや易し。

人、便利に習ひ、千百年の以て能く之を易ふる無きを知る。則ち山を發き礦を采るは、民に大損無くして、而して厚利存す。庸詎ぞ不可ならんや。然るに大害存するは、庸人の知る所に非ざるなり。奚を以て其の然るを明かにするや。銀の・物たるや、固に・銅鐵の・械器を爲るの必需なるに若かず、而して上は黄金に類し、下は鉛錫に同じく、貴ぶに足る者亡し。之を尊びて以て錢布粟帛の母と爲し、而して其輕重の權を持するは、蓋し一時の制に出で、上下競ひて奔走して以て之に趨く。天下の人を愚にして而して之を盡はすに殆きなり。故に其物愈々多くして、而して天下愈々貧しきなり。之を采ること上に自り、而して下の采るを禁ずれば、則ち上、其盈を積みて、以て耕夫・紅女の絲粟を籠致し、而して財亟かに上に聚まり、民日に貧餒にして、而して自ら知らず。既に以て民の畜積を殫くし、且つ大利の孔、未だ刑法を以て之を禁塞す可からざるなり。民の采るを嚴禁すれば、則ち刑殺日に繁くして、而して終に・戢む可からず。若し其れ禁せずして、而して民の自ら采るに任せんか、則ち貪惰の民、皆、其穢事を捨て、以て幸を詭獲に徼め、而して田の汗萊するや積もり、且つ游民を山谷に聚め、而して唯だ力を是れ視て以て盈を取る。則ち爭殺興りて、而して亂必ず起る。一旦山竭き澤枯れ、游民、解散する能はず、而して亂必ず成る。即ち幸に亂れざるや、耕者・桑者の・力を戮せて・獲る所、游民を養ひて以て無用の物を博し、銀日に益して、而して絲粟日に銷す。國、危からず、民、死せずして、其れ奚をか待たん。百年の終始を參して以て利病を究むる者に非ざるより

は、奚ぞ以て此を察するに足らんや。嗚呼、銀の用、天下に流行し、粟帛を役して而して錢の重輕を操りしよりや、天下の害、訖る可からず。錢は粟帛に較べて、之を齎すこと輕く、之を藏すること約なり。銀は錢に較べて、更に輕く、更に約なり。吏の貪墨なる者の、暮夜の投、歸裝の載、珠寶は致し易き物に非ず、則ち銀は其れ最も便なり。然らずんば、舟を汎べ車を驅り、銜尾、道に載するは、廉隅を恤へざる者と雖も、敢てせざるなり。民の・盜を爲すや、石粟を負ひ百緡を持する能はず。即ち錢を以てするも、而も力、十緡に盡く。穴して而して入り、篋して而して祛く者は、其利薄くして其刑重し。至つて亡頼なる者に非ざれば爲さず。銀は則ち十餘人にして、而も萬金を挾みて以て去る可し。近く・成化より以來、大河の南北、單騎一矢にて商旅を劫す者、俄頃にして而も千緡の値を獲。是れ銀の流行するは、汗吏箕斂し、大盜

【一】石粟は一石の粟なり。
【二】成化は明の憲宗の年號。
【三】成化は明の憲宗の年號。

畫擢するの尤利なり。毒を天下に爲すこと、豈に烈しからずや。已む無くば、其采鍊の源を杜塞し、而して其の暗耗するに聽せ、冶鑄を廣め、以て漸く其權を奪ひ、而して租税の入は、本色を以て主と爲し、遠くして・致す能はずして而して後に、之に參するに錢を以てせん。之を行ふこと百年ならば、銀をして日に置しくして而して賤しきこと鉛錫に均しからしめ、將に耕桑して廣く殖せんとし、墨吏、止む所有りて、而して盜賊、以て戢む可からん。尙はくは瘡ゆる有らんか。天地の産、得難くして而して貿遷し易からざる者は、以て民を止まる所に安んじて而して之を裕にするなり。帝王の政

繁重にして、而して便安を取らざる者は、以て民の偷を息めて而して其溢を節するなり。且に諸を山に斷り、夕に諸を治に燬へ、徑寸にして而も數十人の衣食を足らし、姦者逞しくし、愿者削られ、攘奪を召きて而して本務を棄て、飢うれども食ふ可からず、寒けれども衣る可からず、而して天下を走死せしむる者は、唯だ銀なり。采礦の禁、惡んぞ嚴ならざる可けんや。權萬紀の削奪せらるるは、餘幸有り。

【四】偷は苟且なり。
 【一】通鑑卷百九十四唐太宗貞觀十年、凡そ十道に、府六百三十四を置き、而して關内の二百六十一は、皆、諸衛及び東宮の六率に隸す。凡そ上府は兵千二百人、中府は千人、下府は八百人。三百人を團と爲し、團に校尉有り。五十人を隊と爲し、隊に正有り。十人を火と爲し、火に長有り。人毎に、兵甲糧裝、各々數有り、皆自ら備へ、之を庫に輸る。征行有れば則ち之を給す。
 【二】武氏は則天武后。

貞觀十年、府兵の制を定む。大約、秦・隋の兵を銷し、宋の方鎮を罷むる意と略ぼ同じ。府兵は猶ほ之れ兵無きがごときなり。而して特に天下の農民を番上の中に勞するのみ。是を以て、三十年ならずして、武氏、一婦人を以て、輕く唐の祚を宮闈に移す。李敬業死し、而して天下靡然として之に順ひ、敢て義問を伸ぶる者有る無し。必ずしも忠憤の興らんことを思ふ無きに非ず。力、能はざるなり。唐の亂は亟なり。未だ三十年にして大亂無き者有らず。能く漢・宋の

守成の代の晏安長久なるが如きに非ざるなり。元宗が府兵を罷め軍制を改むるに非ざりせば、則ち安史・懷恩・朱泚・河北・西川・淮蔡の蓋起するや、唐久しく秦・隋と爲りしならん。惡んぞ能く懿倍の昏亂にして黃巢起るを待ちて始めて亡びんや。府軍の制は、天下に散處し、其風氣の柔剛・兵たるに任ふると否とを論ぜざるなり。多き者は千二百人、少き者は百人、隴畝に星列碁布し、乃ち白首に至りて、而も行陳有るを知らず。季冬に戰を習ひ、呼號周折するは、一の優人の戲のみ。三百人の團正、五十人の隊正、十人の火長、編定まりて而して代之を襲ひ、其の統率たるに堪ふるや否やを問ふ無きなり。尤も嗤ふ可き者は、兵械・甲裝、事無ければ則ち之を庫に輸し、征行して而して後に之を給す。刃鏞ふるも淬せず、矢屈すれども檠せず、晴燥、潤さず、雨溼、暴かさず、甲斷し胃穿ち、刀剗し弓解く。典守の吏、具を取るのみにして、倉卒に之を授け、而して程に其力を以てせざるも、能く詰る莫きなり。甲と身と、相稱はず、攻と守と、相宜しからず。用に適せざるの頑金を操り、身を蔽はざるの腐革を衣しむ。甚だしきは則ち竹を剡撓して以て戈矛と爲し、敗紙に漆ぬりて以て盾櫓と爲す。其の軍を覆し邑を陥れざる者、幾何ぞや。狎れて故事と爲し、而して應ずるに虛文を以てし、徒らに其民を道路に疲敝し、一月にして而して更し、而して適として守る者無く、固志無し。

【三】元宗は玄宗なり。
 【四】安史は安祿山・史思明なり。懷恩は僕固懷恩なり。
 【五】斷は、上下の相當る處、合はざるをいふ。
 【六】頑金は兵器をいふ。
 【七】腐革は甲冑をいふ。
 【八】剡撓は、銳利にし或は屈曲する也。
 【九】更は更代する也。

名は兵六百三十四府有りと爲せども、而も實は一卒の憑る可き無し。故に安史一たび番兵を繼して以て河を渡り、而して兩都互解す。蓋し天寶の初、府兵を改め曠騎に易ふれども、而も舊習に因循し、未だ積玩の弊を蠲きて以て更張する能はざるなり。後世の論者、古に泥みて、而して通ずるを知らず、猶ほ曰はく、『兵制は唐よりも善きは莫し』と。則ち何ぞ秦・隋の盡く銷弭して、而して猶ほ農民を驅りて以て死地に淪めざるに如かんや。詳かに府兵の制を考ふれば、其の戲たるを知るなり。太宗の以て天下を弱くする者なり。天下を弱くして以て自ら弱くせんと欲せば、則ち唐の法を師として可なるのみ。

太宗、荆王元景・長孫無忌等を以て、諸州の刺史と爲し、子孫世襲せしむ。而して無忌等、封を受くるを願はず。以て人情に達するに足る。夫れ人の情、其子孫をして世よ、其土をもち、世よ、其民を役し、富貴に無窮に席らしめば、豈に欲せざる者有らんや。其の適に以て其苗裔を殄絶し而して天下に禍するを知らば、苟くも至愚に非ざれば、未だ視て陷阱と爲さざる者有らざるなり。周の大に同姓と功臣とを封するや、聖なること周公の如く、賢なること呂召の如きは、固に辭せず。其餘は、内に居るの安きを知らざる

【一】太宗は玄宗の年號。
【二】太宗が荊州都督荆王元景等二十一王に詔して、任ずる所の刺史、咸、子孫をして世襲せしめ、功臣長孫無忌等十四人を以て刺史と爲し亦、世襲せしむること、通鑑卷百九十五貞觀十一年に載せ、無忌等が封を受くることを願はざること、貞觀十三年に載す。此章は此事を論じ、唐の時は諸侯を封建すべき時に非ざることを説くなり。

に非ざれども、而も其國を有ちて以て之を奔世に傳ふるを利とせざる無し。何ぞ無忌等の・茅土を受くるを免るるを以て幸と爲すに至らんや。時、之を爲せば、則ち人、之に安んず。時、爲す可からざる所は、貪叨して已む無く、姦を懷きて叛かんと欲する者に非ざれば、固に永く終に敵るるを知りて、而して願はざるなり。馬周曰はく、『孩童、職を嗣ぎ、萬一驕愚にして、兆庶、殃を被り、國家、敗を受けなば、則ち見存の百姓を毒害するに忍びず、甯ろ恩を已亡の一臣に割かん』と。稍や識有る者は、固に之を聞きて而して寒心するなり。故に夫子の・治を論ずる、魯論を參にして其一に居れども、而も封建に及ばず。春秋を作り、王道を明かにし、而して邾・郕の爵を受くるは、策に登さず。衛に城き杞を遷すは、皆、其功を序せず。然れば則ち春秋の世に當りて、固に復た行ふ可からざる者有りしなり。況んや後世をや。柳宗元の論出で、古に泥む者、猶ほ競ひ起りて與に争ふ。争ふを庸ふる勿きなり。試に之を行はしめば、自ら信じて以て必ず行はるとするや否や。太宗曰はく、『地を割きて以て功臣を封するは、古今の通義なり。而るに公は之を薄しとす。豈に公に強ふるに茅土を以てせんや』と。人に強ひて而して之に國を授くるは、天下の嗤と爲るのみ。惡んぞ辯ずるに足らんや。

【一】馬周の言は通鑑貞觀十三年に載す。
【二】柳宗元の論とは封建論をいふ。

貞觀、服制を改め、嫂・叔・夫の兄弟の妻は、皆、相爲めに服せしむ。周の制を變するなり。古の相爲めに服せざる者は、禮傳に之を言ふこと詳かなり。嫂は母道を以て屬す可からず、弟の妻は母道を以て屬す可からず。昭穆の分を定むる所以なり。嫂と叔とは生きて而して通問せず、死して而して爲めに服せざるは、男女の別を厚くする所以なり。唐は、兄の敬を推して而して兄に從ひて以て嫂に服し、弟の愛を推して而して弟に從ひて以て其妻に服す。昆弟の恩を廣むる所以なり。周は禮の微を謹み、唐は情の至れるを察す。皆、道なり。而して周の義は精なり。然りと雖も、抑も説有り。禮は以て萬世の經を定むれば、則ち必ず之を天下に推して而して行ふ可く、事の變を盡くして而して其中を得る者なり。此に人有り、少にして而して其父母を失ひ、抑も慈母・乳母の養無く、而して嫂、之を養ひ、長じて而して之が爲めに室有れば、則ち恩と義と、兩つながら、得て忘れざるなり。生けるとき之に藉りて以て生き、死すれば則ち忽然として而して視ること行道の人の若くなるは、心固に安んぜざる所有り。禮に在りて、舅の妻・從母の夫は、服無き者なり。而して或は曰はく、『爨を同じくすれば總す』と。我を鞠ふの恩にして而も爨を同じくするに如かざらんや。其の爲めに服せざるに忍びざるは必せるなり。此に人有り、少にして孤となり、而して兄、之を養ひ、已にして之が爲めに婦を納れ、

【一】通鑑卷百九十五唐太宗貞觀十四年、十一月丁卯、禮官奏す、「請ふ、高祖父母の服を加へて齊衰五月とし、嫡子婦の服は朞とし、嫂叔弟・妻夫の兄弟は、皆、小功を服せん」と。之に從ふ。此章は此事を論するなり。

納采より以て請期に至るまで、主人と稱する者は、皆、兄なり。既に娶りて而して兄猶ほ家政の主と爲り、未だ宮を異にせずして而して兄死す。其婦、夫の兄を視ること、君道有り。且つ兄にして而して長に居れば、則ち固に小宗の宗子なり。小宗の男女を合はせて之が爲めに服し、而して弟の妻獨り否す。一家の・統尊する所、願つて傲岸なること賓客の若くす可けんや。繼父は服無き者なり。同居して而して之が爲めに室家を成し親廟を立つれば、則ち替を服す。夫の兄は、小宗と爲す可くして、而して其室家を成す。以て繼父の同居して而して異姓なる者に視て、奚若ぞや。抑も義の・爲めに服せざるを得ざる者なり。禮に之れ有り。子思の・嫂を哭するや、位を爲して而して哭す。哭するに已む容からざればなり。之が爲めに哭す可ければ、則ち之が爲めに服す可し。君子は、夫の涕の從ふ無きを惡む。而して之に服するは、亦可ならずや。上古の世は、男女の別未だ正しからず、昭穆の序未だ審かならず。故に周公、之を此に嚴にし、而して之を辨すること精なり。後世は、男女正しくして而も恩禮賤き、兄弟の離るるは、類ね室家の猜怨に起る。則ち相爲めに服して以て友睦の誼を獎めしむるは、亦、各、其時に因るのみ。禮に曰はく、『時を大と爲す』と。百王相承けて、損益する所、知る可きなり。聖人、時王に許すに損益するを以てす。則ち貞觀の・周の制を改むるは、疑無かる可きのみ。

【二】納采請期は昏姻の禮の二條。
【三】子思の嫂を哭すること、禮記檀弓篇に載す。

(二) 兵を言ふ者「貪を使ふ」の説有りしよりして、天下の亂、遂に・弭む可からず。岑文本、黃石公の言を引きて、以て侯君集が高昌の珍寶を私するの罪を釋さんと請ふは、此説を用ふるなり。乃ち阿史那社爾、降虜を以てして、而も獨り能く君集の賂りものを受けず。邊外の法、中國よりも嚴なり。中國安んぞ能く邊外に屈せられざらんや。其軍を敗り、其城を抜き、其國を滅ぼして、而して其の獲る所を貪るは、武人の恆なり。然して君、之を以て其臣を怒り、臣、之を以て其君に叛き、主帥、之を以て其偏裨を惡み、偏裨、之を以て其主帥を惡み、兵、之を以て剽獲を戀ひて而して戰心無く、民、之を以て掠奪を受けて而して争ひて反畔し、功已に成り、亂已に定まり、踵を旋らさずして大に潰ゆ。古今、此を以てして、師を喪ひ地を失ひ、寇を致し國を亡ぼす者、一ならずるなり。貪人は類を敗る。而るに三軍の命を司りて以て亂に戡ち民を甯んじて而して國を定めしむ可けんや。漢高の・項羽に於けるは、其偏裨に非ざるなり。其の懷王に於けるは、君臣の分未だ定まらざるなり。而るに府庫を封じて以て諸侯を待つ。樊噲は屠狗者なり。能く此義を明かにし、乃ち以て項羽の怒を平げ、而して鴻門の厄を解く。項羽は知らず。終に以て怨を天下に取る。盜を誨へて、而

【一】 侯君集、高昌を破り、私に其珍寶を取り、有司の劾する所と爲り、獄に下され、中書侍郎岑文本、上疏して之を釋さんことを請ふこと、通鑑卷百九十五唐太宗貞觀十四年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。

【二】 貪を使ふは三略軍勢篇に出づ。

【三】 阿史那社爾が君集の賂を受けざることを、亦、通鑑貞觀十四年に載す。

【四】 周易繫辭傳に「歳を慢にするは盜を誨ふ」とあり。

して人、之を奪はんことを思ふ。大易豈に我を欺かんや。唐、侯君集を獄に下し、宋、王全斌を徴し、而して之をして罪を待たしむ。法の必ず飭する所なり。終に君集を釋し、而して薄か全斌を罰す。與に利を争はざるを示すなり。兩つながら之を得たり。故に兵を言ふ者の言は、皆、亂人の言なるのみ。岑文本は惡んぞ以て此を知るに足らんや。

【五】 王全斌の傳は宋史卷二百五十五に載す。

【一】 通鑑卷百九十五唐太宗貞觀十四年、戴州の刺史賈崇、所部に十惡を犯す者有るを以て、御史、之を劾す。上曰はく、「昔、唐虞は大聖にして、貴きこと天子たれども、其子を化する能はず。況んや崇、刺史と爲り、獨り能く其民をして、比屋、善を爲さしめんや。若し

是に坐して貶黜せば、則ち州縣互に相掩蔽し、罪人を縱捨せん。今より、諸州、十惡を犯す者有りと、刺史を劾する勿かれ。但だ、明かに糾察を加へ、法の如く罪を施さしめ、以て姦惡を肅清せんことを庶ふのみ」と。此章は此事を論するなり。

【二】 上其道を失ひ、民散すること久し。論語子張篇に出づ。

(三) 太宗 詔して、諸州に、十惡の罪を犯す者有りとも、刺史を劾する勿からしむ。則ち此より前、固に・之を劾するの法有りしなり。而して戴州の所部に、犯す者有り。御史、以て刺史賈崇を劾す。亦、例に循ひて以て之を劾するなり。此法は、自りて昉まる所を知らず。意ふに、蘇威、隋の世に當りて、儒術を假り治具を飾りて以て世を欺く、其れ之を創むるか。曾子曰はく、「上、其道を失ひ、民散すること久し」と。久しとは、周、道を失ひて、而して後に魯之を失ひ、魯君失ひて、而して後に卿大夫、失はざる無きなり。上とは、本を端しくし源を清くし、責を天子に歸するの辭なり。民、大逆有れば、君、月を踰えて而

して後に、爵を擧げ、自ら艾むるのみ。治の隆ならざる、教の美ならざる、天子自ら慙慙せずして、而して以て罪を刺史に移さんや。民、大逆を犯し、而して劾すること刺史に及ぶ。是に於て、互に相掩蔽し、梟獍を縱して、以て網罟より脱せしめ、天下の亂るる、風俗の壞るる、乃ち河決し魚爛るるが如くにして、止む可からず。隋の末、寇盜、天下に徧くして、而も煬帝、聞く罔く、刃、頸に加はりて、尙ほ、誰氏の賊たるかを知らず。皆、蘇威の流、苛細の法を置きて、自ら王道を詔り、而して以て耳目を塗飾し、讒賊を増長する者、之を致すなり。貪を懲らして、而して保薦の主を責め、盜を戢めて、而して漏捕の誅を嚴にし、刑を詳かにして、而して初案の枉を究むるは、皆、之に教ふるに掩蔽を以てし、而して姦を縱して以て民を賊ふの法なり。必ず、之を上を責めて以て民の散するを矜まんと欲せば、亦、天子の自ら修省を爲すに自るのみ。下なる者は、其れ何ぞ責めんや。

〔一〕 唐の太宗が、近世の陰陽雜書に託偽尤も多きを以て、太常博士呂才に命じて、諸術士と與に、行ふ可き者を判定せしむること、通鑑卷百九十六貞觀十五年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずる也。

〔二〕 孟子滕文公下篇に、「楊氏は我の爲めにす、是れ君を無みするなり。墨氏は兼れ愛す、是れ父を無みするなり」とあり。

〔三〕 爵は酒器なり。
 〔四〕 保薦は保證して推薦するなり。

〔一〕 小道邪説、世を惑はし民を誣ひ、而して是非を持して以て之と辯ずるは、未だ能く息むる者有らざるなり。而して反つて其游詞を多くせしめ、以て天下の惑を益す。是と非とは奚を準とするか。理なり、事なり、情なり。理には則ち是に似たるの理有り。事には則ち偶然の事有り。情は則ち末俗庸人の情、以て歆動し易く、沈溺して、自ら拔く能はざる者なり。理を以て之を折けば、彼且に天を援きて以て相抗せんとす。天は言無し、自ら其の然らざるを辯ずる能はず。事を以て之を徴すれば、事は適と與に相合ふ者有り、而して彼、之を揆みて、以て爽はざるの驗と爲す。情を以て之を奪へば、彼の・情を言ふ者は、富貴・利達・偷生・避死の中に在り、庸人の固有の情たり、而して惻隱・羞惡の情、以て相勝つに足らず。故に孟子の・楊墨を辯ずるや、其本に従ひて而して其罪を正して曰はく、「父を無みし、君を無みす」と。必ず誅して而して赦さざるを示すなり。其の心性を索隱し・事理を穿鑿する者の若きは、辯せざるなり。君子の大義微言は、簡にして而して文、温にして而して理、固に・其淫詞の曼衍するに敵せざるなり。太宗、呂才に命じて陰陽雜書を判定せしめ、以て其妄を折きて而して民を正に納れんと欲す。然るに妄、終に・折けず、民、終に・信せず、流れて今に及びて、日に以て増益し、且つ託して呂才の定むる所と爲して以て民を疑はしむるは、之を末に折きて、而して其本を抜かざればなり。宜なり、其横流の止まざるや。夫れ此鄙猥不經の説は、何ぞ定むるに足らんや。之を定むるも、而も孰か必ず之を信せん。乍ち之を信するも、而も孰か與に之を守らん。且つ定むる所に託して、以て人道の大經を亂る。近世、婚を擇ぶに、年命を以てし、而して其類に非ざる者に配耦せしむるが如きは、僉曰はく、「才の定むる所なり」

と。麻官は乃ち以て敬みて民に時を授くるの簡末に贅す。嗚呼、禍も亦烈しきかな。夫れ才の、理に據り・事に徴し・情に緣りて以て妄を折く所の者は、宅經なり、葬法なり、祿命なり。三者の、妖妄を以て陰陽を測りて・而して民用を賊ひ・彝倫を蔑ろにし・天理に背き・王制を干す可からざるは、智者を待たずして、而して洞として・火を観るが若し。先王、愚民の、罔を受けて而して迷はんことを慮るや、爲めに禮經に著はして曰はく、

『時日・卜筮を假りて以て衆を疑はするは、殺す』と。刑、其辜に當り、與に辯する勿きなり。然れども且つ貪儒の俗、鋒端の蜜を徵幸し、苟くも蟪蛄の生日を延べんとし、術人に嚮ひて而して行止を謀り、親を忘れ性を蔑ろにし、骨を暴すこと莽の如くにして而も收めず、爭奪競訟して以て得るを求む。君師たる者、尙ほ其言を取り而して之を剛定す。亦慎ならずや。夫れ王者は、天下の大經を正して、以て民の義を務む。國に在りては則ち朝を前にし市を後にし、野に在りては則ち流泉を相、夕陽を度りて以て民用を利して、而して宅經廢る。賢者貴く、善人富み、罪有る者必ず誅せられ、詭遇し幸に逃るるの塗塞がりて、而して祿命窮す。終を慎み遠きを追ひ、民を導くに生を養ひ死を送るの至性を以てし、限るに時を以てし、授くるに制を以てすれば、則ち葬法調す。然して術を挾みて以て利を鬻ぐ者有れば、其首を殺

- 【三】 麻官は屠官なり。
- 【四】 敬みて民に時を授く。尙書堯典の語。
- 【五】 時日卜筮云云。禮記に出づ。
- 【六】 鋒端の蜜は、危險にして得易からず、且つ微細なる利益に喩ふ。
- 【七】 蟪蛄の生日は人の一生の短きに喩ふ。
- 【八】 國は國都をいふ。

し、其從を竄し、其書を焚き、而して之を藏する者は、必ず誅して赦さず。剛斷を以て之を裁せば、數十年にして而して定む可からん。此を舍てて・圖らず、屑屑然として與に是非を疑信の間に較し、其輔頰舌に咸じて、以て匪人と争ふは、其の以て天下を感ずること、亦、已に未なり。呂才の定むるは、適に以て亂を長ず。言は、辯なりと雖も、誰にか之を聽かしめん。

(二) 子を立つるに適を以てし、而して適長の者不肖にして、必ず、以て社稷を承くるに足らず。此を以てして、變故、宮闈に起り、兵刃、骨肉に加はる。此れ人主の甚だ難しとする所にして、而して社稷の臣有りと雖も、其議に任ふる能はざるなり。魏王泰、太宗の懷に投じて曰はく、『臣、今日始めて、陛下の子と爲るを得たり』と。褚遂良即ち此を以て泰の姦を折く。偉なり。而るに唐幾ど高宗に亡びんとし、遂良、命を致して以て自ら靖んずれども、國を靖んずる能はず。故に曰はく、『人主の甚だ難きにして、而して社稷の臣、其議に任ふる能はざるなり』と。丹朱不肖にして、堯、天下を以て舜に與ふ。聖人、非常の擧を勸む。後世の學ぶ可き所に非ざるなり。舜立ちて、而して丹朱、虞賓の位に安んず。魏王、竄せずんば、能く高宗の世に帖然たらんや。太宗、能く高宗の承乾と泰とを容るるを保すれども、而も泰の・藩服に安ん

- 【九】 其輔頰舌に咸す。周易咸卦上六の爻辭。
- 【一〇】 唐の太宗が太子承乾を廢し、晉王治を立てて太子と爲すこと、通鑑卷百九十七貞觀十七年に載す。参照せよ。此章は此事を論するなり。

じて以て高宗に承事するを必する能はず。則ち情を抑へ法を伸べて以て泰を制するは、事、已むを獲ざる者有り。自ら牀に投じ、刀を抜き、勿ねんと欲す。嗚呼、英武なること太宗の如くにして、而も歎して以て死を求むるや、亦、悲む可きかな。或は曰はく、「適長を立てて、而して賢なる能はざるも、人を選びて以て之を輔けば、憂ふる勿きなり」と。似たるなり。太宗の世、忠直の老臣は、魏徵に過ぐる者有る無し。固に師保の任を以て之に任す。乃ち徵嘗て建成の宮僚と爲る、效、既に観る可し。徵、正月を以て卒し、而して承乾、四月を以て反す。徵即し死せずとも、固に能く其徳を改むる無し。大難興らば、徵、袁淑と爲らんのみ。紇干承基の流、徵に於て何ぞ憚らん。教は、君父の・身に反みるなり。僅に之を師保に責む可きに非ざるなり。光武、東海を廢して明帝を立て、而して漢道昌に、東海も亦其福祿を保ち、竄を待たざるなり。光武の・君父たる者、媿づる無きなり。太宗は、兄弟の血を宮門に踏み、早く孫に教ふるに木に升るを以てし、其の寵愛する所を竄逐して、以て長孫無忌の請に徇ひ、高宗の・家を克くする能はざるを知りて、而も姑く之に授け、吳王恪の賢なるを置きて、以て之を死に陥る。夫れ亦、身に反みて、令からず、故に以て其終を救ふ無きなり。漢文、藩を代北に守るの際、内亂るれども而も窺覷の心無く、迎立已に定まれども、猶ほ三たび讓り、然して有司、太子を建てんことを請へども、猶ほ遅久して而して定めず。誠に之を慎むなり。敢て嫡長を執りて以て天位を輕んずるに非ず。況んや太宗の・徳に慙づる有るをや。

長孫無忌曰はく、「太子は仁恕にして、實に守文の徳なり」と。此れ侯者の辯なり。太宗、之を折く能はず、遽に治を立てて而して改めず、唐幾ど以て亡びんとせり。仁恕は、君徳の極致にして、以て天下を取りて而も餘有り。況んや守文をや。無忌は惡んぞ仁恕を知らんや。明かならざれば、以て仁と爲す可からず。忠ならざれば、以て恕と爲す可からず。仁は愛の理なり。而して其の情に發するや、以て動き易し。故に下位に在りては、利に動かされ易く、上位に在りては、欲に動かされ易し。君子の仁は、廓然として情の貞淫に曙かにして、而して虚にして以て萬物の理に順ひ、義と相扶けて、而して還つて以て相濟ふ。故に仁は陰の徳なり。而して其用は陽なり。若し物に遇ひて而して即ち其の忍びざるの情を發すれば、則ち嘯呪向沫する者と相取りて、而して萬物の死生、恤へざる所有り。陰の徳は、陰を以て用ひ易し。而して用ふるに陰を以てするは、乃ち仁の賊なり。此れ高宗の仁なり。恕は、己を推して以て人に及ぼす、仁の牖なり。己の欲を以て、之を物に推すは、難の難なる者なり。難の難なるは、其の推す所の者己の欲なるを以てなり。故に君子の恕は、其の欲せざる所を推して、以て人に施す勿くして、而して其欲を推さず。必ず施すに欲する所を以てする者は、心に從ひて而も矩を踰えざるに非ざれば、未だ推す可からざるを以てなり。然して欲せざる者

【一】 通鑑卷百九十七貞觀十七年、長孫無忌、太宗に謂ひて曰はく、「太子は仁厚にして、眞に守文の良主なり云云」と。此章は此事を論するなり。
 【二】 守文は守成なり。
 【三】 嘯呪は強ひて笑ふ也。
 【四】 心に從ひて而も矩を踰えず。論語爲政篇に、「心の欲する所に從ひて矩を踰えず」とあるに本づく。

も、亦、言ひ難きなり。己の聲色臭味を奪ひて、而して康に集らざらしむるは、固に人の欲せざる所なり。此を以てして、人に奪ふを欲せざれば、則ち己の道を屈し、天下の情を屈して、以て人の快愜を免れんことを求むるは、皆、怨と曰ふ可くして、而も以て女子小人、僉壬讒佞の者を縦にするこゝと彌甚だし。思なる者は、己に發して自ら盡くすの謂なり。己の爲す可き所を盡くし、己の宜しく爲すべき所を盡くし、己の爲さざる所を盡くして而して爲さず、而して後に、其の欲せざる者を以て物に推して而して施す勿かる可し。然らずんば、人且に呼籲して以て請ひ、涕泣して以て干め、其蝶狎の私を陳べて以て匍伏して而して命を待たんとす。女子小人僉壬讒佞の、未だ志を得る能はざるの日、方に此術を挾みて以て我を怵ふ。而して己、義利理欲の情に於て未だ定まらざれば、則ち見て、拂る可からずと爲して而して之に徇ひ、以て其姦邪を恣にする。皆曰はく、「是れ欲す可からざる者、施す勿かれ、怨なり」と。故に仁恕は、君子の大徳にして、中人以下の能く之に居りて疑はざる所の者に非ざるなり。高宗は、竟に、此を以てして、其妻子を庇はず、其世臣を保たず、殃、子孫に及び、禍、宗社に延ぶ。長孫無忌は、惡んぞ以て仁恕を知るに足らんや。仁恕の名を挾みて以て太宗を欺き、而して太宗、其罔を受く。故に曰はく、「佞者の辯なり」と。太宗、明、困する所有り、忠、諷する所有り、遂に、以て佞人の口を折く無くして、而して其邪を離らしむ。此れ三代以下、學、明かならず、徳、修まらず、聖王の理に縣絶する所以なり。

【五】僉壬は佞人なり。
【六】罔は欺罔なり。

絶する所以なり。

(一) 惡を負ひて、而して人の知るを畏れ、之を拵ひて、著はれざらしめ、以て天下を疑はするは、小人の僞なり。其れ猶ほ人の知るを畏るるなり。敢て著はさず、著はすに忍びざるの心有るは、則ち猶ほ天良の未だ盡く亡びざるなり。抑も著はさずして而して天下をして疑はしむれば、則ち天下をして猶ほ大惡の決して爲す可からざるを疑はしめ、而して名教抑も以て未だ燼えず。畏るる所無く、拵ふ所無くして、而して後に、惡、天下に流れ、延きて後世に及び、而して心喪びて以て餘無し。太宗親ら弓を執りて以て其兄を射殺し、疾呼して以て刃を其弟に加ふ。斯時や、凶を窮め慘を極め、而して人の心、毫髮の存する者無きなり。史臣、高祖實錄を修め、語、微隱多く、怵惕して甯んせるの情有るが若し。夫れ人皆有るの心なり。且つ以て後世に示すこと、宋の太宗の燭下斧影の事と同じ。其傳疑はしければ、則ち人固より天倫の狀ふ可からざるを謂ふなり。而るに太宗、命じて其事を直書せしめ、天に畏るる無く、

【一】通鑑卷百九十七唐太宗貞觀十七年、玄齡、乃ち給事中許敬宗等と、刪して高祖今上實錄を爲り、癸巳、書成りて之を上る。上、六月四日の事を書するを見るに、語、微隱多し。玄齡に謂ひて曰はく、「周公、管蔡を誅して以て周を安んじ、季友、叔牙を煇して以て魯を存せり。朕の爲す所、

亦是に類するのみ。史官何ぞ諱まん」と。即ち命じて浮詞を削去し、其事を直書せしむ。此章は、此事を論じ、太宗が史官をして其の太子建成と齊王元吉とを殺しし事を直書せしめしことの非なるを痛論するなり。
【二】宋の太宗の燭下斧影の事、宋の太祖、不豫なるや、后、